

第29回 慶應義塾図書館貴重書展示会

古文書コレクションの源流探検

— 反町十郎、反町茂雄、木島誠三、木島櫻谷、そして…



第29回慶應義塾図書館貴重書展示会

古文書コレクションの 源流探検

反町十郎、反町茂雄、木島誠三、木島櫻谷、そして…

会期：2017年10月4日～10月10日

会場：丸善・丸の内本店4階ギャラリー

主催：慶應義塾図書館 協賛：丸善雄松堂株式会社

ギャラリートーク

10月7日(土)・8日(日)・9日(月・祝) 各日14:00～

慶應義塾大学 文学部教授 中島圭一

慶應義塾大学 文学部准教授 上野大輔

ごあいさつ

今回で29回目を迎える慶應義塾図書館貴重書展示会は、初めて本格的に古文書に焦点を当て、「古文書の源流探検—反町十郎、反町茂雄、木島誠三、木島櫻谷、そして…」と題して、鎌倉時代から江戸時代に至る蒐集文書コレクションである、反町文書を展示します。

反町文書は慶應義塾大学の卒業生（塾員）である故反町十郎氏からご寄贈いただいた約160点の古文書コレクションです。昭和31年（1956）、2年後に控える慶應義塾創立100年の記念事業の一つとして義塾に寄贈されました。反町十郎氏は、昭和2年（1927）に本塾大学経済学部を卒業し、実業家として活躍される一方、重要文化財「越後文書宝翰集」（現在は新潟県立歴史博物館蔵）の旧蔵者としても知られるように、古文書の蒐集家でもありました。慶應義塾は塾員との絆が強く、学生、教職員、塾員全体を社中と呼び、その社中が協力して義塾の運営・発展に尽力する「社中協力」の伝統があります。慶應義塾図書館の歴史においても、数多くの貴重な資料が塾員から寄贈されてきました。足利尊氏、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康など、日本史を彩った人物の文書を多数含むこのコレクションは、その代表的なものといえます。平成20年（2008）には東京都港区の指定文化財となり、義塾図書館の主要なコレクションの一つとして今日に至っています。今回は寄贈時のお披露目展覧会以来の本格的な展示となり、約70点を一堂に出品します。

本展示の企画・監修は、文学部日本史学専攻の中島圭一教授と上野大輔准教授にお引き受けいただきました。両教授は、さまざまな出所から蒐集家の視点で集められた蒐集文書という性格に着目して、個々の文書の来歴を丹念に調査されました。その過程で従来知られていなかった来歴が詳らかになり、反町文書というコレクションがどのように形成されてきたのか、その源流を探ることを展示会のテーマとして設定されました。一方で、コレクションに含まれる多様な文書を用いて、「古文書のかたち」（形態）や「古文書を探る」（歴史的事実の探求）といった展示セクションも加えられ、専門家から一般の方まで、幅広くお楽しみいただけるような構成となりました。内容豊かでバラエティに富む蒐集文書の世界をご堪能いただければ幸いです。

今回の展示開催にあたって、反町十郎氏のご遺族でいらっしゃる反町キクエ様に多大なご協力を頂戴いたしました。生前の反町氏のお話をお聞かせいただくとともに、貴重なお写真をご提供いただきました。また、東京大学史料編纂所様からは、関連文書の画像や最新の歴史研究に関するコラムをご提供いただき、見学者の皆様が展示をより深くご理解いただけるようご協力をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、今回の展示会にご協力をいただいた丸善雄松堂株式会社をはじめ、ご関係の皆様へ深く感謝申し上げます。

2017年10月
慶應義塾図書館長
赤木 完爾

【お詫びと訂正】

本図録完成後、翻刻と解説の誤りが見つかりましたので、訂正いたします。

- ・ 59 号文書の翻刻（101 頁）4 行目の「即時」は、正しくは「即事」です。
- ・ 68 号文書の解説（78 頁）で「下野の旗本岡本義保」とした人物は、正しくは「京都の賀茂別雷神社（上賀茂神社）の社家岡本保望」です。95 頁の目録中の「義保」と 99 頁の翻刻の注記「義保」も、それぞれ「保望」に訂正いたします。
- ・ また、39 号文書の解説（48 頁）の冒頭で言及した、武田勝頼が父信玄から継承した朱印は、既往の研究では信玄個人ではなく武田家の印とされています。これに従えば、勝頼が父と同じ朱印を使用したのは武田家を相続したからであって、信玄の死を隠したこととは無関係ということになり、何らかの連関があるかのように読める本解説は筆の走り過ぎということになります。ただし、この朱印が家印とされているのは二代にわたって使用されたからであって、「三年秘喪」という事情がなければ信玄の個人印としてその役割を終えた可能性もありそうです。というのも、これ以前に世代を超えて使用され続けた家印は関東の後北条氏の虎朱印があるくらいで、例えば駿河の今川氏真は父義元から印のモチーフとして「如律令」という文言を継承しましたが、印そのものは変更しており、印判状を多用した織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の印も子孫に継承されませんでした。もし戦国大名の使用する印としては個人印が主流で、家印は例外的であったとすれば、結果的に本解説の表現は歴史の真実を言い当てたものとなる可能性があります。というわけで、ここでは取り敢えず訂正はせず、皆さんの注意を喚起するにとどめておきます。
- ・ 参考資料の解説（45 頁）の 2 行目「洞院家旧蔵史料」の後に「の紙背文書」の 5 文字を補ってください。

執筆者一同

目 次

ごあいさつ	慶應義塾図書館長	赤木 完爾
展示にあたって	慶應義塾大学文学部教授	中島 圭一
展示解説		
一 反町茂雄から反町十郎へー所蔵者たちの肖像①ー		1
展示番号1～5		
二 木島櫻谷と木島誠三ー所蔵者たちの肖像②ー		8
展示番号6～16		
三 古文書の軌跡を辿る		21
展示番号17～37		
四 古文書のかたち		46
展示番号38～50		
五 古文書を探る		60
展示番号51～70		
参考文献		85
出品リスト		87
付録		
反町文書目録		90
反町文書翻刻（図録掲載分）		115

凡 例

- ・本図録は、第29回慶應義塾図書館貴重書展示会「古文書コレクションの源流探検―反町十郎、反町茂雄、木島誠三、木島櫻谷、そして…」(2017年10月4日～10月10日)の展示解説図録である。
- ・展示解説には原則として、展示番号、資料名、発給年月日(年欠の場合の推定年次は〔 〕)、法量(縦×横、単位はcm)、三田メディアセンターの請求記号、『史学』32巻1号～34巻1号(1959～61年)に掲載された「反町文書」の翻刻番号を付した。
- ・展示解説の執筆は中島圭一(N)・上野大輔(U)が分担したうえで、全体を中島が調整した。なお、執筆分担はそれぞれの解説の末尾にイニシャルで示した。
- ・展示資料の翻刻は巻末にまとめて掲載した。その際、用字や改行はできるだけ原資料の形態を尊重し、また適宜傍註を付した。ただし解説文中では、「 」による引用を除き、原則として常用字体に改めた。
- ・解説文中の年代は、1873年の太陽暦改暦以降については西暦年、それ以前については原則として和暦年(対応する西暦年)で表記し、後者について月日単位の西暦換算は行わない。ただし、人物の生没年や在任期間は、和暦年に対応する西暦年だけで表記した。
- ・解説文中の人名は、原則として当該の時点における名乗りを用いて表記した。個々の資料に文書名を付けるにあたって、この原則に従った。
- ・解説文中の敬称はすべて省略した。
- ・参考文献は、展示解説の末尾にまとめて掲げた。

展示にあたって

慶應義塾図書館所蔵「反町文書」は、1956年に塾員反町十郎（1927年経済学部卒）から寄贈された160通余りの古文書コレクションである。寄贈前日の6月6日に朝日新聞東京版に掲載された「戦国武将の古文書 先輩から慶大へ」という記事は、文化財保護委員会事務局美術工芸品課の松下隆章（1933年文学部卒）がある座談会で「歴史の資料がほしい」と語ったのを読んで、2年後の慶應義塾創立100年に向けた記念事業の一つとして寄贈を申し出たと伝えている。王子製紙社長藤原銀次郎の秘書や外務省嘱託を務めて広い人脈を有した岡部長二（1916年理財科（現在の経済学部）卒）が松下とともに仲介して寄贈が実現することになり、同年10月に慶應義塾図書館が開催したお披露目の展示会には反町十郎も来訪した。



慶應義塾図書館での展示会を訪れた反町十郎

「反町文書」のほとんどは掛幅の形で、残りもすべて卷子の形で、全147軸に表装されており、個々の文書の年代としては鎌倉時代から江戸時代末にわたるが、ほとんどが武家発給文書という点に特徴がある。しかも、足利尊氏を初めとする室町幕府の将軍たち、上杉謙信・今川義元・大友宗麟・島津義久・伊達政宗などといった戦国大名、そして織田信長・豊臣秀吉・徳川家康やその周囲で活躍した前田利家・加藤清正・黒田長政・本多忠勝ら、さらには徳川光圀に至るまで、一般にもなじみ深い名前が並んでいる。

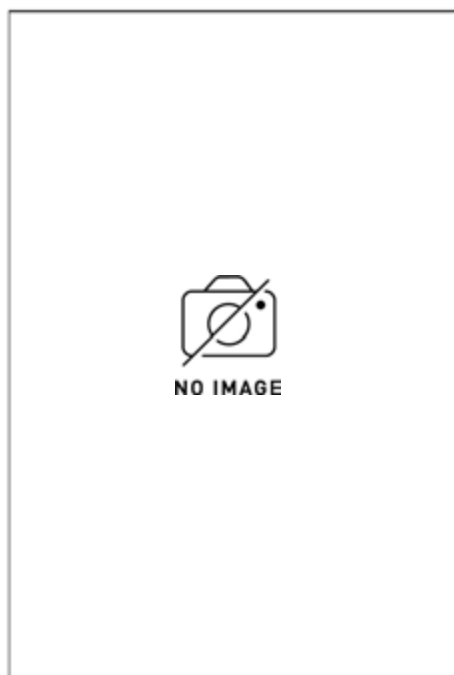
年代幅はともかく、これだけ有名人を多く揃えて、さらに地域的な広がりがあるのは、「反町文書」がもともと特定の家や寺社に伝わった一個の文書群でなく、様々な出所のものを集めた蒐集文書であるがゆえである。本展示ではこの蒐集文書という性格にスポットを当て、「反町文書」というコレクションの形成過程を、戦中から昭和初期、大正、明治、江戸時代と年代を遡りながら、その源流を探っていく。

（文中敬称略）

慶應義塾大学文学部教授

中 島 圭 一

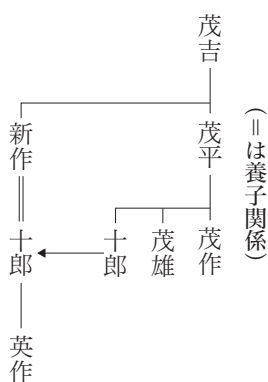
一 反町茂雄から反町十郎へ—所蔵者たちの肖像①—



反町十郎

反町十郎（1903～82）は新潟県古志郡長岡町（現長岡市）の米穀仲買業・反町茂平の十男として生まれ、叔父新作の養子となって、実業家として活躍した。家系図では従兄にあたる実兄の反町茂雄の著書『一古書肆の思い出』によれば「元来は時計製造会社のオーナーの社長でしたが、戦争中には軍に半ば徴用されて、主に小銃の信管を製作させられ、終戦時には一万人もの工員を使用していました（中略）その後、会社は潰れましたが、手堅い人でしたから、ガソリン販売会社の社長や保険会社の大株主として不足のない生活をし」という。

実家の長兄にあたる反町茂作も、東京動産火災保険～大東京火災海上保険の社長や会長を歴任するとともに、東洋陶磁などの造詣が深く、北大路魯山人らとの交流があった人物なので、もともと十郎自身にもコレクターの血が流れていたと考えられるが、彼を古文書蒐集の道に引きずり込んだのは、直接には前出の茂雄であった。



反町家略系図

反町茂雄（1901～91）は東京帝国大学法学部を卒業後、古書店勤務を経て1932年に弘文荘を開業し、国宝・重要文化財級の古典籍や古文書を目録販売で商ったことで知られる。それまで専ら古写本・古写経等の典籍類を扱っていた彼が、本格的に古文書の売買に参入するきっかけとなったのが1943年2月、上杉家関係の郷土史家として著名な伊佐早謙によって蒐集され、新潟近くの大地主の手にわたっていた越後の武家文書722通（後に「越後文書宝簡集」と命名され、現在は新潟県立歴史博物館所蔵）を25,000円で仕入れたことで、これを販売した相手が従弟の反町十郎だったのである。『一古書肆の思い出』に記すところによれば、越後の歴史に関わる文書なので新潟に置くべきというアドバイスを得たものの、この方面へ関心を



反町十郎旧邸の座敷。1943年頃に長岡から東京に移築されたもの

抱き得る素養と十分な資力とを具えた人物・機関が他に見当たらないことから、それまでの種のものとは無縁だった十郎に引き受けてもらったのであった。

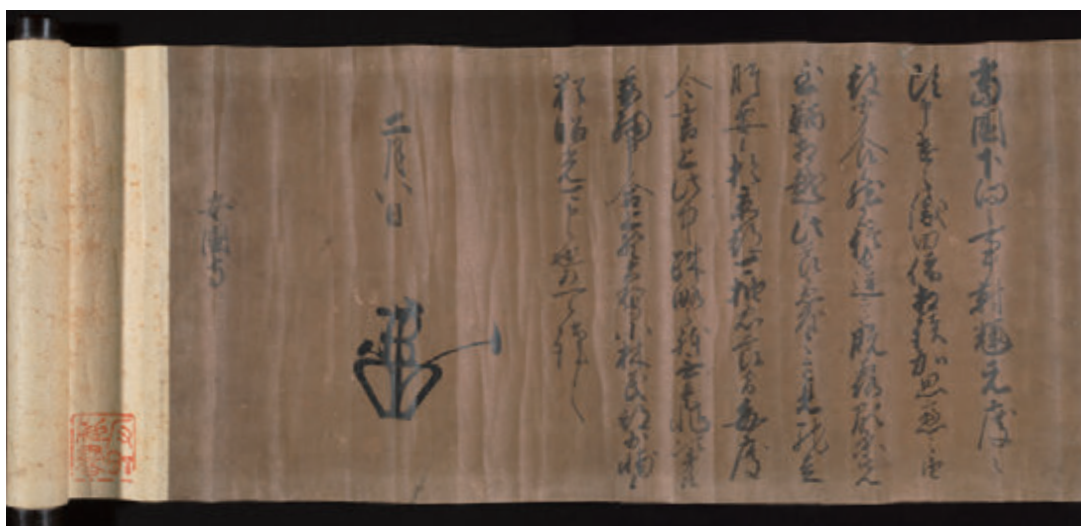
そして同じ1943年の12月、やはり『一古書肆の思い出』によれば、「京大の三浦周行博士の門下で、^{このしま}木島誠三さんという国史家の蒐集」になる160～170点の古文書を、弘文荘は20,000円で仕入れた。「越後文書宝簡集」と比べ、点数の割に評価が高いのは、「中世の各時代と、江戸初期の有名なものが一通り揃って居り（中略）表具つきで、体裁が立派」であったためらしい。ところが当時は用紙不足で目録が出せず、1点1点の分売が難しかったことから、「中に上杉謙信の長文の書状など、越後関係の良い資料が六、七点ありましたので、それを頼りに」ほぼ原価で反町十郎に全部引き受けてもらっている。それから十数年後にこのコレクションの大部分が慶應義塾に寄贈され、「反町文書」となったわけである。

1943年の2件の古文書購入によって蒐集に目覚めたのか、以後も十郎の名は『一古書肆の思い出』に度々登場する。特に古写経を熱心に集めている様子がうかがえるが、その一方で興味深いのは入手した古写経の一部を弘文荘に売却する記事も散見することで、いったん自分のものにしたら手放さないタイプのコレクターでは決してなかったらしい。1943年の20,000円と言えば現代の数千万円にあたるであろうが、それだけのお金をかけて購入したものを無償で手放したのは、1958年の慶應義塾創立100年に向けて愛塾心が刺激される状況にはあったにせよ、自分の手許に置くより母校の歴史教育に役立てた方が有益だという考え方ができる人物であったためではないかと想像される。

(N)

1 足利義昭御内書 [天正4年] (1576) 2月8日 (20.5×41.6cm)

130X@70@1(『史学』翻刻57)



卷末紙の蔵書印

織田信長との対立から京都を退去した足利義昭が、紀伊由良を経て備後鞆^{とも}に入った直後に、毛利氏の外交僧として知られる安国寺恵瓊^{えけい}に送った書状。料紙は斐紙。毛利輝元が本拠安芸への受け入れを渋っていたのを押し切って、毛利領国の鞆に入ったことを伝え、今後の助言と協力を求める。同内容のものを毛利一門の吉川元春・小早川隆景、毛利家臣の福原貞俊・熊谷信直にも送っている。

文書に続く巻末紙に捺された印は「反町藏書」と判読されるので、反町十郎の蔵書印と判断される。現在の反町家には見当たらないので、蒐集の初期に用いた印であろう。

(N)

2 上杉謙信書状 [元龜3年] (1572) 9月23日 (33.5×34.3cm)

130X@32@1 (『史学』翻刻49)



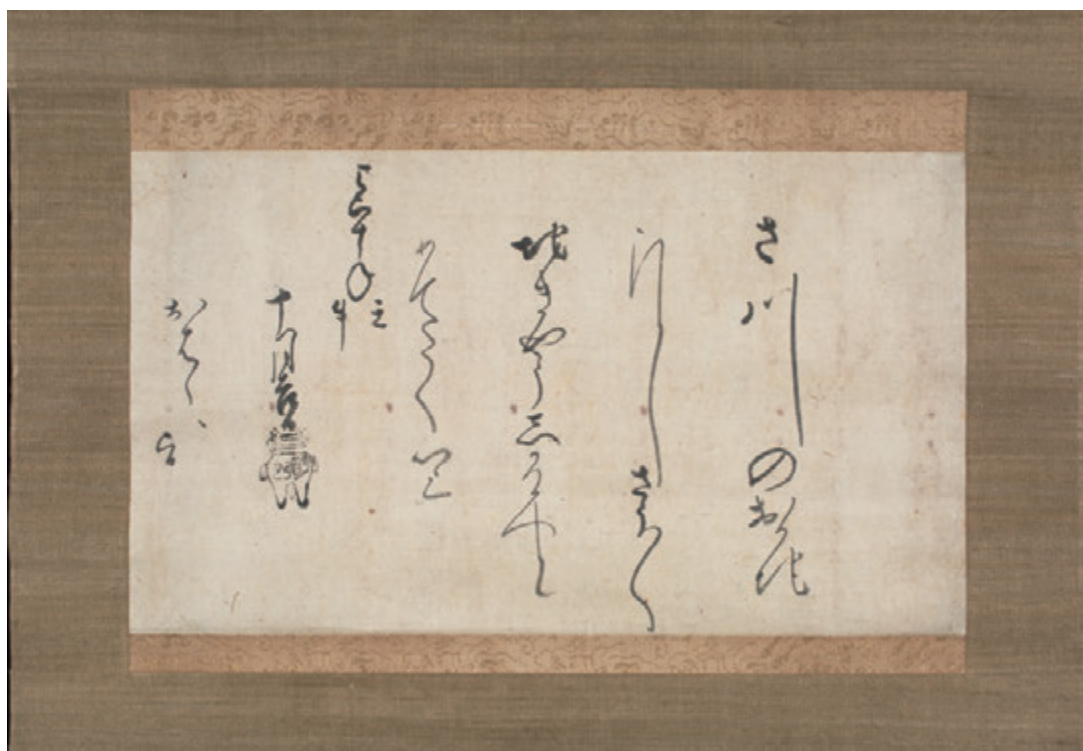
上杉謙信から能登畠山家臣平堯知に宛てて、織物五端の贈り物の礼を述べるとともに、越中の一方向一揆を撃破したことを詳しく伝えた書状。料紙は斐紙。

反町十郎は郷土越後の歴史に関心があり、慶應義塾への文書寄贈にあたっても「謙信書状など、自分に必要なもの七、八点だけを手許に留め」(『一古書肆の思い出』) たが、上杉氏に関わる文書すべてを残したわけではないことが分かる。上杉謙信の文書のサンプルとして必要だという教育的配慮であろう。

(N)

3 伝上杉景勝黒印状 天正10年（1582）10月吉日（24.4×42.2cm）

130X@49@1（『史学』翻刻65）



上杉景勝の黒印状と伝えられてきた文書。内容は、女性（おはは）に知行を宛行^{あてが}ったもので、仮名書きで記されている。黒印は鼎形^{かなえ}で、印文は「明朗」。同じ黒印を用いた景勝の文書は確認されておらず、『上越市史』別編2では本文書は「某黒印状」とされ、景勝のものと認定されていない。

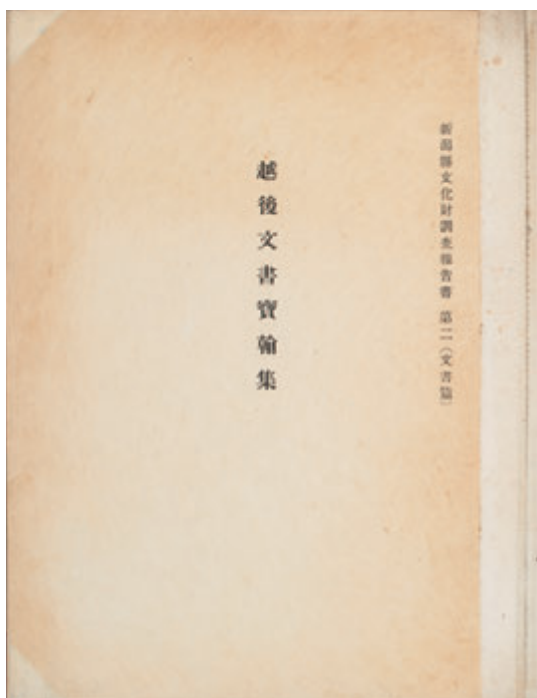
本文書は、『越佐史料』巻6（1931年刊）に収録された段階では志賀楨太郎（1909～73）の所蔵であった。志賀は米沢出身で、1939～60年に東京帝国大学（のち東京大学）史料編纂所で影写に携わり、古文書・古記録の蒐集で知られる人物である。したがって本文書は、景勝黒印状として志賀楨太郎～（この間未詳）～木島誠三～反町十郎～慶應義塾と所蔵者を変えて伝来したことになる。

(U)

4 『新潟県文化財調査報告書第二（文書篇）越後文書宝翰集』

佐藤進一〔編〕〔新潟〕：〔新潟県教育委員会〕

51H@14@1

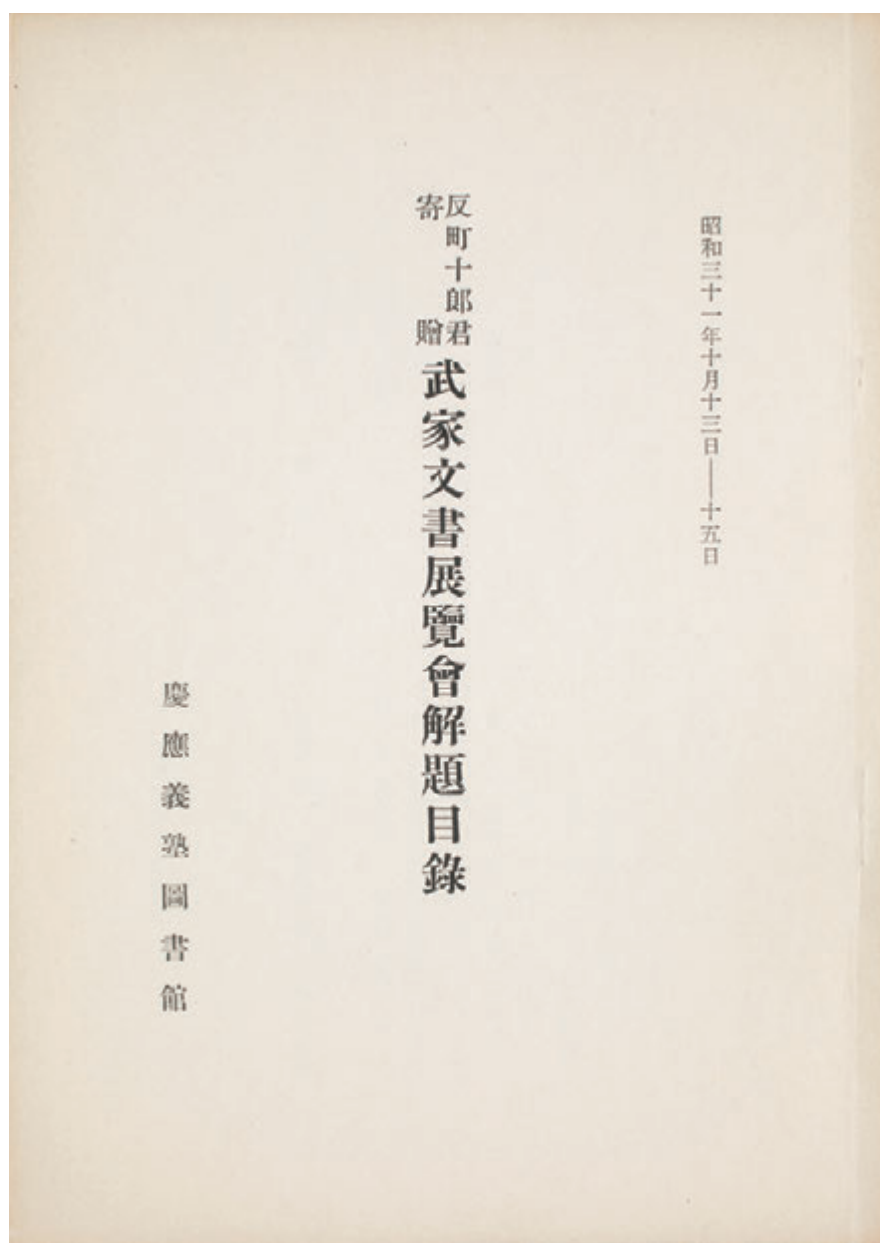


本コレクションの少し前に反町十郎が入手した「越後文書宝翰集」を、1953年12月に新潟県が文化財指定した後、同県出身の中世史研究者佐藤進一（当時東京大学助教授）に委嘱して調査・刊行した報告書。「反町文書」に先だって、1955年1月に慶應義塾へ寄贈されたもので、反町十郎の署名がある。

(N)

5 『反町十郎君寄贈 武家文書展覧会解題目録』

慶應義塾図書館〔編〕 東京：慶應義塾図書館，1956.



寄贈を受けた慶應義塾図書館が1956年10月13～15日に開催した展覧会の目録。担当した同館の阿部隆一が記すところによれば、寄贈直前の同年7月には長岡で展覧会が開催されているので（阿部隆一「有名武将の筆跡を見る 越路に反町氏を訪ねて」）、コレクションはそれまで長岡で保管されていたのであろう。

(N)

二 木島櫻谷と木島誠三―所蔵者たちの肖像②―

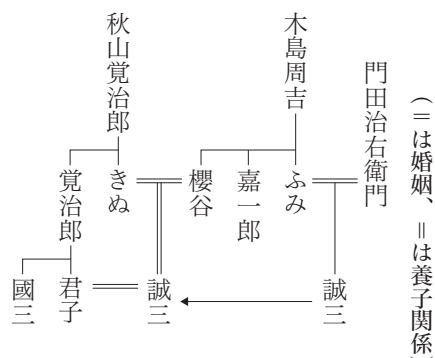


木島誠三（左）

「反町文書」の母体となる古文書コレクションを反町茂雄が買い付けた相手である木島^{このしま}誠三（1900～54）は、京都帝国大学法学部を1924年、同文学部を1927年に卒業し、和歌山師範・同志社予科・神戸高等商業・同志社大学文学部などで教鞭を取った後、1941年から地方教学官に任ぜられ、愛知県学務部教育課付となって名古屋に赴任し、1943年8月までその職にあった。古文書を手放した同年12月には文部省嘱託となっていたが、名古屋の松本書店が仲介したと反町茂雄が『一古書肆の思い出』に記していることからみて、まだ愛知県で勤務していたのであろう。

如上の経歴を見ると、現代の貨幣価値で数千万円に上るようなコレクションを蒐集する資力が、誠三に果たしてあったのかという疑問が

生ずる。そこで浮かび上がるのが、誠三の叔父で、彼を養子に迎えた木島櫻谷（1877～1938）である。櫻谷は20世紀初頭から京都画壇で活躍した日本画家で、各方面からの依頼を受けて多くの作品を制作しており、現在も京都市北区に建つ旧邸（櫻谷文庫）を訪れると彼が築いた財産の大きさをうかがうことができる。しかも、櫻谷自身が古書画のコレクターであり、櫻谷文庫に遺された書画軸の箱の中に「反町文書」のそれと同種のものが確認されるのに鑑みれば、慶應義塾所蔵のコレクションの形成に櫻谷が関与した可能性は高い。



木島家略系図

ただし「反町文書」は、江戸期の漢詩文の書を好んだ櫻谷の関心に比較的近いものをいくつか含むものの、ほとんどは武家の発給にかかる文書であり、戦国大名伊達氏の分国法をテーマとする卒業論文「塵芥集に就て」（後に『歴史と地理』27－6（1931年）に掲載）を著した誠三の方が蒐集の主体にふさわしいように思われる。箱書も多くは誠三の筆跡と推定されるので、誠三の専門的関心に基づく古文書蒐集を、養父の櫻谷が金銭面で支援したのではなかろうか。

(N)



木島櫻谷



木島櫻谷旧邸（櫻谷文庫）

写真提供・協力：木島温夫氏、櫻谷文庫、泉屋博古館

6 豊臣秀吉朱印状 天正17年（1589）11月19日（45.3×62.8cm）

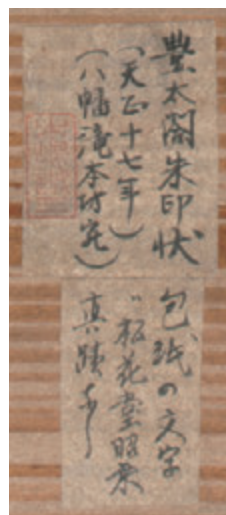
130X@58@1（『史学』翻刻70）



豊臣秀吉が石清水八幡宮の社僧瀧本坊（乗祐カ）に山城国八幡庄内69石を寄付した朱印状。料紙は厚手で縮緬状のしわをもつ立派な檀紙で、その大きさと合わせて、秀吉が自らの権力を象徴するものとして多用した。

本文書は1929年8月、54号文書とともに京都帝国大学が影写しており、「文学士木嶋誠^(ママ)氏藏」としているが、これが木嶋誠三の誤記なのは疑いない。2年前に同大学文学部を卒業して文学士となった誠三は、当時、同志社大学予科講師を務めながら、母校の大学院に入学したばかりであった。そのような環境の中で、誠三は自身の入手した秀吉関係の文書を研究室に持参し、影写に供したのであろう。なお、本文書の紙箱には「木嶋誠三」の蔵書印が捺されている。

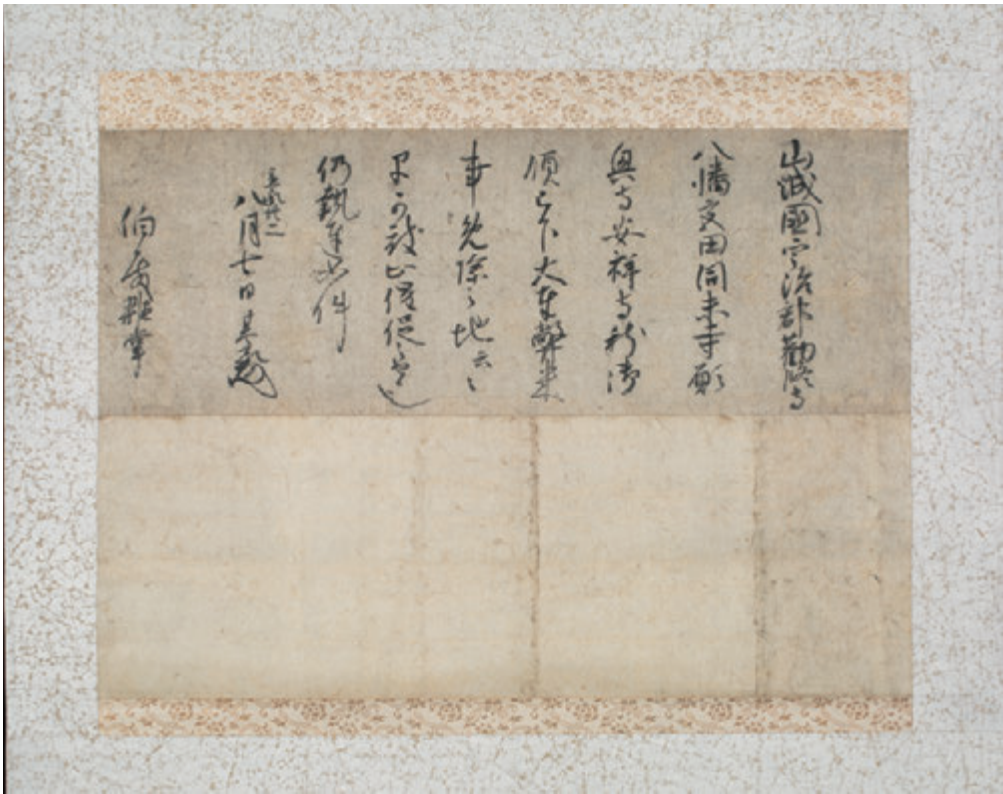
(U・N)



紙箱の蔵書印

7 室町幕府奉行人奉書 応永22年（1415）8月7日（28.8×41.3cm）

130X@16@1（『史学』翻刻21）



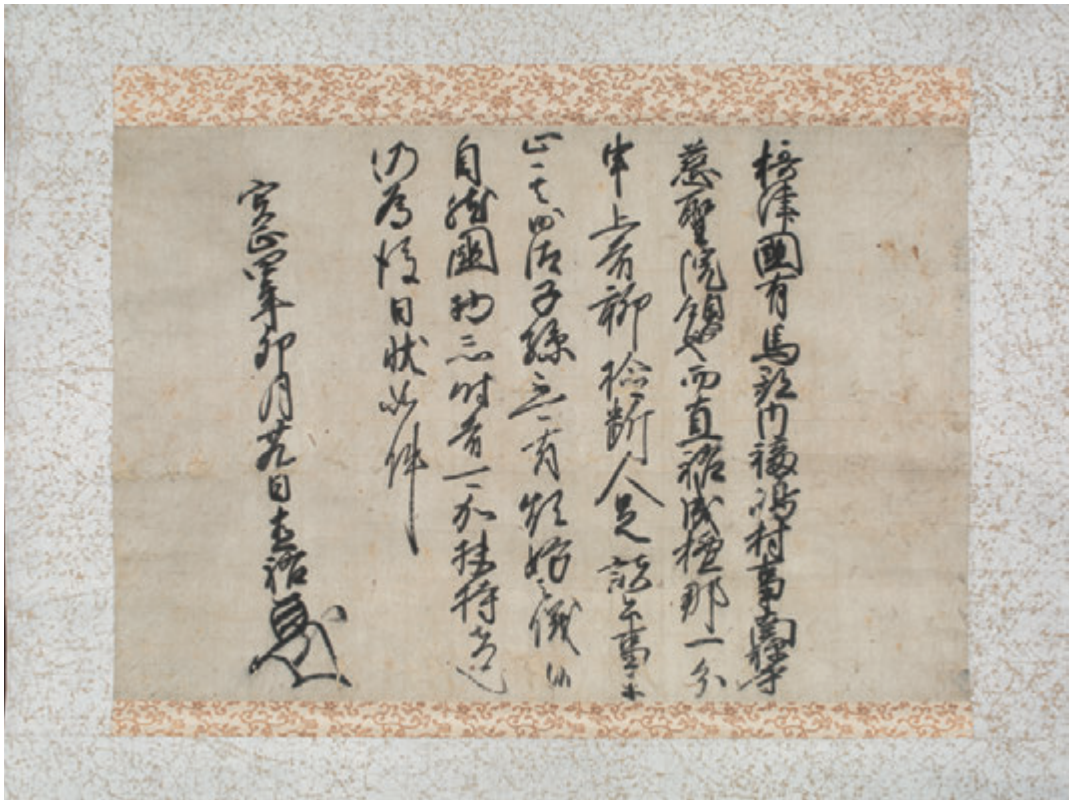
1932年3月に京都帝国大学が作成した影写本から、当時、木島櫻谷の所蔵であったことが判明する文書10点の一つ。

内容は、現在の京都市山科区にある勧修寺領の八幡宮田ほかについて、応永22年（1415）の大嘗会に伴う大奉幣の費用の賦課を免除することを室町幕府が決定し、徴収担当の神祇伯資忠王に伝えたもの。案文（中世に作られた写し）が勧修寺に伝来しており、本文書もかつて勧修寺にあった可能性が高いが、1887年作成の影写本「勧修寺文書」（東京大学史料編纂所架蔵）には見当たらないので、それ以前のおそらく江戸時代のうちに流出したものであろう。

(N)

8 赤松直祐書下 寛正4年(1463)卯月29日(29.3×43.4cm)

130X@22@1(『史学』翻刻25)



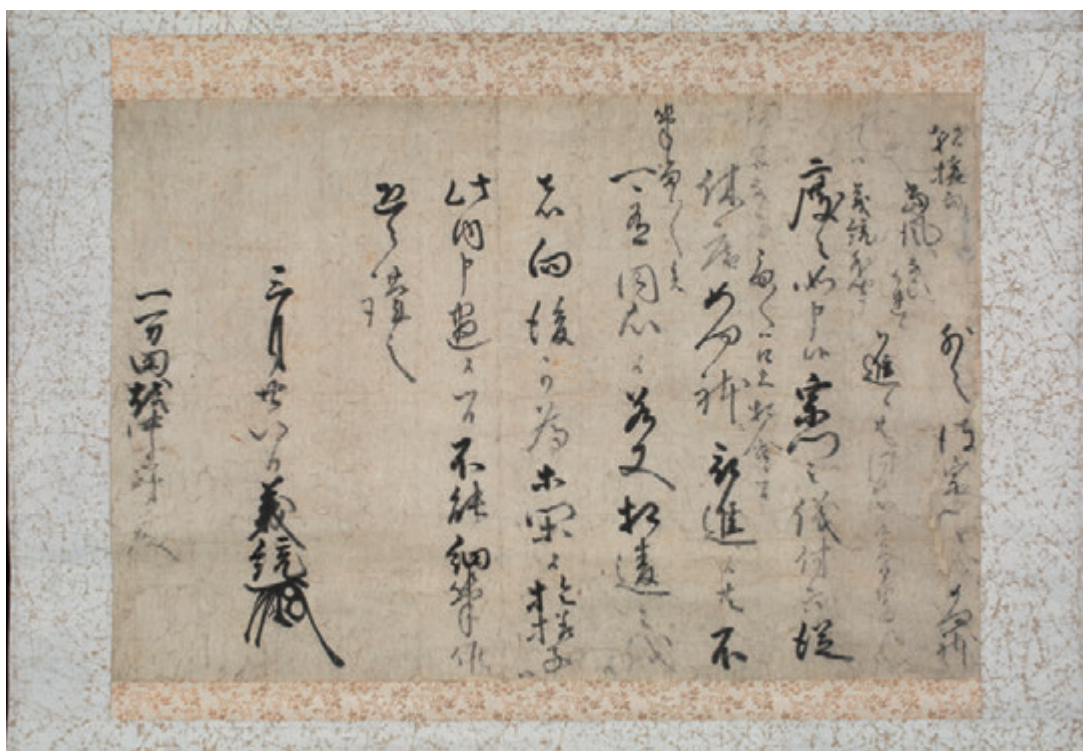
7号文書と同じく、1932年に木島櫻谷が所蔵していたことが明らかな文書。

摂津有馬郡を領した赤松有馬道衍の子(おそらく嗣子)直祐が、南禅寺慈聖院領福嶋村に對して様々な負担の免除と戦時の保護を約束したもの。慈聖院は夢窓疎石の高弟龍湫周沢の塔所で、幕府との結びつきを背景に室町時代には大きな勢力を有したが、明治初年に廃絶して所蔵文書が四散し、保坂潤治・佐佐木信綱・荻野三七彦など著名なコレクターの手許に渡っている。本文書もそうした文書の一つであろう。

(N)

9 大友義統書状 (年未詳) 3月28日 (28.0×41.7cm)

130X@47@1 (『史学』翻刻94)



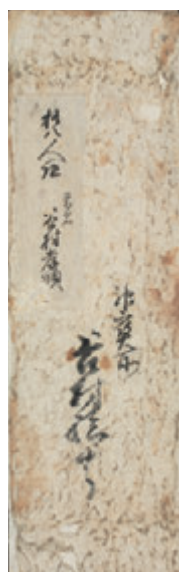
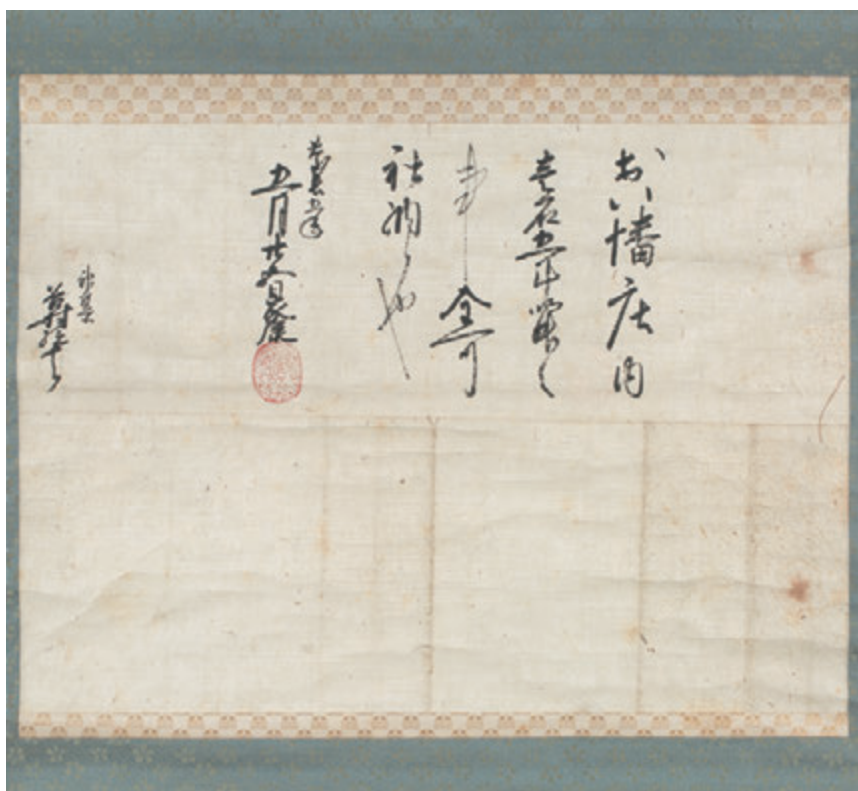
7・8号文書と同じく、1932年に「木島櫻谷藏」として京都帝国大学国史学研究室が影写した文書。コレクションの管理者が誠三であったとすれば、6・54号文書を母校に持ち込んで写させた際は自分の所蔵文書としていたが、3年後に追加で影写に供した分については櫻谷所蔵と訂正したものと推測される。蒐集の主体が誠三であったとしても、購入したのは櫻谷であったことをうかがわせる。

キリシタン大名として著名な豊後の大友宗麟（義鎮）からの改宗の勧めを受け入れないよう、宗麟の嫡子義統が家臣に迫るという興味深い内容の文書である。

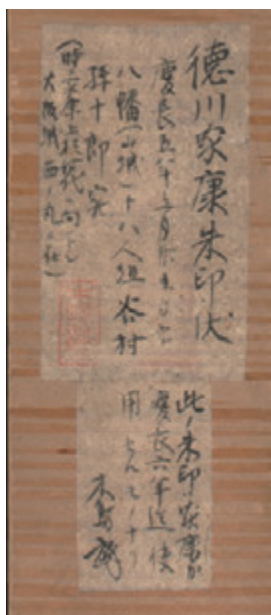
(N)

10 徳川家康朱印状 慶長5年（1600）5月25日（45.7×64.2cm）

130X@90@1(『史学』翻刻87)



包紙



紙箱の署名と蔵書印

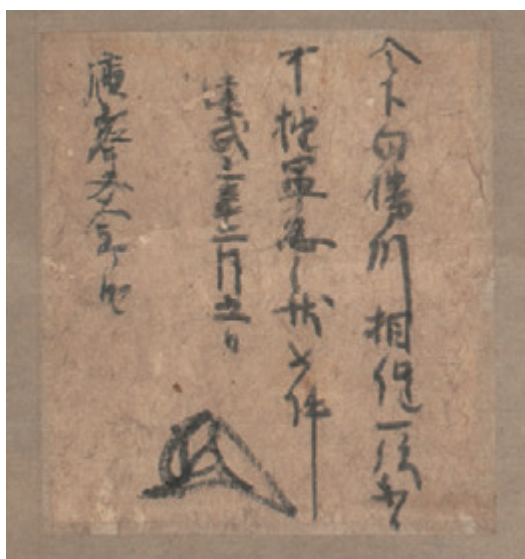
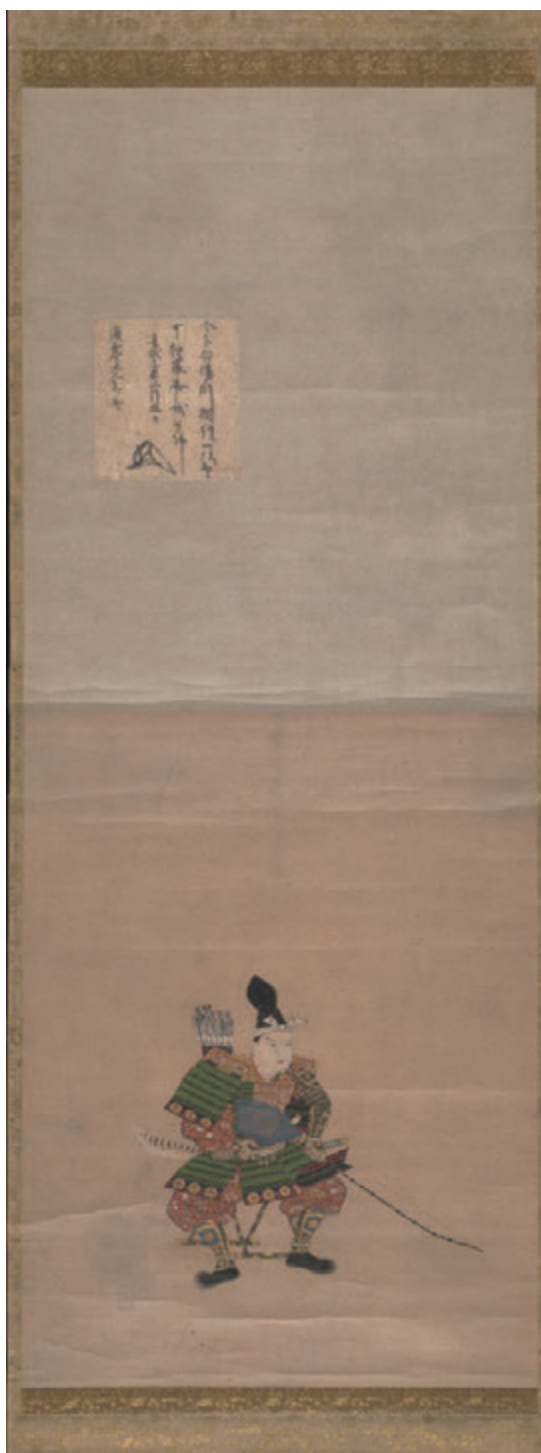
徳川家康が慶長5年（1600）5月25日付で石清水八幡宮関係者に八幡庄内の知行を認めた多数の朱印状の中の1通で、石清水八幡宮神宝所の谷村孫十郎に八幡庄内1石5斗4升の社納を命じたもの。6号文書の秀吉朱印状と同じく、大判の檀紙を用いることで家康の権力を目に見える形で示している。なお、本文書には包紙も付属する。

本文書の紙箱に「木嶋誠三」の蔵書印と、彼のものと推定される「木島」署名・花押があることから、木島誠三旧蔵であることが確認できる。

(U)

11 足利尊氏軍勢催促状と武将像 建武3年（1336）2月5日（92.8×36.7cm、文書は11.5×10.5cm）

130X@1@1(『史学』翻刻8)



武将の肖像画の上部に、賛のような形で足利尊氏の発給文書を貼り込んだもの。初期には歴史画を手掛けた木島櫻谷の蒐集品であったとしてもおかしくない。武将像は、箱書に「土佐光茂画」とあるものの、実際には江戸時代に下るとみられ、像主も未詳である。文書は南北朝内乱期に散見する「^{もとどり}髻の文」などと呼ばれる形態のもので、密使が携帯しやすいように小切紙に記したと言われている。なお、本文書と同日付・同宛所・同文だが、尊氏の弟の足利直義が^{たてきりがみ}堅切紙を用いて発給した軍勢催促状が東京大学史料編纂所架蔵影写本「広峯文書」乾（1889年影写）に収録されており、両者の関係は検討を要する。

(N)

12 本多忠勝書状 [天正12年] (1584) 11月14日 (29.8×42.5cm)

130X@105@1 (『史学』翻刻100)



木島誠三旧蔵であったことが、紙箱に^{したた}認められた彼の花押から確認できる文書。本来は折紙 (41号参照)。

織田信雄の家臣曾我尚祐からの来信に対し、徳川家康の家臣本多忠勝が送った返書で、天正12年 (1584) 3月から11月にかけて信雄・家康が羽柴秀吉と争った小牧・長久手の戦いの終結に関するもの。本文中では和睦が締結されてめでたく思うと述べられ、近日家康が兵を引くことにも触れられており、実際この直後に家康は三河へ帰国した。

他にも57号文書など、「反町文書」の中には曾我尚祐宛の書状があり、尚祐の父で足利義晴・義輝・義昭らに仕えた曾我助乗宛の文書とあわせて、尚祐の子孫である江戸幕府旗本の曾我家に伝来した可能性がある。

(U・N)



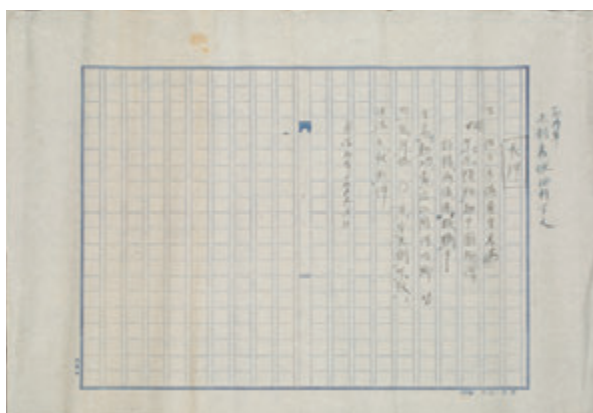
紙箱の花押

13 足利義詮袖判下文 貞治5年（1366）12月22日（32.5×45.3cm）

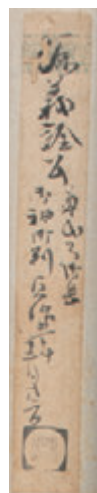
130X@6@1(『史学』翻刻15)



紙箱の花押



付属の原稿用紙



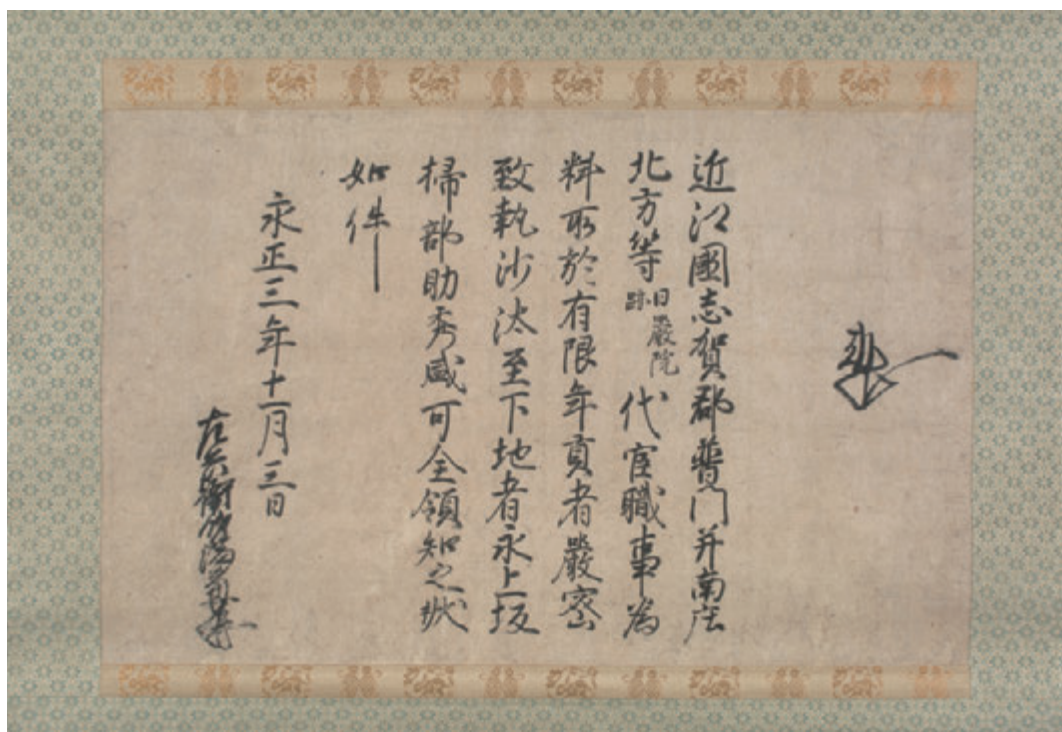
うわまき
上巻の極札

14・25・26の各号文書とともに、江戸時代末期、尾張国愛智郡の林茂蔭から大正期、岐阜県武儀郡美濃町の阿部敏雄、そして木島誠三^{など}と伝来を迎えることができる文書。内容は、室町幕府二代将軍義詮が佐々木黒田高満に所領（替地）を給与したもので、高満は京極氏の支流、バサラ大名として著名な佐々木京極導誉（高氏）の従弟にあたる。

本文書の紙箱には木島誠三の花押があるほか、付属する原稿用紙には誠三とおぼしい筆跡で解説がなされており、国史学を専門とした彼の研究の跡をうかがうことができる。（N）

14 足利義澄御判御教書 永正3年（1506）11月3日（32.5×51.3cm）

130X@9@1(『史学』翻刻29)



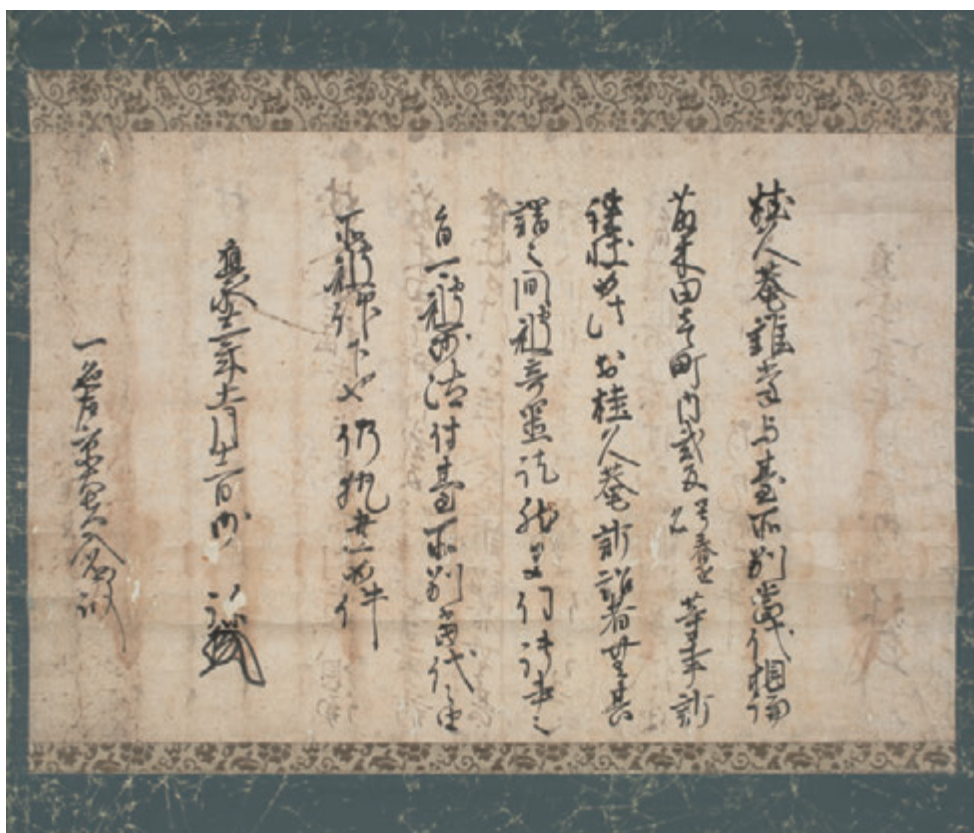
13・25・26の各号文書と同じ流転の軌跡を辿ることができる文書。この一群の文書は、いずれも江戸初期の古筆鑑定家である朝倉茂入（25号のみ二代、他は初代）の極札（^{きわめふだ}鑑定書）を伴うが、本文書については初代茂入による「室町殿義視御判」という比定を義澄に訂正しているのが興味深い。大正期の影写にはこの訂正がないので、これが木島誠三の手によるものであるのは明らかであり、彼の学識の一端を物語る書き入れと言えよう。

内容は、近江国普門庄・南庄北方（妙法院領で、文明年間（1480年代）にはその院家日嚴院の知行が確認できる）の代官職（^{こうざか}上坂秀盛（京極氏重臣の一族か）に安堵し、下地の領知権を認めたもので、本文や当時の將軍義澄の袖判に大きな違和感はないが、末尾の異筆署判には問題がある。「左兵衛督満兼」と言えば鎌倉公方足利満兼（1378～1409）が連想されるが、年代も花押も合わない。一応、後代の追筆と考えておく。

(N)

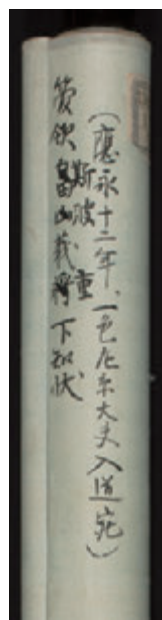
15 斯波道孝（義教）^{しぎょう}施行状 応永12年（1405）11月12日（30.0×45.6cm）

130X@15@1（『史学』翻刻20）



桂久菴の訴えを棄却し、台所別当代に2反の田地を安堵する「御書」が出されたのを受けて、室町幕府管領の斯波義教（初め義重、法名道孝）が問題の土地を台所別当代に引き渡すよう、その地を管轄する守護一色詮範に命じた文書。「御書」は、当時の室町幕府の最高権力者であった前將軍足利義満の御判御教書であろう。相論の対象となった春近という地名は、美濃・信濃・越前などで国衙在庁が「春近」という架空の請負名義を使って設立した所領として著名だが、詮範が領する三河・若狭と尾張知多郡については未詳である。

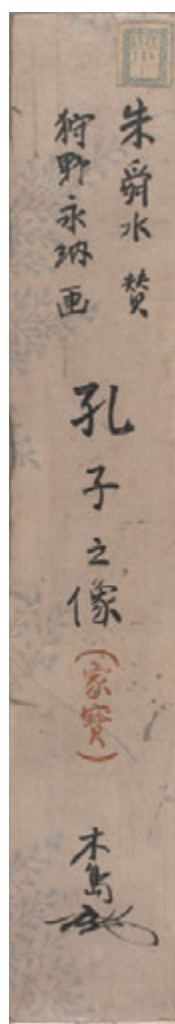
本文書については、外題を「管領畠山義将下知状」と記した後、「畠山」と「将」に斜線を引いて「管領斯波義重下知状」と訂正しており、木箱の箱書もこの表記を踏襲している。いずれも木島誠三の筆跡とみられるので、彼が外題を記した後、自ら調べて訂正し、次いで箱書きした過程が判明する。（N）



外題



木箱の箱書



紙箱の箱書

狩野永納（1631～97）画・朱舜水（1600～82）賛と伝わる孔子像。武家に主たる関心があった木島誠三よりもむしろ、江戸期の儒者や僧侶の漢詩文を好んで集めていた櫻谷の蒐集品に相応しい。紙箱の箱書に誠三が朱字で（家寶）と記しているのも、これが養父の愛蔵品であったが故であろう。にもかかわらず誠三がこれを手放したのは、地方教学官を辞した直後のこの時期、家宝も売り払わなければならない程の経済的苦境にあったためだろうか。

賛は『舜水先生文集』巻之十七（神奈川大学所蔵）に「聖像賛之五首」の二として収められているものの最初の部分であり、全文でない上に文章の途中で終わっているため、検討の余地がある。また、左下の「永納拝筆」という款記にもいささか違和感がある。こうした点に誠三が気づいて「家寶」から格下げになった可能性もあろう。なお、この画軸には江戸末期の古筆鑑定家である大倉好斎（1795～1862）の鑑定書と称するものが付属している。

(N)

三 古文書の軌跡を辿る

「反町文書」の伝来ルートを、木島櫻谷・誠三父子からさらに昔に^{さかのぼ} 遡^{たど} ってみよう。その際にまず手がかりとなるのが、過去の古文書調査である。

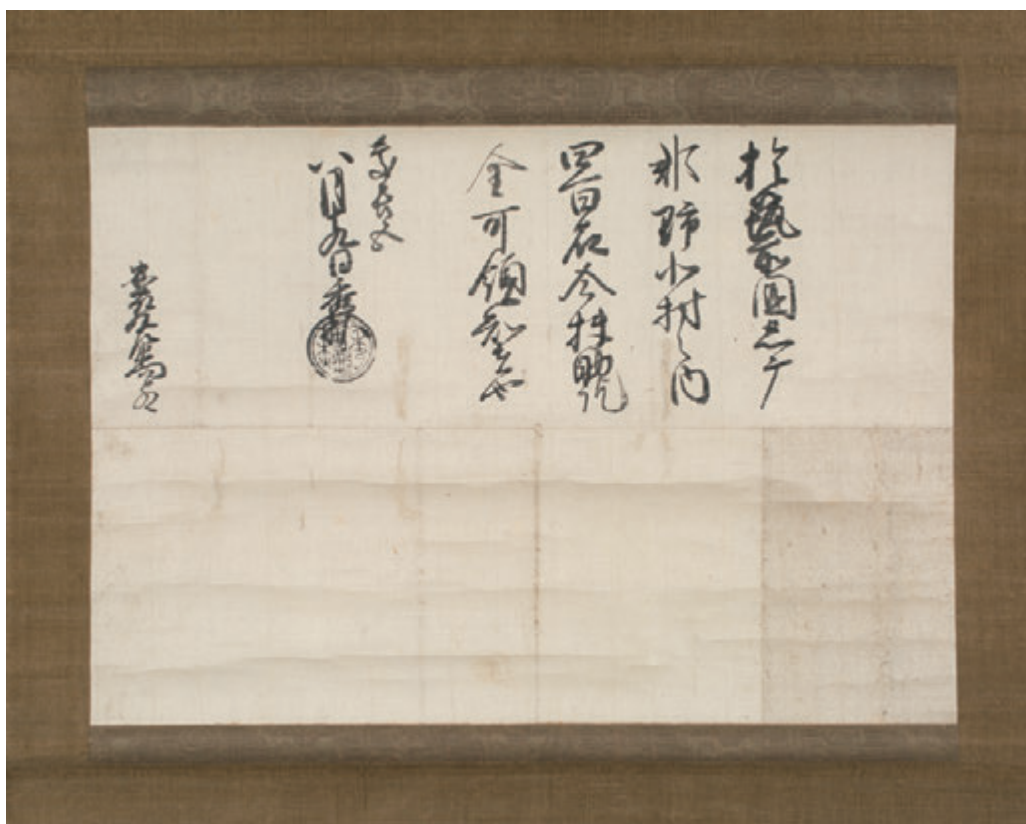
現在の古文書調査では写真撮影が中心となるが、この方法が一般化する以前は、古文書を見ながら全文を筆写する「謄写」か、あるいは透き写し等の手段で文字の形まで写す「影写」が、江戸時代以来広く行われていた。影写による古文書の複製が最も大掛かりに行われたのは、明治新政府が権力の正統性を示す目的でスタートさせた歴史書の編纂事業においてであり、特に1885年からは、太政官に置かれた修史館（1886年の内閣制度発足以降は内閣臨時修史局）が全国的規模の史料採訪と複本作成を推進した。その後、修史事業が帝国大学に移管され、さらに国家による正史編纂そのものが挫折するものの、『大日本史料』『大日本古文書』等の史料集編纂を新たな目的として、史料の採訪と影写はさらに本格的に行われることになり、その過程で作成された大量の影写本が今も東京大学史料編纂所に架蔵されている。このほか戦前の東京や京都の帝国大学国史研究室でも学生のための教材としての影写本が制作された。

史料編纂所のデータベース「日本古文書ユニオンカタログ」(※)を用いて、「反町文書」の1点1点について発給年月日や差出人名から検索してみると、同じ文書が江戸末期から明治・大正・昭和戦前期にかけての調査で影写・謄写されている事例を散見する。また、近世には幕府・諸藩や朝廷が自らの来歴や支配の正統性を語る歴史書や史料集を盛んに編纂したことから、それらに収録されて当時の所蔵者が判明する文書もある。

このほか、宛所その他の情報から伝来が推測できるもの、17世紀の古筆家による鑑定内容を記した^{きわめふだ} 極札を伴うことから早い段階でコレクターの手に入っていたことが知られるものなども含めて、ここでは「反町文書」の中の1点1点の古文書の伝来過程を個別に^{たど} みたい。

(N)

(※) 東京大学史料編纂所データベース <http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>



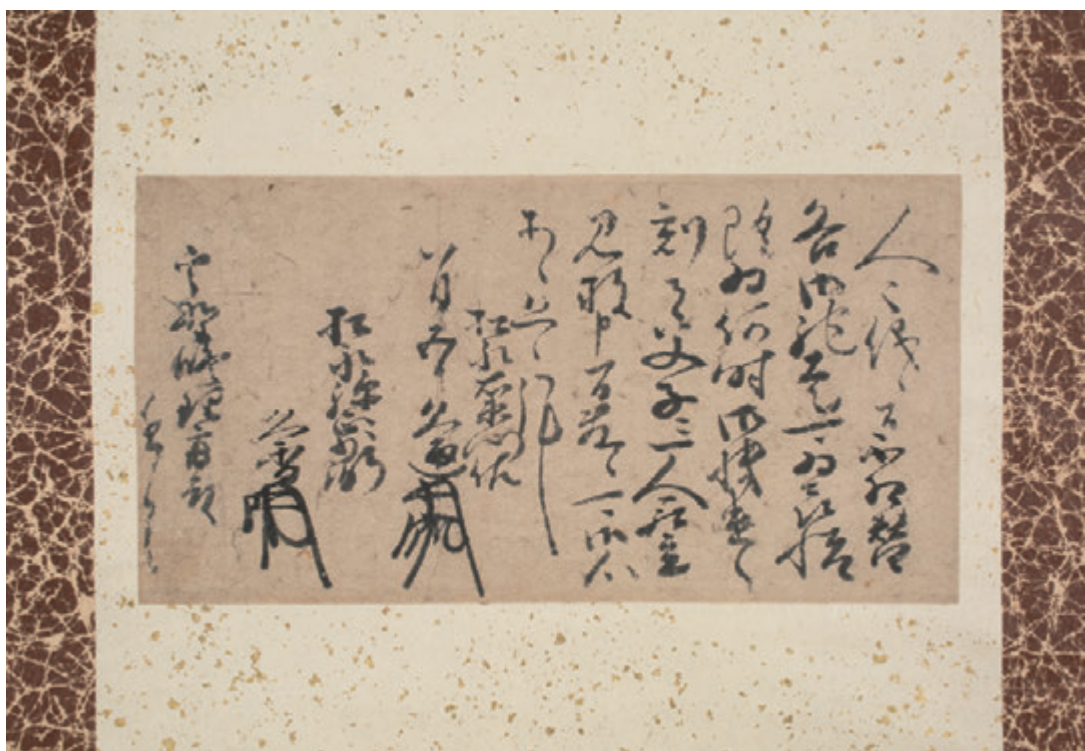
小早川秀秋が、一時期の越前転封から筑前などの旧領に復帰した翌年、家臣に対して領知宛行を行った文書のうちの1通。宛行に際しては、最初に筑前などを養父隆景から継承した後に実施した文禄4年（1595）の検地の結果を踏まえている。ただし、この宛行直後の関ヶ原の戦いにおいて西軍から東軍に転じたことを評価され、秀秋は加増を受けて備前岡山へ転封となった。

本文書は1930年9月に京都帝国大学によって影写されており、その段階では京都市元誓願寺大宮西入の山本骨董店の所蔵であったので、その後におそらく同店から木島誠三に販売されたものであろう。

(U)

18 松永久秀・同久通連署書状（年未詳）8月5日（12.4×23.8cm）

130X@24@1（『史学』翻刻37）



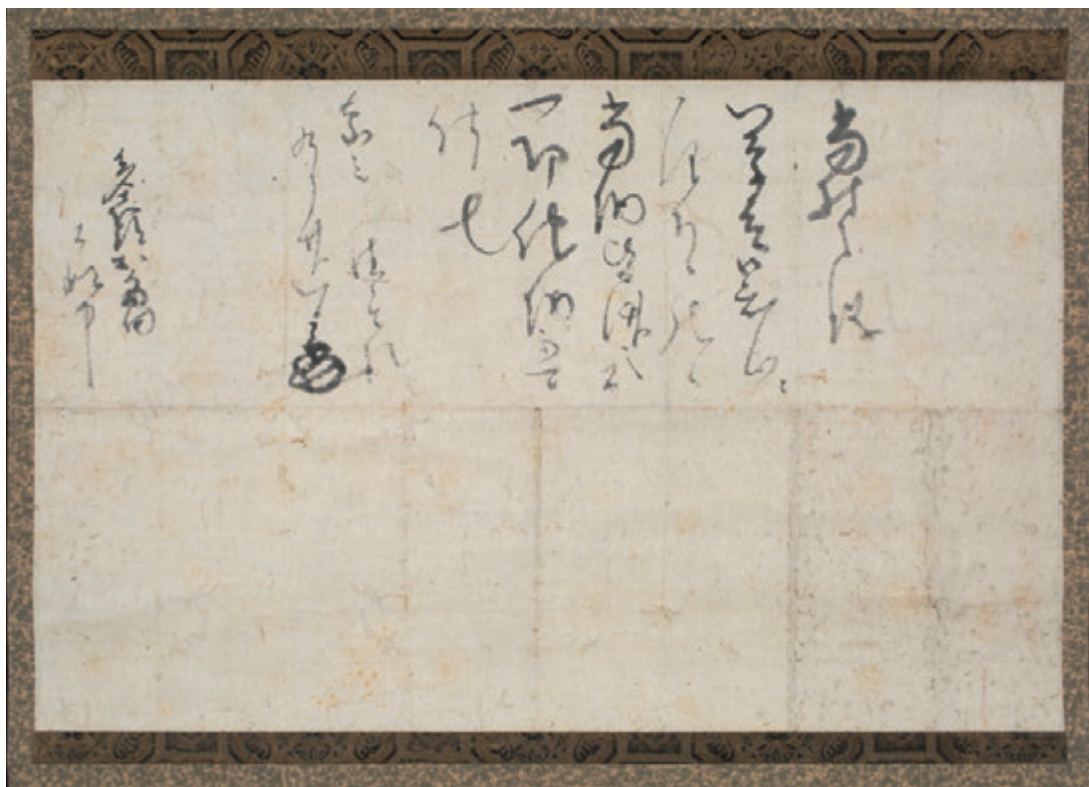
松永久秀・久通父子が宇野修理亮に対し、味方についてくれたことを謝すとともに、万一の時も決して見捨てず、松永父子のいずれかが支援することを伝える。

東京帝国大学史料編纂掛（東京大学史料編纂所の前身）が1930年2月に作成した影写本から、横尾勇之助の所蔵であったことが知られる。横尾勇之助は、東京上野で現在も営業する古書店文行堂の二代目店主であり、1930年以降、木島誠三が本文書を文行堂から購入したものと推測される。

(N)

19 前田玄以判物 慶長3年（1598）9月28日（30.6×48.6cm）

130X@83@1(『史学』翻刻85)



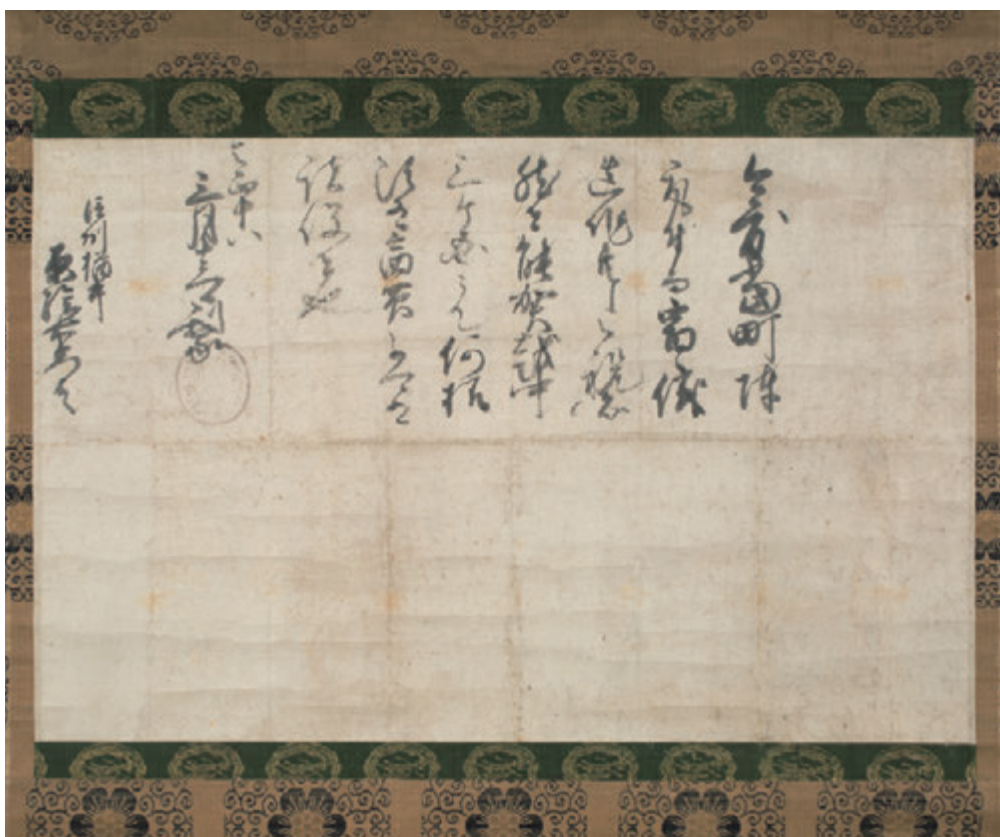
豊臣政権のいわゆる五奉行の1人前田玄以が、秀吉没後間もない時期に発給した文書で、丹波国多喜（多紀）郡小多田村の百姓に対し、当村が八条宮智仁親王の知行所となり、この度の年貢納入が完了したので他に納めないよう命じている。

本文書は、1919年頃に京都帝国大学が作成した影写本「座田文書」^{さいだ}一に収録されており、それ以後に座田家の手を離れて木島誠三のコレクションに収まったと考えられる。なお、座田家は京都の賀茂別雷神社（上賀茂神社）^{かもわけいかづち}祠官家。

(U)

20 前田利家朱印状 天正18年（1590）3月13日（30.3×47.0cm）

130X@67@1（『史学』翻刻72）



前田利家が豊臣秀吉による小田原攻めに動員されて行軍の途次、信濃檜井での軍勢宿泊に協力した原孫右衛門に対し、前田領国の能登・加賀・越中における商売について諸役免除の特権を付与した文書。印判が色あせて黒印のように見えるが、本来は朱印であったとみられる。

本文書は、京都帝国大学によって影写された1919年2月の段階では、京都市上京区柳馬場姉小路上の岸本正之助の所蔵であった。岸本は刀剣商で、幕末の公家千種有^{ちぐさあり}功^{こと}の命名により草薙^{くさなぎ}廼^の舎^やと号した。上巻に捺された「艸薙屋印」「岸本氏藏書画之印」の2顆の蔵書印は彼のものであろう。

(U)



上巻の蔵書印

21 天海書状 （年未詳）3月15日（30.0×44.2cm）

130X@110@1(『史学』翻刻124)



家康の側近としても著名な天台僧の南光坊天海が「御所様」（大御所）の病気に言及した書状で、年次に元和2年（1616）・寛永8年（1631）の2説があり、「御所様」は家康か秀忠、「妙門様」（妙法院門跡）は常胤か堯然、宛所の「出豊洲」（出納豊後守）は平田職忠か息子の平田職在がそれぞれ該当するが、後述の紙背などを勘案すれば前者の可能性が高いか。

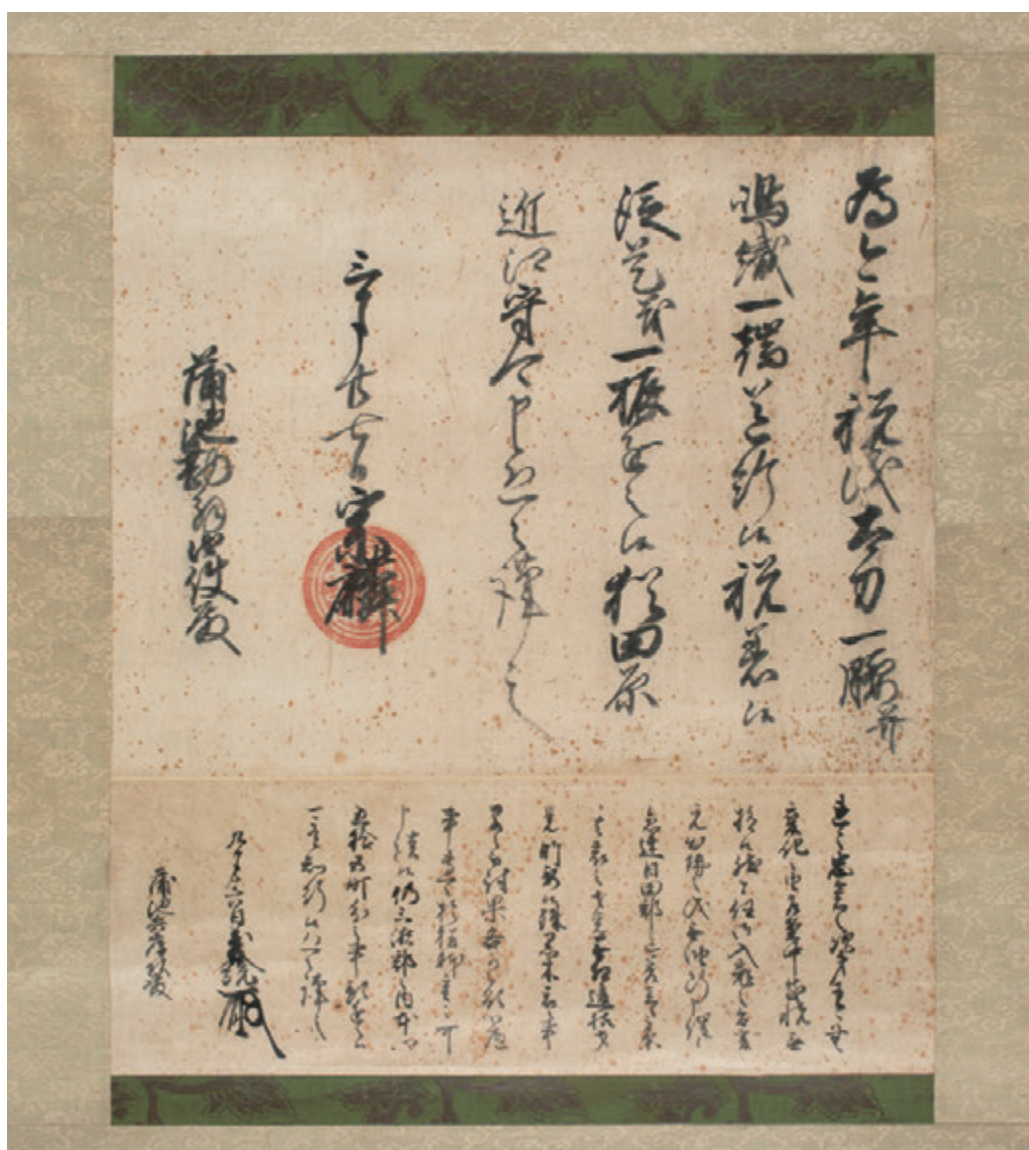
本文書は、東京帝国大学が1916年5月に制作した影写本「妙法院文書」に収められているが、同年12月刊行の『慈眼大師全集』上にも「山城猪熊信男氏所蔵」として掲載されており、この頃に妙法院から猪熊信男（1882～1963、有職家、古文書・古典籍コレクター）へ、少し下って木島誠三へと所蔵者を変えたとみられる。

なお、1916年の影写本には元和5年（1619）の薬剤処方書付が写されていないが、そこに描かれている破損の形状が一致することから、もともと同じ折紙の見返し紙背にあったこの書付が、影写本制作より後の軸装に際して折目が切断され裏返されたことによって、折紙の表の書状と上下に並ぶに至ったことが判明する。

(U)

22 大友宗麟（義鎮）朱印状 〔天正3-5年〕（1575-1577）3月27日（24.3×31.5cm）
大友義統書状 〔天正12年〕（1584）9月16日（11.3×31.5cm）

130X@46@1 (『史学』翻刻55・95)

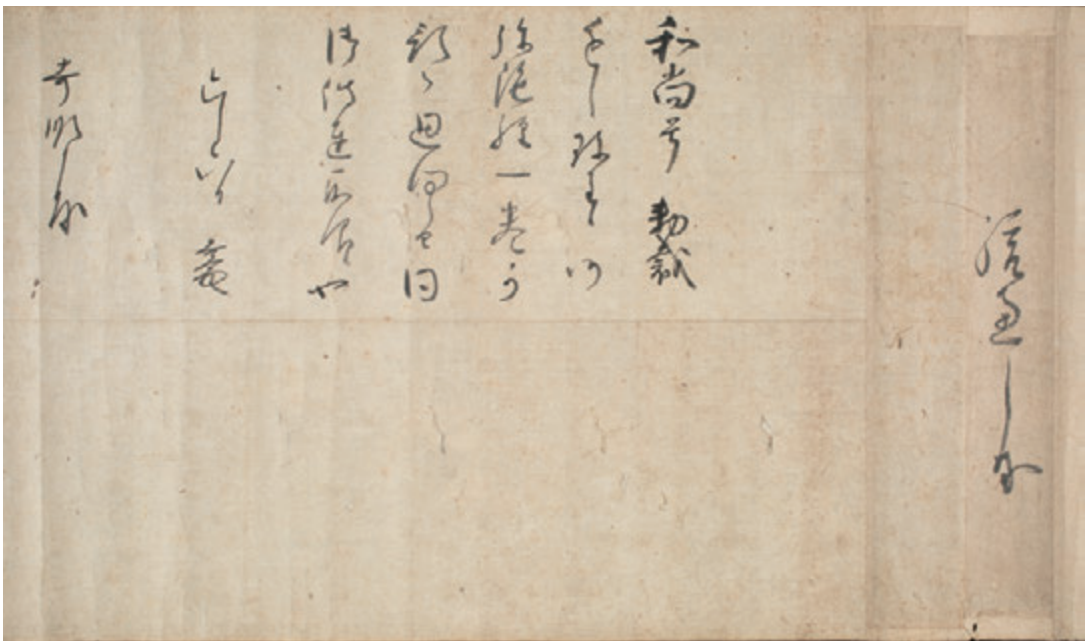


豊後の戦国大名大友氏から筑後の国衆蒲池氏に宛てた文書2点を1つの掛幅に仕立てている。いずれも内閣臨時修史局の久米邦武の採訪により、1887年8月に制作された影写本「蒲池文書」乾に収められており、その時点では家伝文書として蒲池氏の所蔵であったことが知られる。

内容は、宗麟朱印状が蒲池鑑広からの年始礼物に対する返礼に副えた礼状で、印は天正3年（1575）2月～同5年6月に用いたもの。義統書状は蒲池鎮運（鑑広子）に対し、龍造寺方と対決する情勢の中で大友方に留まったことに加えて、筑後の黒木氏の城を攻略したことを賞し、三潯郡^{みづま}の知行地を預けたもので、大友氏が外交文書に好んで使用した斐紙（雁皮紙）を用いている。（N）

23 三条西堯空（実隆）書状（年未詳）6月6日（28.0×40.0cm）

130X@141@1(『史学』翻刻32)



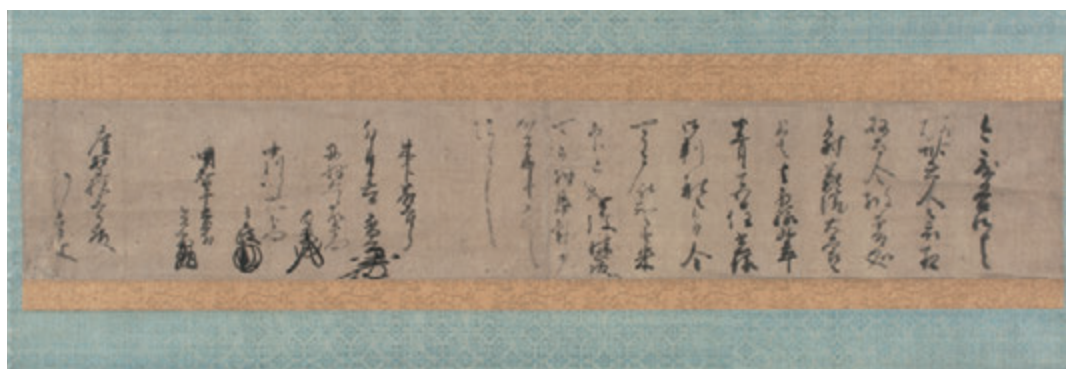
三条西堯空（実隆）が和泉堺の光明院の僧幸順に対し、和尚号を与える後土御門天皇の勅裁を伝えた書状。実隆は前内大臣で、戦国時代の前半を代表する文化人であり、大永4年（1524）に高野山に参詣する途中で往路・復路ともに宿泊するなど光明院とは縁があつて、その日記『実隆公記』にも幸順（幸遵）の名が散見する。なお、この書状の右に貼り込まれた封紙は、もともと別の実隆書状のものであろう。

本文書を含む卷子2巻に収められた7点の文書は、すべて臨時修史局の星野恒の採訪により、1887年10月に制作された影写本「光明院文書」に収められており、その時点まで光明院に伝来していたことが判明する。

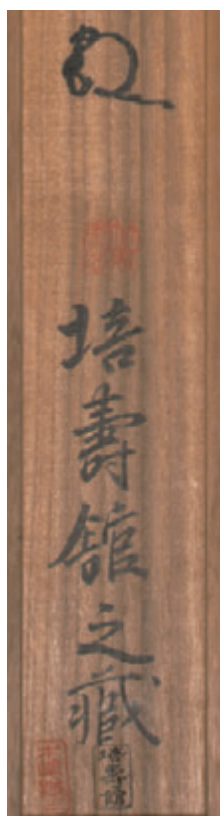
(N)

24 織田氏奉行衆連署奉書 [永禄12年カ] (1569) 卯月16日 (13.2×76.5cm)

130X@51@1 (『史学』翻刻53)



上巻の貼紙



木箱の蓋裏

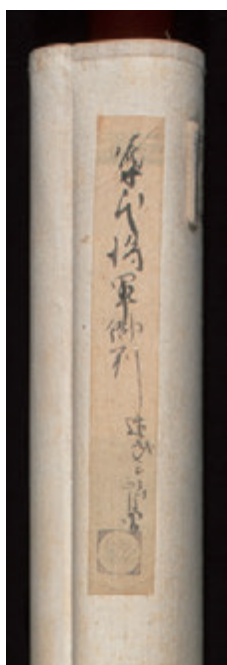
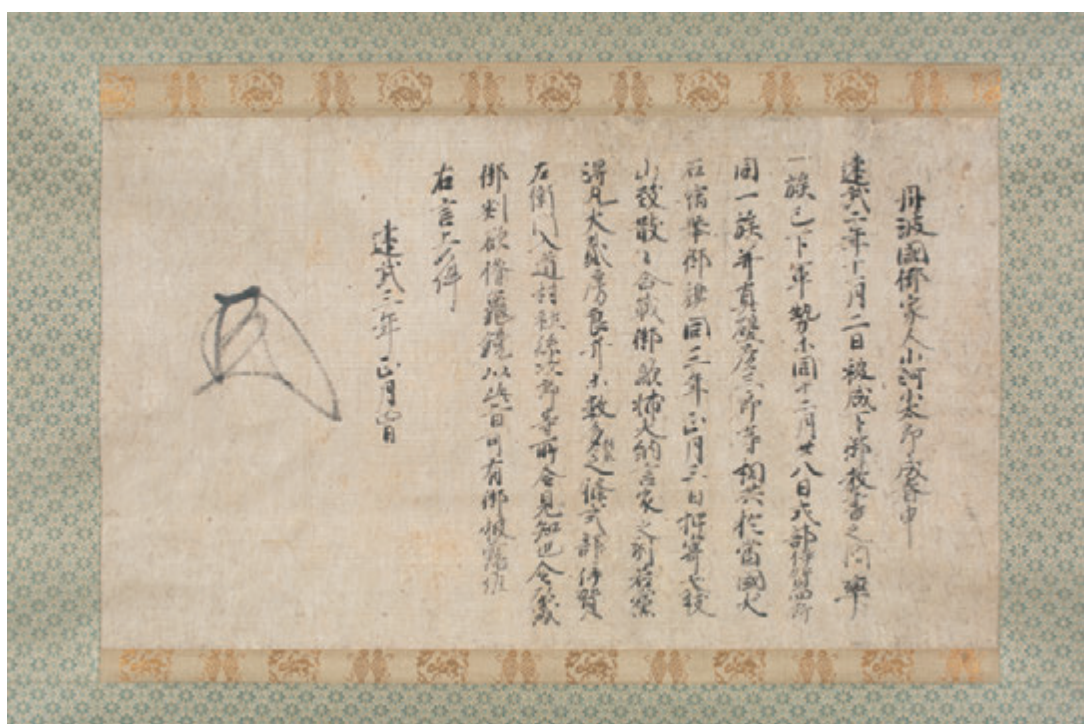
若狭の大名武田義統の死後、跡を継いだ幼少の孫犬（後の元明）の身柄を隣国の朝倉義景が越前一乗谷で保護下に置く状況にあって、織田信長は若狭国内の武田家臣の調略を進めており、本文書では信長の家臣明智光秀・中川重政・丹羽長秀・木下秀吉の連名で、所領を安堵する信長朱印状が出たことを伝えている。本来は折紙であったか。

外題下の貼紙に「天保□□（戊戌カ）歳季冬 廣□樓鈴木玠藏」とあるのに加えて、その脇に「木嶋誠三」「□廻家」「政興之印」などの蔵書印があり、また木箱には「木嶋誠三」印のほか、不明蔵書印と「培壽館之藏」の銘があるので、天保9年（1838）頃に所蔵していた広□楼鈴木某、培壽館など複数のコレクターの手を経て、木嶋誠三の許に入ったことがうかがえる。

(N)

25 小河成春軍忠状 建武3年（1336）正月4日（30.0×50.8cm）

130X@2@1（『史学』翻刻7）

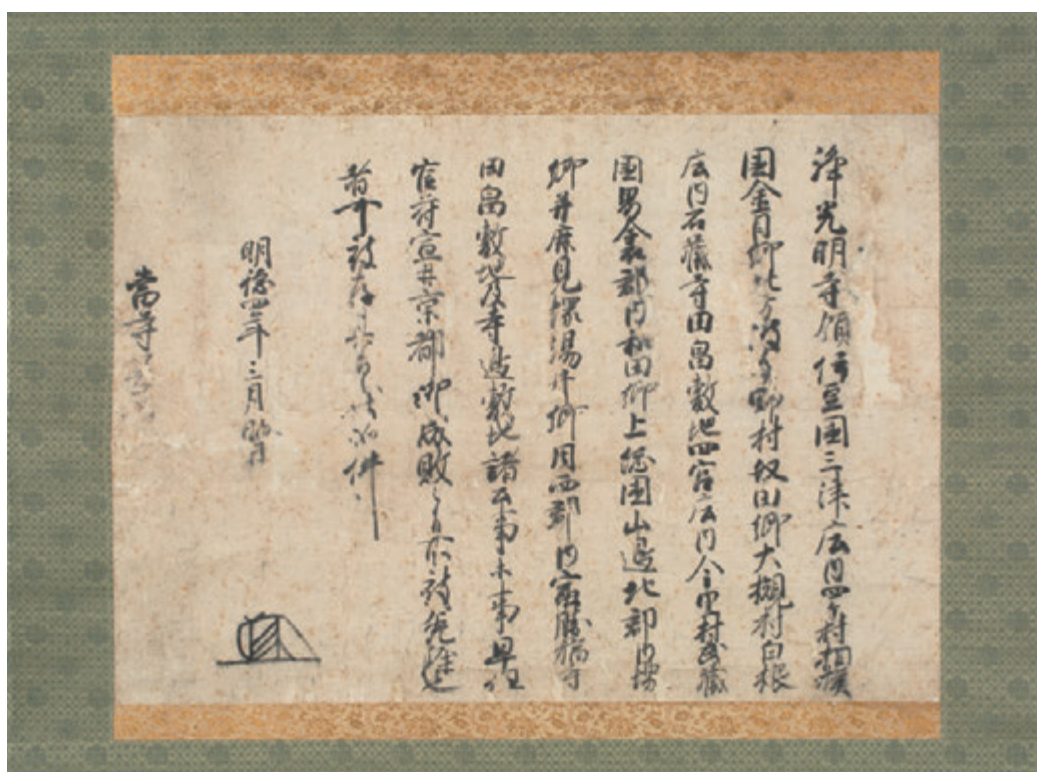


上巻の極札

丹波国の武士小河成春が、建武2年（1335）11月2日付の足利尊氏御教書で軍勢催促を受けて同年12月28日に挙兵し、翌年1月3日に丹波・山城国境の大枝（大江）山で行われた合戦で軍功を挙げたことを報告し、尊氏の証判をおそらくは同月11日の尊氏入京前後に受けた文書。

13・14・26の各号文書とともに、東京帝国大学史料編纂掛が岐阜県武儀郡美濃町の「阿部敏雄氏所蔵文書」として1921年に影写しているほか、江戸末期尾張藩の国学者中尾義稲（1782～1849）が編纂した「尾張文書通覧」一之巻にも愛智郡部の「林茂蔭家藏四十通」の内に写されている。これらにより、19世紀前半、尾張国愛智郡の林茂蔭から大正期、岐阜県武儀郡美濃町の阿部敏雄、そして木島誠三へと所蔵者を変えていった経緯が確かめられる。

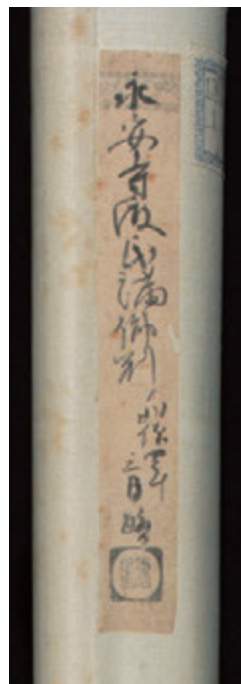
(N)



13・14・25の各号文書と一緒に移転してきた過程を辿ることができる文書。この一群の文書は、いずれも江戸初期の古筆鑑定家朝倉茂入（25号のみ二代、他は初代）の極札（鑑定書）を伴っており、17世紀には既に同一のコレクションに取まっていた可能性が高い。

内容は関東公方の足利氏満が鎌倉の浄光明寺の所領に対する諸公事免除を認めたもので、もともと同寺にあったはずだが、近世初頭には蒐集家の手に入って、おそらく13・14号文書とともに初代茂入の鑑定を受けていたことになる。二代茂入の極札をもつ25号文書は、少し遅れてコレクションに入ったことになろうか。

(N)



上巻の極札

27 足利晴氏書状（年未詳）9月5日（20.8×51.0cm）

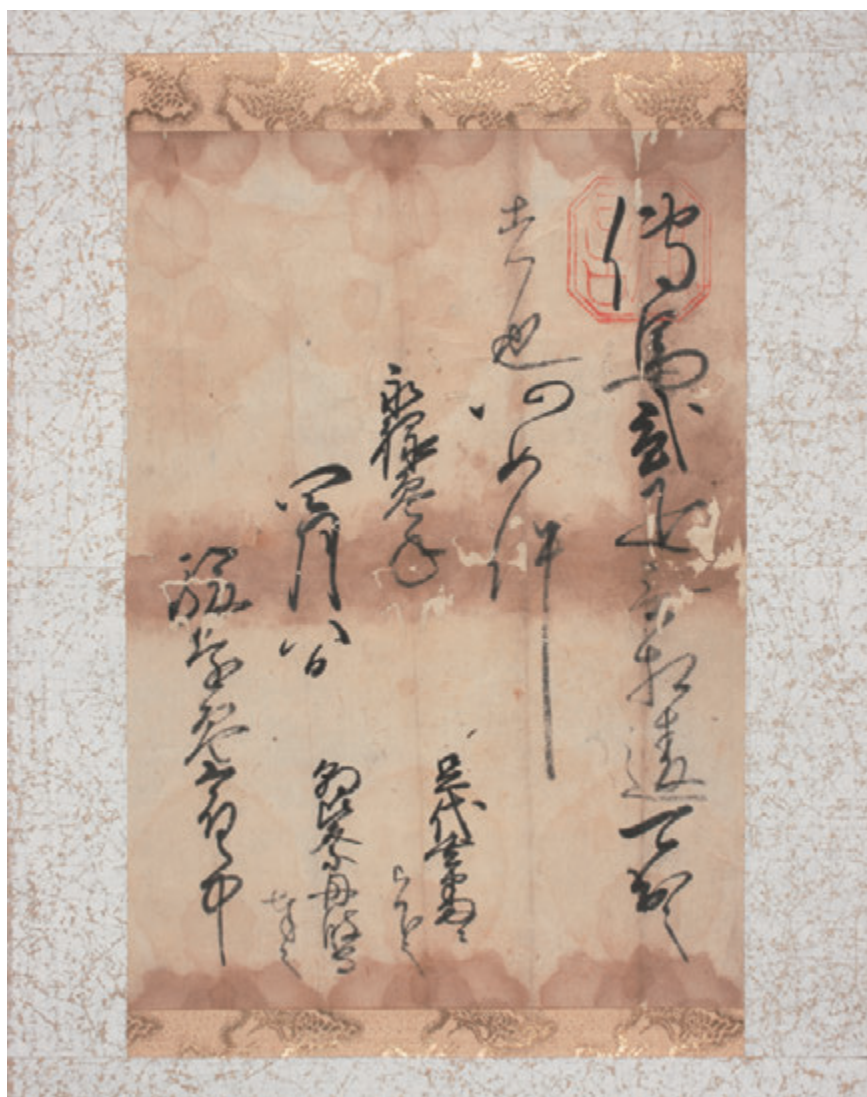
130X@12@1(『史学』翻刻41)



常陸の鹿島社から祈祷卷数（祈祷を実施した報告書）と茶を進上したことに対する、古河公方足利晴氏の礼状。本文書は東京大学史料編纂所架蔵影写本「賜蘆^{しろう}文庫文書」の内の「鹿嶋文書」に写されているので、賜蘆^{しんみ}文庫を営んだ江戸末期の蔵書家新見正路（1791～1848）が影写した19世紀前半には鹿島社の所蔵であったことが分かる。正路は大坂西町奉行などを経て、天保改革期には御側御用取次にまで昇った幕臣で、日米修好通商条約の批准書交換の正使として渡米した新見正興の養父にあたる。

影写本には封紙が写されているが、現在は本文書に伴っておらず、行方不明である。他方、本文書は同じく「鹿嶋神主」宛年未詳10月26日足利義氏書状と同一の卷子に貼り継がれているが、影写本にはその義氏書状が見られないので、江戸末期の段階では両文書が一巻に仕立てられてはいなかった可能性がある。

(N)



この文書を持参した足代玄蕃またはその配下が伝馬2疋を利用できるよう、今川領国内の各宿に取り計らうことを命ずる伝馬手形である。本文書や45号文書のように料紙を縦長に切って用いる^{たてきりがみ}堅切紙は、もともと領収書や支払命令書、為替手形など、財貨のやり取りや利用に関わる文書に使用する形態で、伝馬手形もその延長上にある用途なのであろう。

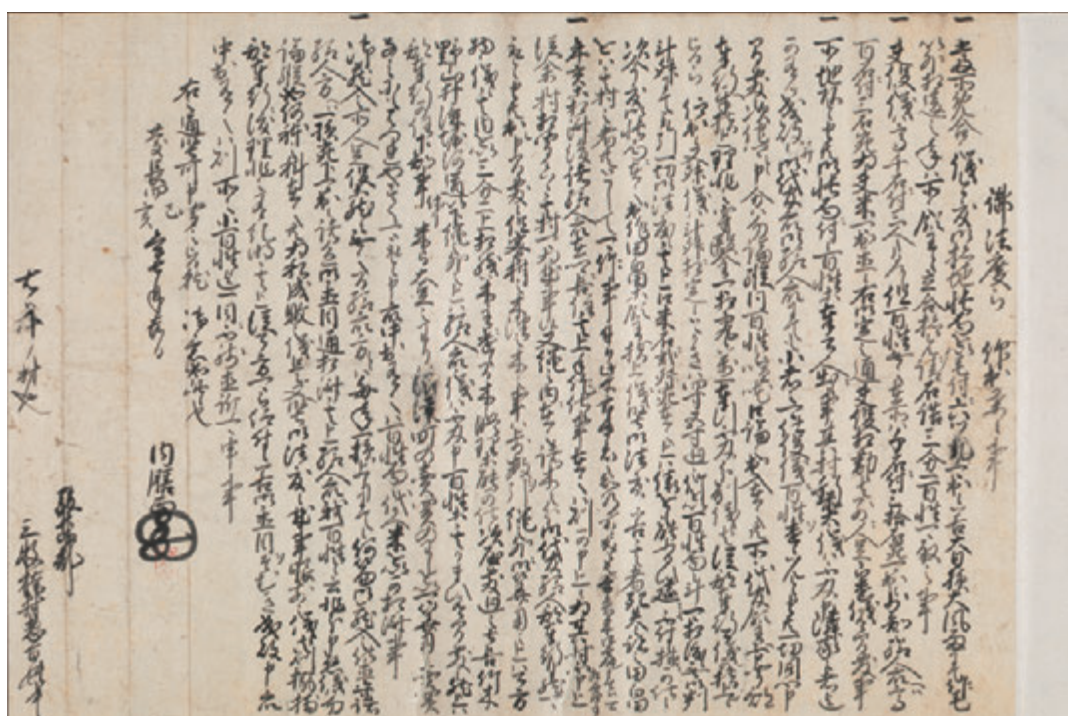
本文書は東京大学史料編纂所架蔵影写本「賜蘆文庫文書」の内の「足代文書」に写されているので、新見正路が影写した19世紀前半、伊勢山田の有力商人で、外宮権禰宜の地位を得た足代家が所持していたことが判明する。

(N)

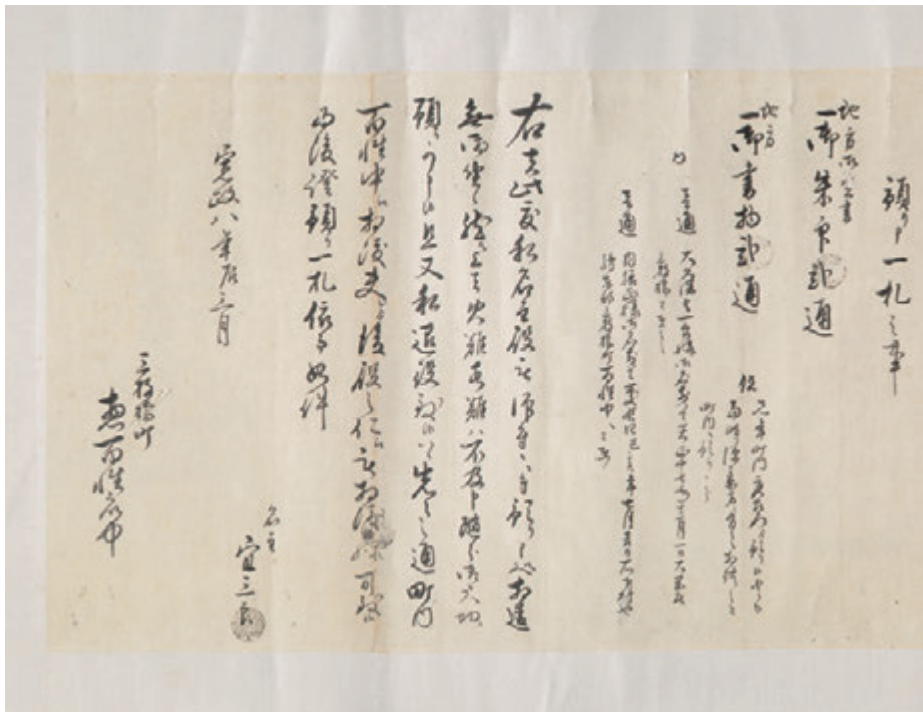
29 横田村詮法度 慶長4年(1599)7月吉日(36.5×51.3cm)

付：預り申一札之事 寛政8年(1796)3月(29.5×45.0cm)

130X@89@2(『史学』翻刻なし)



豊臣政権下で駿河の支配を委ねられた中村一氏の重臣^{むらあき}横田村詮が、駿東郡三枚橋村の惣百姓中に宛てた5ヶ条の法度で、同様のものが他村にも発給されて今日まで数多く伝来している。内容は年貢率の算定、夫役の賦課、百姓の武家奉公の規制、百姓を当事者とする裁判の管轄、年貢納入と耕作地に関する規定、給人の村落居住・耕作の届け出、木材の用益や米・大豆の換算率など多岐にわたり、特に第5条で給人による百姓の私的支配を退け、郡奉行の管轄権と公方(中村一氏)の上級支配権を明示している点が注目される。



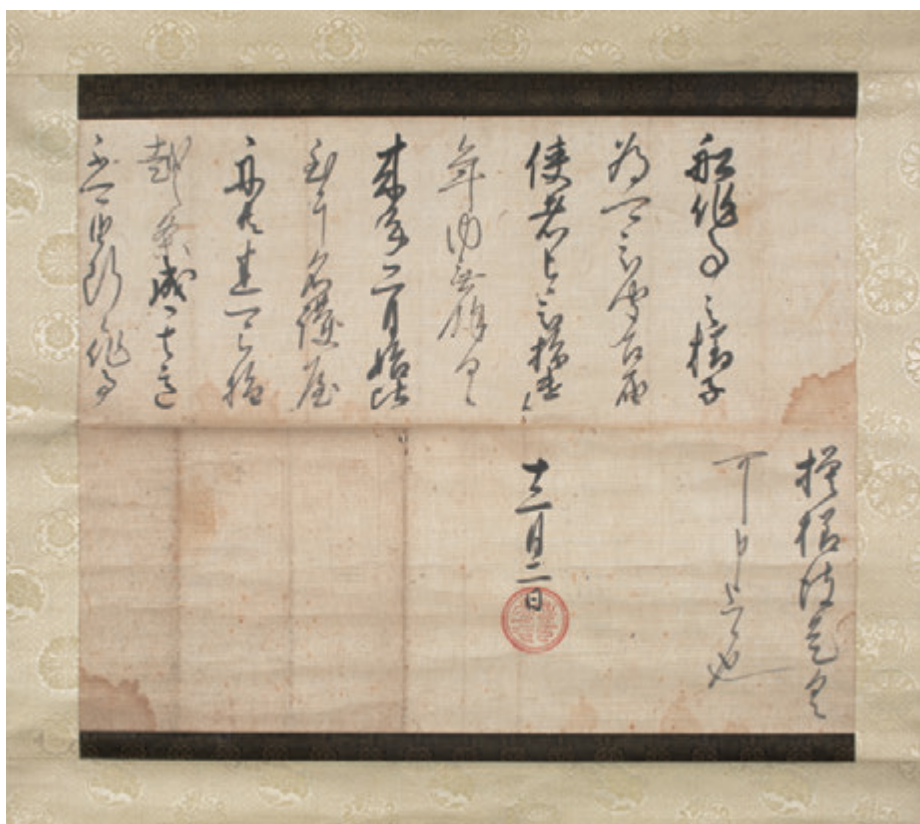
本文書の奥に合わせて成巻されているのが、200年近く後に宜三郎なる人物が三枚橋町の名主となるに当たり、いずれも地方支配^{じかた}に関わる文書4通を確かに預かったことを記した証文である。4通のうち朱印状2通については詳しい記述がないが、残る2通は、それまで個人の手許にあったのを、相談の上で三枚橋町が預かることになったものであった。そのうちの1通が横田村詮法度である。なお、上記の朱印状2通には、天正17年（1589）12月1日付徳川家康朱印定書（「反町文書」130X@89@1）が含まれるのではないかな。このように三枚橋町と関わる伝来文書4通が町の百姓中の管理下に置かれ、名主によって引き継がれていったわけだが、以後のいずれかの時点で流出し、徳川家康朱印定書と横田村詮法度の2通が木島誠三の手に渡るに至る。

(U)

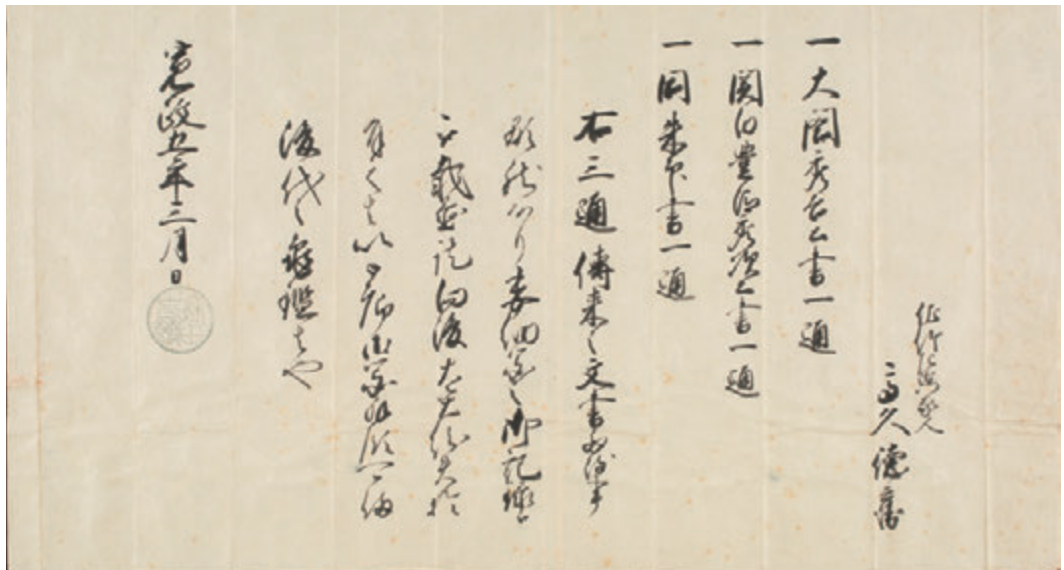
30 豊臣秀次朱印状 [天正19年] (1591) 12月2日 (45.0×56.8cm)

付：秋田史館青印状 寛政5年 (1793) 3月日 (31.6×57.5cm)

130X@61@1 (『史学』翻刻75)



文禄の役にあたっての船の建造に関する豊臣秀次の指令文書で、建造の状況を報告するとともに、来年2月頃には肥前名護屋まで船を全て回送するよう命じており、朝鮮への出兵が始まる前年の天正19年（1591）のものと判断される。宛所が切断されて確認できないが、こうした処置は近世段階での市場流出に際して文書の出所を隠すためになされたケースが多い。

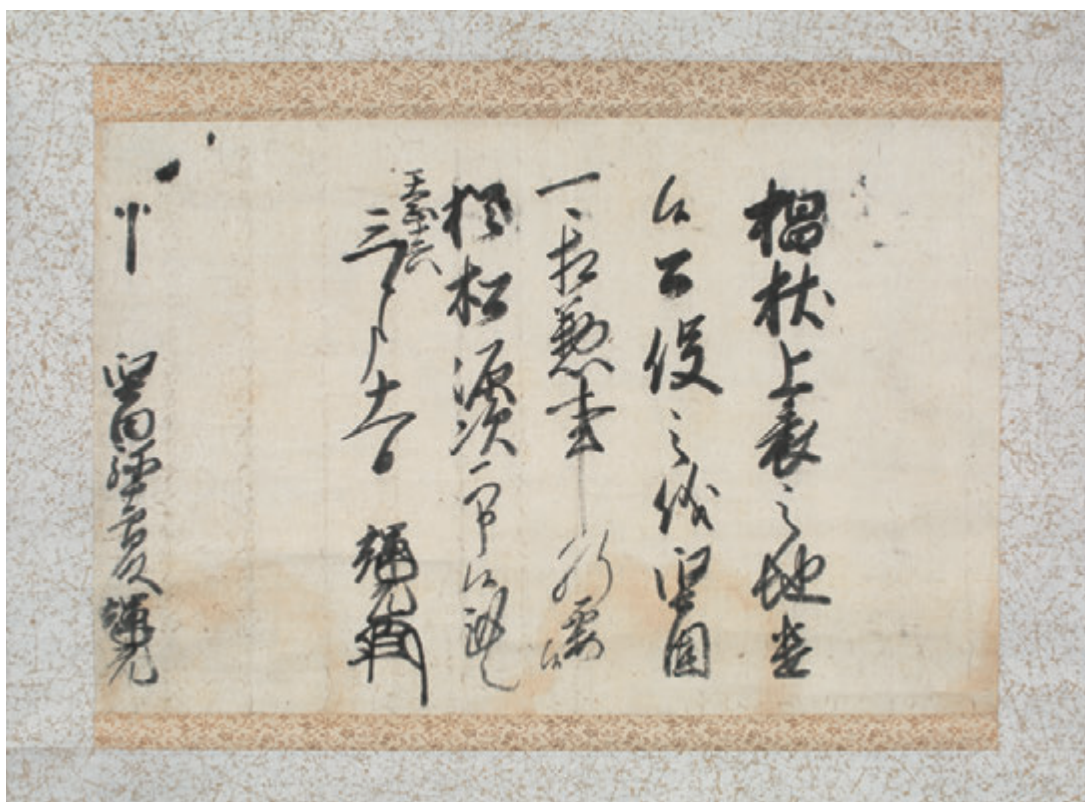


本文書には秋田藩の藩史編纂部局である秋田史館の青印を捺した証状が付属しており、寛政5年(1793)には秋田藩主一門の佐竹南家に仕えた高久徳兵衛が所持していたことが分かる。「同朱印書一通」(3通目)とあるのが秀次朱印状である。当時の秋田藩では文書改めが行われており、家臣らに所蔵文書を提出させて記録したのが「秋田藩家蔵文書」(秋田県公文書館所蔵)である。本文書もその第31冊に収録されており、その段階で既に宛所が切断されていることからみて、徳兵衛ないしその先祖が何処からか購入した文書であった可能性が高い。

(U・N)

31 毛利輝元書状 天正16年（1588）3月11日（31.6×48.3cm）

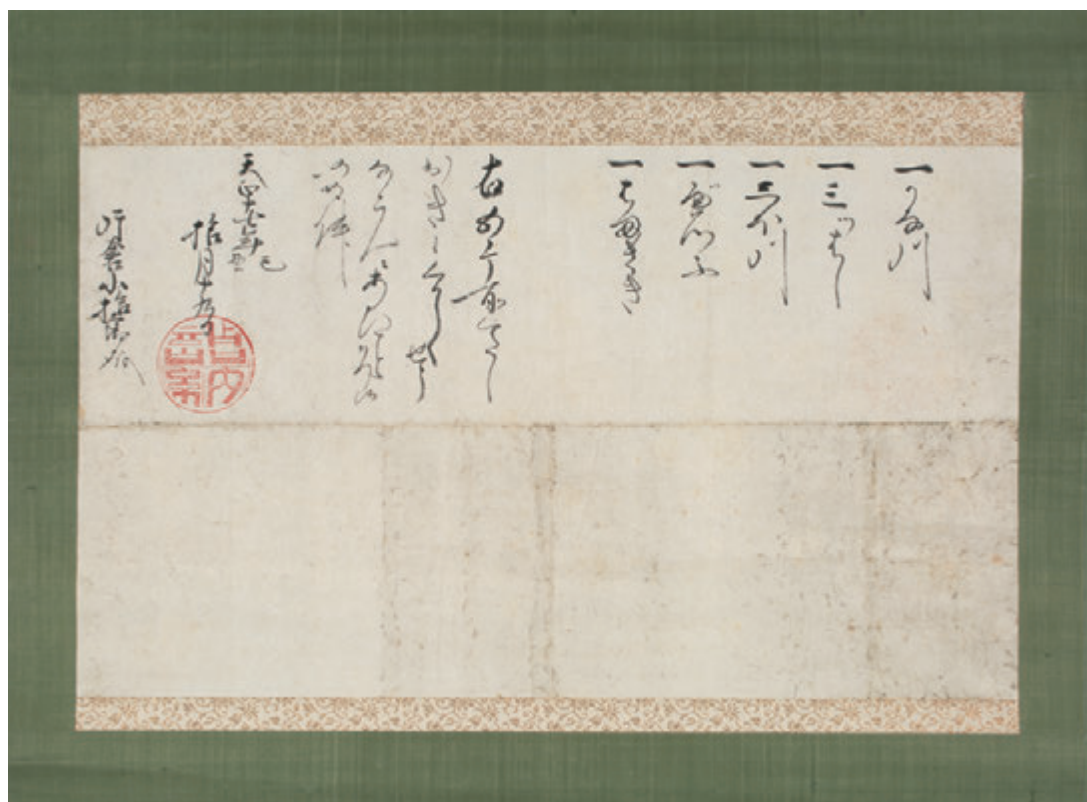
130X@68@1（『史学』翻刻68）



中国地方の大名毛利輝元が側近の堅田元慶に知行を与えた文書。一紙の奥に^{ひねりふう}捻封で封じて^{うわがき}上書を記した跡が残る。

本文書は、毛利氏家臣の所蔵文書を集めた『萩藩閥閥録』に堅田安房蔵のうちの1点として収められており、同書が編纂された享保年間（1720年代）にはまだ萩藩士堅田家にあったことが知られる。

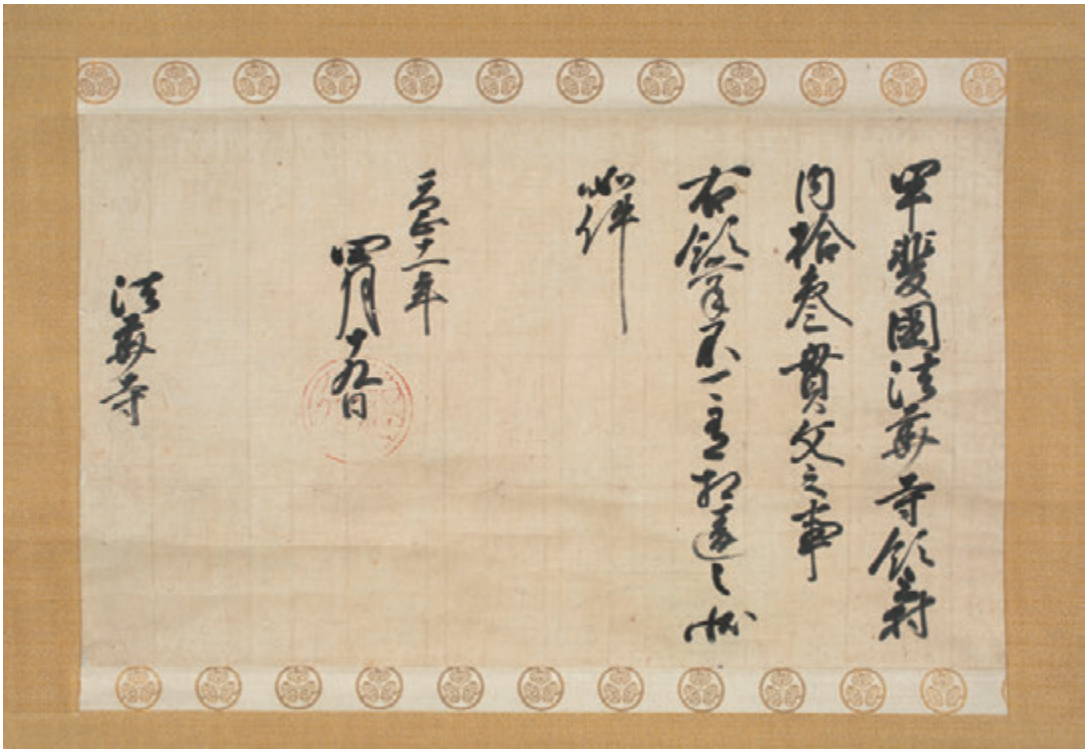
(N)



芦名氏を滅ぼして会津地方を手中にした伊達政宗が、重臣の片倉景綱に会津盆地北部の所領(現在の喜多方市周辺)を宛行^{あてが}った朱印状。家臣への所領給与の朱印状は、^{たて}堅紙を用いて右筆(書記)に漢文体で書かせるのが通例だが、敢えて略式の折紙を用いて漢字かな交じりの自筆^{したた}で認めているのは、政宗の幼少の頃から近侍した景綱との親密さを表現したものとみられる。文中の少納言は景綱の異父姉喜多のことで、政宗の乳母であった。

仙台藩では政宗の事蹟をまとめた『貞山公治家記録』が編纂され、元禄16年(1703)に完成しているが、その際の蒐集文書を編纂吏員が記録した『伊達政宗記録事蹟考記』(東京大学史料編纂所ほかに写本が現存)には、本文書が「片倉^(村長)小十郎所持」として収録されている。よって、少なくとも17世紀末～18世紀初頭頃までは片倉家に伝来していたことが明らかである。

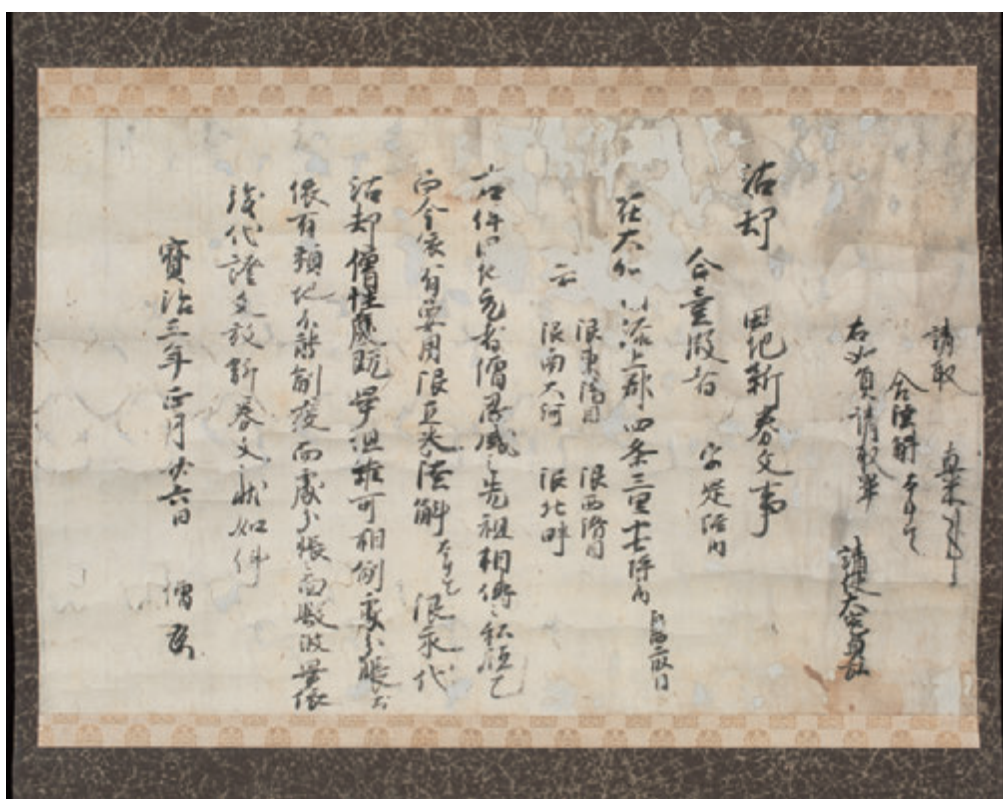
(U・N)



本能寺の変によって権力の空白が生じた甲斐・信濃・上野の支配をめぐって争われた天正壬午の乱の結果、徳川家康は甲斐国を領有することとなった。その直後の天正10年（1582）12月10日付で家康が法華寺に発給した判物を踏まえ、改めて同寺の寺領13貫文を安堵したのが本文書である。

文化11年（1814）成立の地誌である『甲斐国志』には、本文書が先述の判物とともに法華寺に伝存することが明記されている。その後、両文書は同寺が作成した「御朱印写」に筆写され、この「御朱印写」は現在も甲府市武田にある同寺が所蔵している。したがって、本文書は19世紀以降に法華寺から流出したということになる。

(U)



僧忍盛が私領1段を僧性慶に売却した売買証文。文書の袖（右端）には、忍盛の使者大宅貞弘が米6斗の代価を請け取った旨を書き加えており、当時の土地売買の契約成立には証文作成・代価受領の2段階の手続きを踏むことが必要だったことをうかがわせる。

同一の土地に関わる他の売券や譲状の存在は未確認だが、大和国の田地売券であることに鑑みれば、もともとは東大寺に伝来した文書であった可能性が低くない。江戸時代以来、東大寺からは少なからぬ中世文書が流出し、大正・昭和初期はもちろん、現代に至るまで古書店・古美術商や蒐集家の間で盛んに取引されている。

(N)

35 板倉重宗書状 (年未詳) 8月3日 (17.2×43.1cm)

130X@116@1 (『史学』翻刻128)



上巻の極札

本文書は宛所が切断されて不明だが、30号文書の解説でも述べたように、こうした処置は近世の段階で家伝文書を売却するに際して、それが世間に知られると恥ずかしいと考えたのか、文書の出所を隠す目的で行われたケースが多い。外題の位置に、いずれかの古筆家の極札が貼り付けられていることから、江戸時代には巷間に流出していたものと推測される。

板倉重宗は長く京都所司代として活躍したことで知られる江戸初期の大名で、紀州から上洛した人物からの来信に対して、旅の無事を祝うとともに茶碗を贈られた礼を述べた本文書も、その京都所司代の在任期間(1620～54)のものとみられるが、現段階ではそれ以上に年代を絞るのは難しい。

(U)



建武3年（1336）6月に京都を制圧して建武新政府を倒した足利尊氏が、そこに至るまでの戦いで尊氏を支えた各地の武士に対して同年7月に大量に発給した感状の一つ。文書を受給した於保宗喜は肥前国佐賀郡於保村を名字の地とする武士で、南北朝内乱初期に所見がある人物。子孫は戦国期まで続いたようだが、鎌倉～南北朝期の於保家の文書は何らかの事情で龍造寺氏・鍋島氏一門の多久家に伝来しており、本文書もそこから出た可能性が高い。ただし、古筆了栄（1607～78）の極札が付属していることからみて、多久家文書に含まれる一群から早く分かれて、17世紀中期までに巷間に流出していたと考えられる。

(N)



上巻の極札



陰陽助安倍親宣が依頼を受け、太政大臣補任の儀式に適当日時を選定・報告した文書。その日時と文書の年記から、北朝の廷臣として重きをなした洞院公賢（1291～1360）の任太政大臣に伴うものであることが知られ、彼の日記「園太暦」にも本文書が写されている。

本文書はまた、近世初期の後西天皇による史料収集・複写事業で作成された「洞院家廿巻部類」に写されており、公賢の子孫に伝わって洞院家が15世紀に断絶した後、同族の中院家を経由して、徳川家康の側近として著名な南光坊天海の手に入り、その弟子にあたる毘沙門堂門跡公海から後西天皇に献上されたものと推定される。その後のいずれかの時点で巷間に流出したものであろう。

(N)



「反町文書」に含まれるものではないが、ここに掲げるのは37号文書と同じく「洞院家廿巻部類」に写された洞院家旧蔵史料で、現在は慶應義塾大学文学部古文書室所蔵である。したがって、37号文書と同じく、洞院家～中院家～(この間未詳)～天海～公海～後西天皇と伝わった後、巷間に流出して37号文書とは全く別の経路を辿り、奇しくも同じ慶應義塾に入ったということになる。

本文書の料紙には他の文書からの単なる墨移りとは考え難い墨影が残されており、かつては1枚の紙の表裏に記されていた記録・典籍と本文書を相^{あい}矧ぎして2枚に仕立てて、別々に売却・譲渡したことが明らかである。断片的な墨影ではあるが、相矧ぎされて失われた方の面には天皇元服に関する古記録の記事が抜き書きされたと推測されているので、本文書はその本来の目的による使用の後、裏返して写本作成に用いられた結果、その記録抜書の紙背文書として伝えられ、さらに相矧ぎされて紙背文書のみの卷子に仕立てられたという軌跡を復元することができる。

(N)

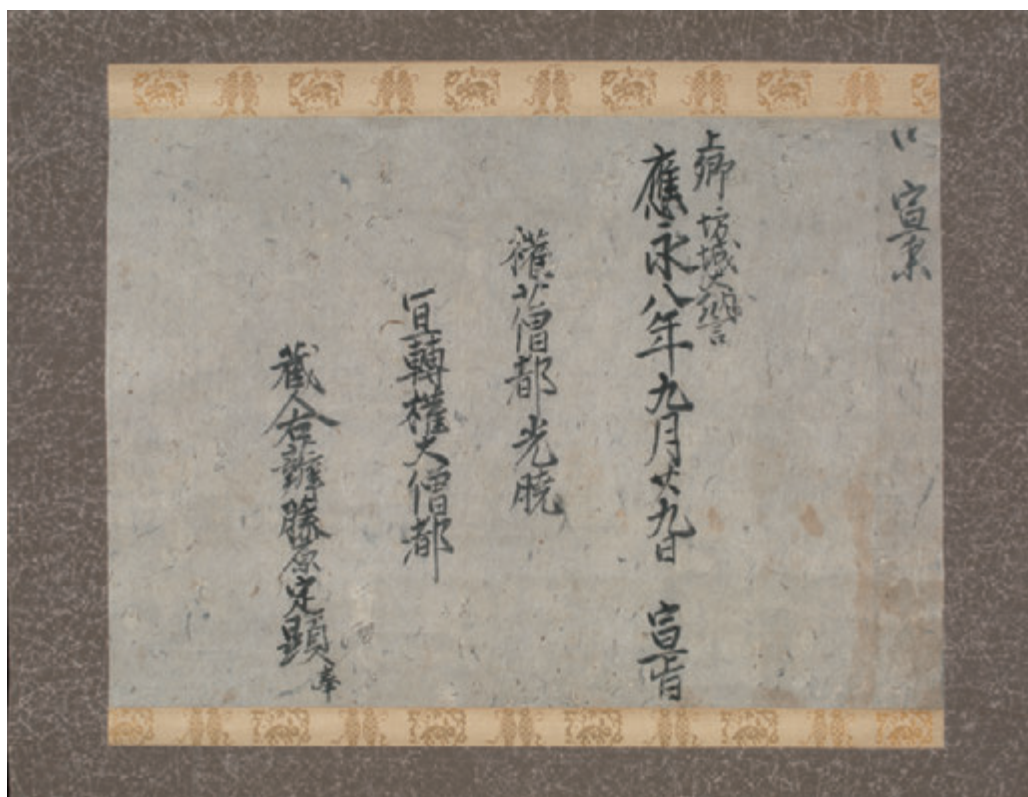
四 古文書のかたち

ここまで三章にわたって「反町文書」を見てきたが、その中で例えば紙の種類や大小だけをとっても、実に様々なものがあつた。最も一般的なのは縦30cm前後×横40cm台と、A3版に近いサイズの楮紙（楮を原料とする紙）だが、滑らかで光沢があつて高価な斐紙（雁皮紙）も戦国時代には豊後大友氏などが好んで使用している。また、豊臣秀吉や徳川家康は、縦45cm以上×横60cm前後という大判で、しかも厚手の檀紙（原料は楮で、縮緬状のしわが特徴）を用いることで、天下人としての権力の大きさを誇示した。他方、南北朝内乱期の軍勢催促状のように、極めて小さな小切紙を使って携帯の便を図った場合もある。

本章では、そうした形態面や形式面の特徴に注目しながら、「反町文書」のうちのいくつかを取り上げることにする。体系的に古文書学の総体に取り組むことはできないが、天皇の文書に用いる特殊な料紙、文書を包む封紙、^{たて}堅紙・折紙・切紙・^{たてきりがみ}堅切紙などといった様々な紙の使い方とそれぞれの用途、差出人と宛所との身分関係によって使い分ける書札礼、文書の裏に記す裏書、一度使用した文書の裏の再利用など、外形的要素から古文書を見るための視点を多角的に提供したい。

今日でも使われる「折紙付き」という言葉は、標準的な大きさの紙（堅紙）を横長に折った紙＝折紙を、近世に刀剣などの鑑定書に用いたことに由来する（ちなみにこれと似た意味の「^{きわめふだ}極め付き」という言葉は、14号文書の解説などに登場した極札と呼ばれる鑑定書から来ている）。この折紙は、堅紙を2枚重ねて書状を書く正式な使い方を1枚の紙で表現した略式なものと言われているが、今日においても手紙を書く際、用件が1枚で済んでしまった時に白紙の便箋を重ねて、必ず2枚以上にして送る慣習はこの正式な使い方の名残である。古文書の世界が意外と現代の我々の身近にあることを感じてもらえるであろうか。

(N)



口宣案^{くせんあん}とは、天皇の秘書官たる蔵人が、公卿の中から選ばれて当該案件の責任者を務める上卿^{しょうけい}に天皇の意思を伝えるメモ＝口宣が公文書化したもので、上卿から太政官を経由して文書発給に至る手続をすべて省略し、主に官職への補任^{ふにん}状として機能した。本文書の場合は僧官の補任状で、補任された光曉という僧侶が興福寺東院の僧であることからみて、もともと同院に伝来し、16世紀後半に東院が退転するのに伴って流出した文書と推測される。

天皇の側にあってその意思の伝達に関わる蔵人の手許には、反故紙を漉き返した一種のリサイクル・ペーパー（それゆえ墨の色が混ざって薄墨色^{しゆくし}を呈する）である宿紙が常備され、その発給する文書の料紙として使用されたことから、後に反故紙のリサイクルが低調になっても、殊更に墨を混ぜて着色した紙を綸旨や口宣案に用いた。

(N)

39 武田勝頼朱印状 天正2年（1574）3月24日（本紙30.9×45.4cm、
封紙46.2×31.5cm）

130X@31@1（『史学』翻刻56）



封紙

元亀4年（1573）、武田信玄は自身の死に臨んで3年間喪を秘すよう遺言したと伝えられ、跡を継いだ勝頼は父の朱印をそのまま使用して文書を発給している。本文書は過去の武田氏当主による承認を踏襲して、平尾三右衛門尉の所領を安堵したもので、実質的には勝頼への代替わりに伴う安堵発給であった可能性がある。平尾三右衛門尉宛の文書は他に2点が早稲田大学図書館に所蔵されており、もともと同一の文書群を形成していたと考えられる。

「反町文書」のほとんどは、本文を記した1紙だけの軸装だが、本文書には封紙が付属しており、朱印状を送付する際に包んだ形態を知ることができる。

(N)

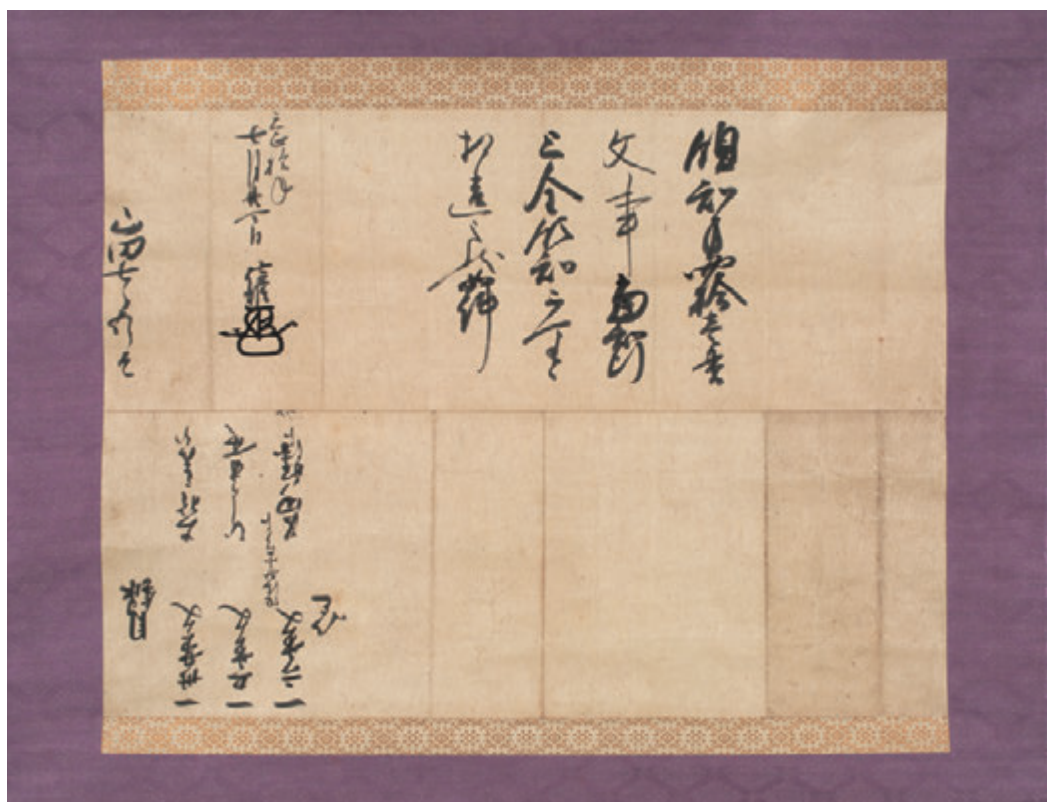
40 大内持世書状（年未詳）3月27日（本紙28.7×43.2cm、裏紙28.8×43.2cm）

130X@21@1（『史学』翻刻24）



大内持世は、永享3年（1431）に叔父盛見の戦死を受けて大内氏の家督を継承し、弟らとの争いを勝ち抜いて周防・長門・豊前・筑前守護となったが、嘉吉元年（1441）、將軍足利義教の暗殺（嘉吉の乱）に巻き込まれて受けた傷がもとで死去した。したがって、本文書は彼が家督にあった10年間のいずれかの時期に、おそらくは山口の禅寺である全鼈庵の僧侶に送ったものとみられる。

本来、書状を作成する際にはスタンダードな大きさの横長の紙＝^{たて}縦紙を2枚重ねにして用いるが、本文書はその2紙をまとめて1軸に仕立てている。この書状は第1紙＝本紙だけで本文を書き終えているが、本紙だけで足りない場合は重ねたままひっくり返して第2紙＝裏紙の裏側に続きを記し、そのうえで本紙の左端＝奥を内側にして巻いて、一番外側となる裏紙の奥に^{うわがき}上書を記す。宛所の文字と墨引が一部欠けているのは、本紙の右端を切って作った切封紐がかかっていた跡である。（N）



これまで見てきた文書の中にも何点かあったが、本文書のように^{たて}縦紙を横長に折って用いる紙の使い方を折紙という。縦紙を2枚重ねての使用を1枚の紙で表現したものとされており、縦紙よりは略式ということになる。折った状態で見返しにも文字を記すと、料紙を広げた時に見返し部分の文字は上下が逆になることがよく分かる掛幅である。

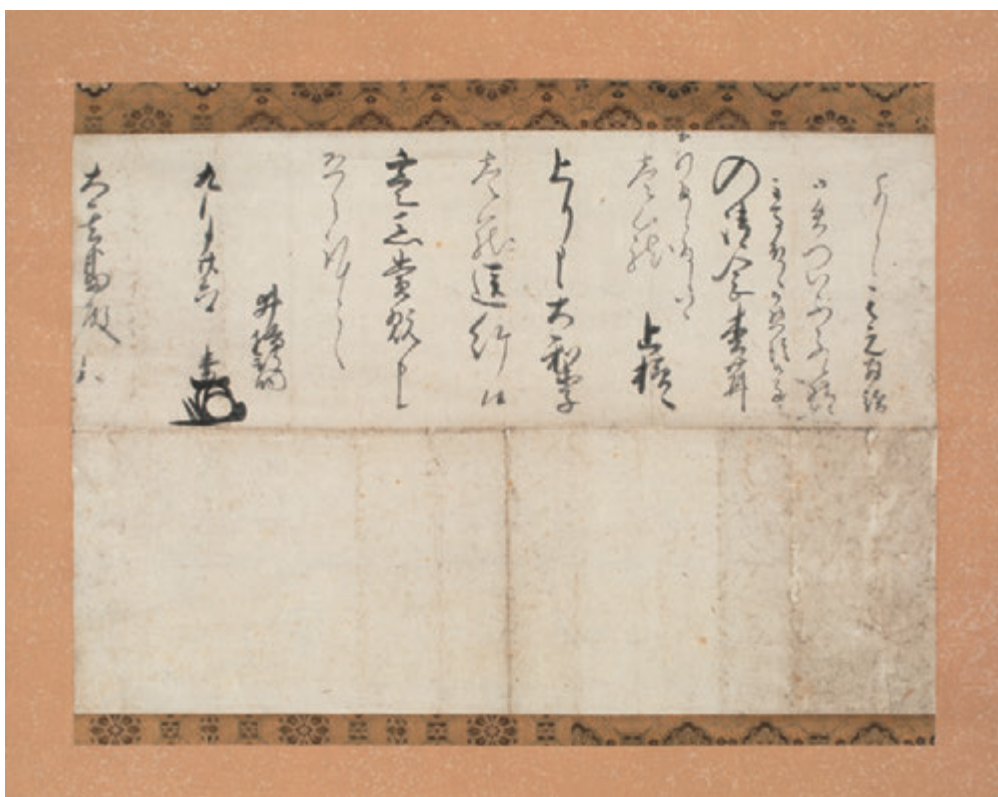
内容は、織田信雄が山田七郎五郎の所領を安堵した判物の見返しに、貫高の内訳を示した目録を記したもので、やや異例な形式だが信雄には他にも同様の事例があって、見返しの記載が「裏書」と呼ばれている。他方、「反町文書」の中には本文書を含めて山田七郎五郎宛のものが4通あり、同一の出所と思われるが、そのすべてが、元文5年（1740）～寛保2年（1742）に江戸幕府が実施した古文書調査で「三州賀茂郡福田原新田医者酒井元貞所持」として模写された坂井文助宛の文書と発給者・日付を同じくしており、その点において研究の余地がある。

なお、本文書の紙箱に捺された「竹裡藏」の蔵書印は、木島誠三のものと推定される。

（U）



紙箱の蔵書印



41号文書と同じく折紙の文書で、文章が見返しまで及ばない場合はこのように下半分が白紙のままで残ることになり、掛幅に仕立てる際に切断してしまうこともある。また、袖（右側）に一定の余白を取って本文を書き始め、月日・署判・宛所まで書いた後、^{おつてがき}追而書（^{なおなお}尚々書、追伸）を袖の余白から記して本文の行間に及ぶ様子が観察できる。

井伊直孝は直政の次男で、掃部助であったのは慶長10～15年（1605～10）なので、兄直継に代わり同20年に家督を継いで彦根藩主となるよりも前の書状ということになる。内容は「大玄蕃」に宛てて贈り物の礼を述べ、「主馬」との相談を勧めたもので、文中の「上様」は徳川秀忠、「大玄蕃」は福島正則家臣の大崎長行、「主馬」は豊臣秀頼に仕えた大野治房であろうか。

(U)

43 池田光政書状 [寛永3-14年] (1626-37) 霜月22日 (33.1×41.8cm)

130X@128@1 (『史学』翻刻なし)



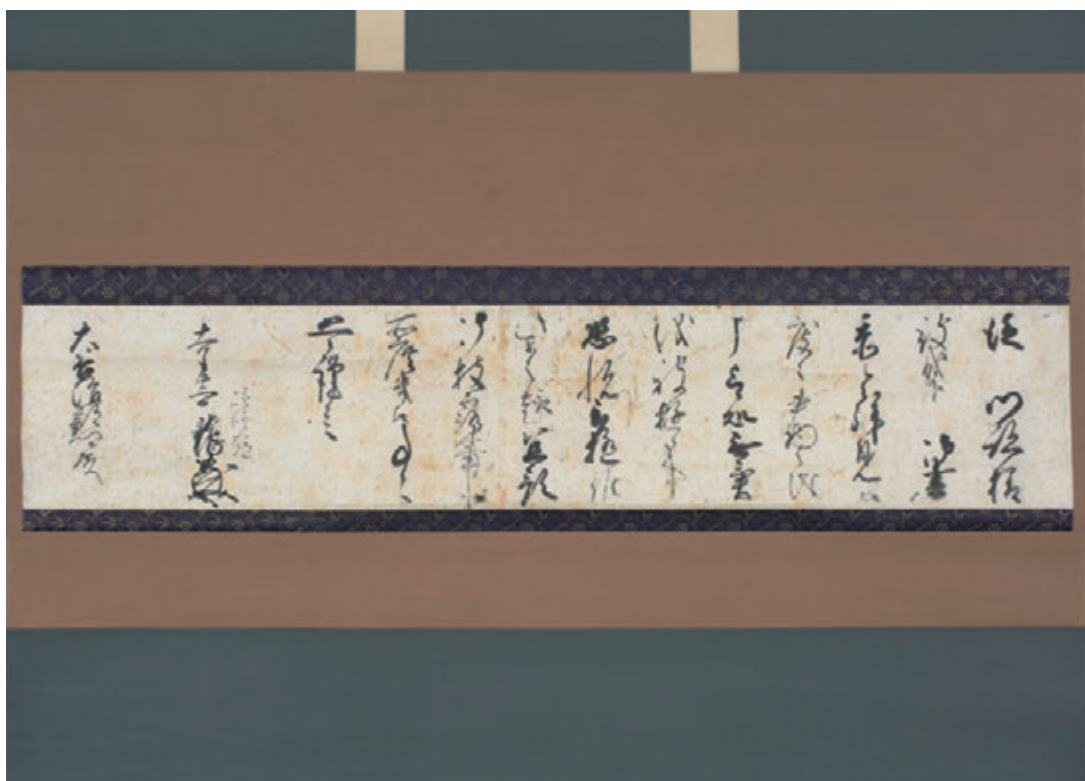
41・42号文書と同じく折紙の文書で、文章が見返しにかかって字が上下逆になることから、これまで見てきた文書にもいくつか例があったように、折り目で切断して見返しの上下を逆転させ、文字を読みやすいような形で軸装している。

池田光政は江戸初期の「名君」の1人として知られる大名で、鳥取藩主であった寛永3年(1626)に左近衛権少将への補任を受けたので、少将と署名する本文書はそれ以降のものということになる。内容は家臣の土倉勝看の病状を息子の一成と、おそらく親族の隼人に尋ねたもので、勝看の死去が同14年であることに鑑みると、それに近い時期、同9年の岡山移封より後の書状の可能性を想定できよう。

(U)

44 島津龍伯（義久）書状 [天正17年頃カ]（1589）11月12日（14.0×71.5cm）

130X@48@1（『史学』翻刻101）



折紙を折り目で切断した細長い紙を切紙といい、折紙よりもさらに略式のはずだが、戦国期以降、例えば大名から大名への書状などにも盛んに用いられるようになる。本文書の場合は、切紙を貼り継いだ^{しよくし}続紙を使用している。

豊臣秀吉に敗れて降伏するに際し、出家して龍伯と称した島津義久は、その直後に上洛した天正15～16年（1587～88）の間に青蓮院門跡尊朝法親王へ書物染筆を所望したが、在洛中には完成が間に合わなかったらしく、代わりに上洛した弟義弘の許へ「来冬」届けることを約束した尊朝の書状が「島津家文書」に伝来している。その約束が守られたとすれば、尊朝染筆の書物の礼を門跡坊官の大谷泰珍を通じて伝えた本文書は、同17年頃のものということになる。

（U・N）

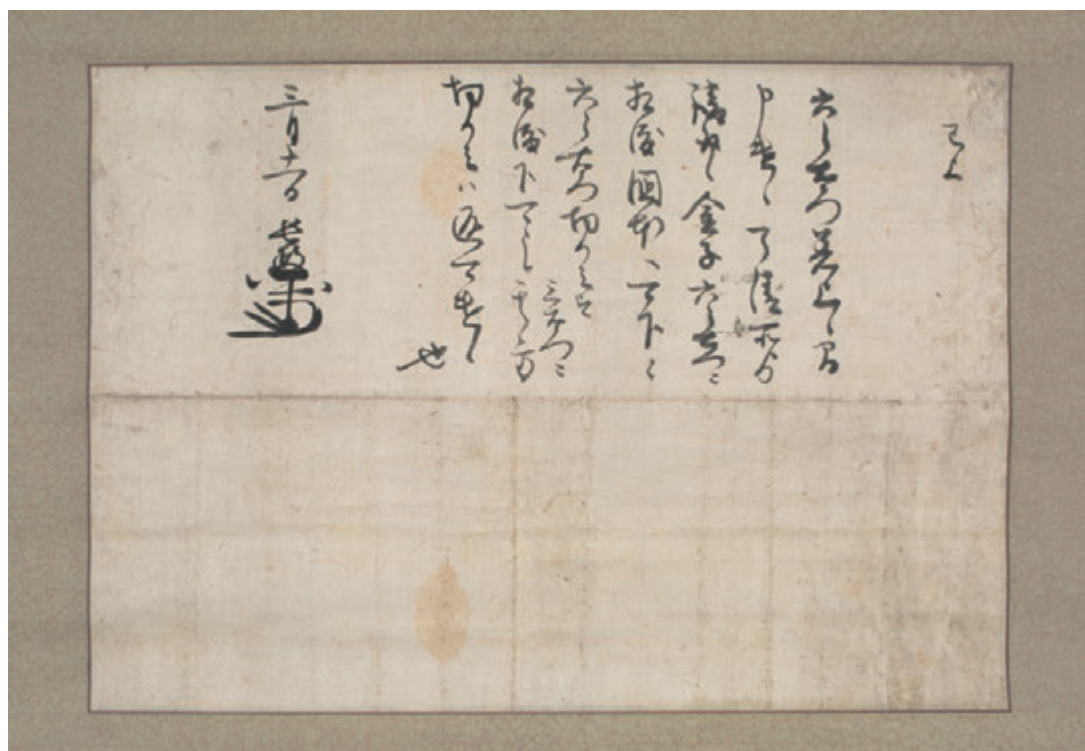
45 浅野幸長銀請取状 慶長11年（1606）正月7日（28.7×14.7cm）

130X@79@1(『史学』翻刻96)



関ヶ原の戦いの後に紀伊和歌山37万6千石を領した浅野^{よしなが}幸長が発給した、塩役運上銀の請取状。本文書や28号文書のように料紙を縦長に切って用いる^{たてきりがみ}堅切紙は、古代から領収書や支払命令書、為替手形など、財貨のやり取りや利用に関わる文書に用いられてきた形態で、近世に紙幣として用いられた私札・藩札も（小型化はするが）この形を踏襲する。その影響は、少なくとも太政官札・民部省札など近代初頭の紙幣にまで及ぶことになる。

(U・N)



父孝高（官兵衛）から家督を譲られた後、豊臣政権下では豊前中津、江戸幕府の下では筑前一国を領した黒田長政が、金子を六郎右衛門に渡し国元へ下すことなどを指示した書状。宛所を欠き、詳しい事情ははっきりしないが、文中に見える「切かみ」（切紙）は、送金と関連する文書であることから豎切紙の請取状や支払命令書とみられる。

なお、折紙の書状の場合、^{おつてがき}追而書を加えることがむしろ一般的で、本文書のようにそれがない場合は袖に「已上」（以上）と記して、用件が本文だけで終わったことを示すのが慣習となっている。

(U・N)

47 徳川光国書状 [寛文3-9年] (1663-69) 12月9日 (20.8×51.5cm)

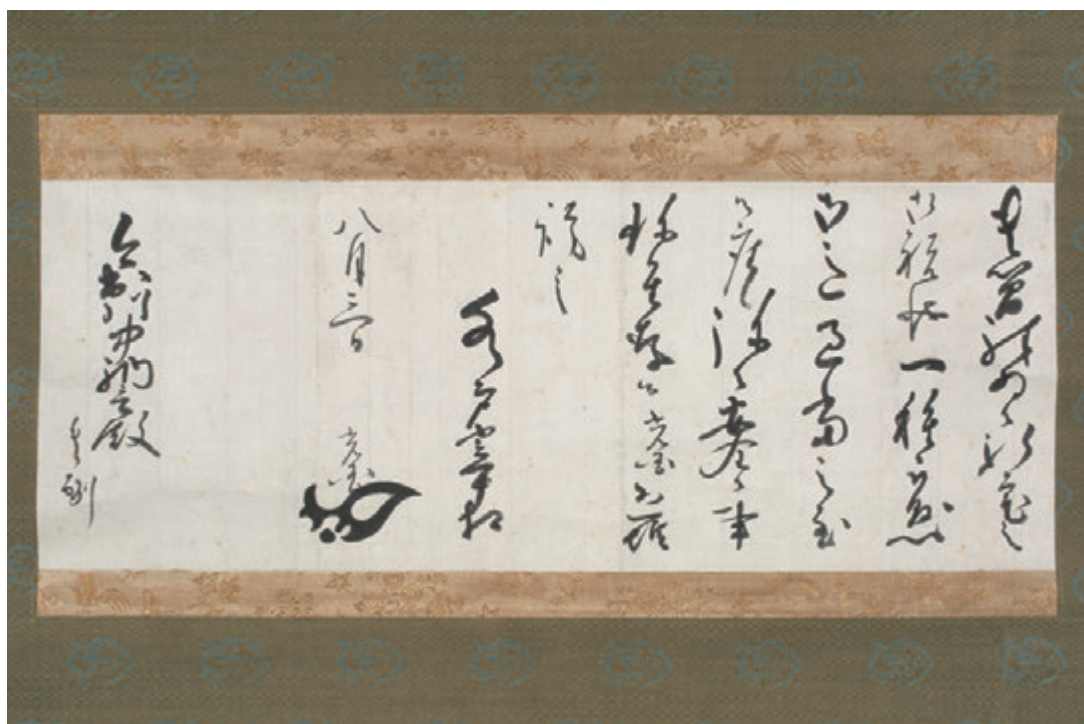
130X@119@1 (『史学』翻刻138)



徳川光国が松平亀千代（後の伊達綱村）に宛て、弟鷹（雌の鷹）と隼などを贈られた礼を述べ、亀千代側の無事を祝し、自らは鷹狩を楽しんでいる様子などを伝えた書状。冒頭の1行の右側が欠損している。光国は寛文2年（1662）12月21日に宰相（参議）となり、他方、その2年前にわずか2歳（数え年）で家督を相続した亀千代は同9年12月9日に元服するので、本書状は寛文3年から同9年までのものと年代比定される。光国が一般に知られている光圀（いみな）に諱を変えるのは、天和3年（1683）以降である。ちなみに宰相は参議（とうみょう）（官職の中国風呼称）であり、水戸黄門という彼の俗称も、元禄3年（1690）に隠居した翌日に任官した権中納言の唐名が黄門であることに由来する。

書状（したた）を認める際、宛所との身分的・社会的関係を書式・文面・外形などで表す礼法（しよぎつ）を書札（わい）礼という。比較的分かりやすいのが書止文言で、本文書の「恐々謹言」は概ね対等かやや目下の相手に宛てた書状で用いるものである。

(U)

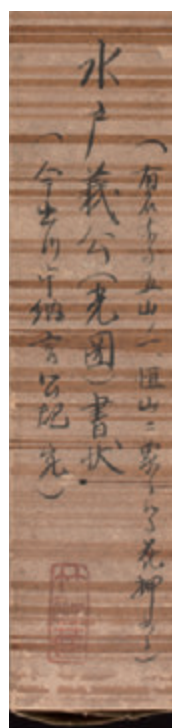


今出川公規^{きんのり}からの来信に対する、徳川光国の自筆と推定される返書で、新宅の祝儀への礼を述べると共に、公規の健在を祝す。光国が宰相（参議）となったのが寛文2年（1662）12月18日であり、その2年前に権中納言となった公規が権大納言に昇進するのが同4年5月11日なので、8月3日付の本文書の年次は寛文3年と確定する。

書札礼の面では、47号文書より丁寧な「光国恐惶謹言」という書止文言であり、「光国」の文字を少し小さく書くのも、官位の面で自分より一段上の公規に対する敬意を示したものである。

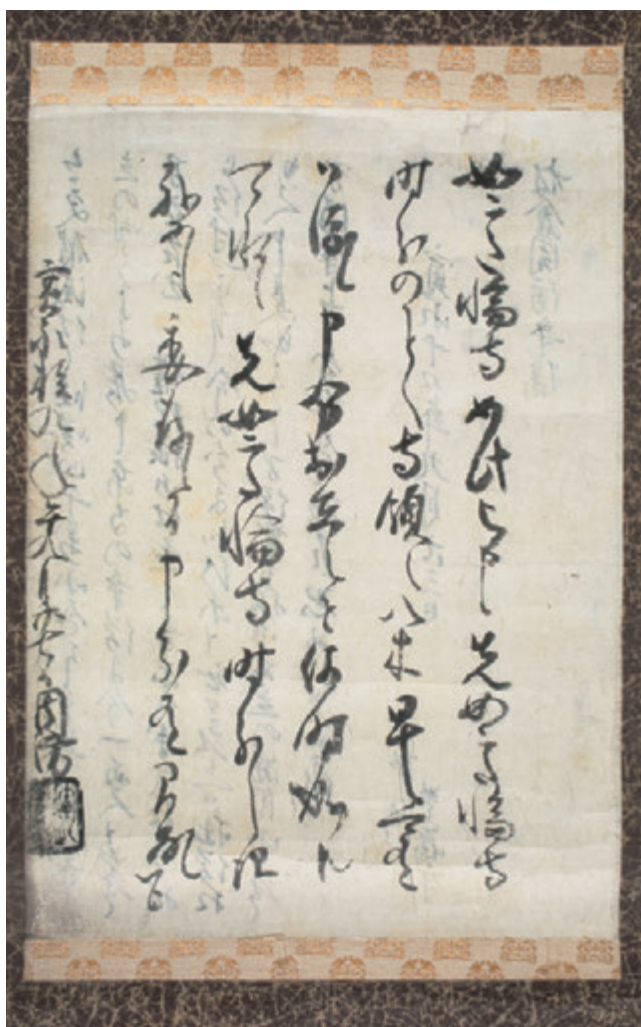
なお、本文書で用いられている光国の花押は、鳥の形とも、北岳恒山真形図という道教の護符の形ともいわれる。47号文書のものは、天地の2本の横線の特徴とする明朝体と呼ばれるタイプで、徳川家康が用いたことから（59号文書参照）江戸前期に爆発的な流行を見せた。

本文書の紙箱には「竹裡藏」の蔵書印が捺されている（41号文書参照）。



(U)

紙箱の箱書と蔵書印

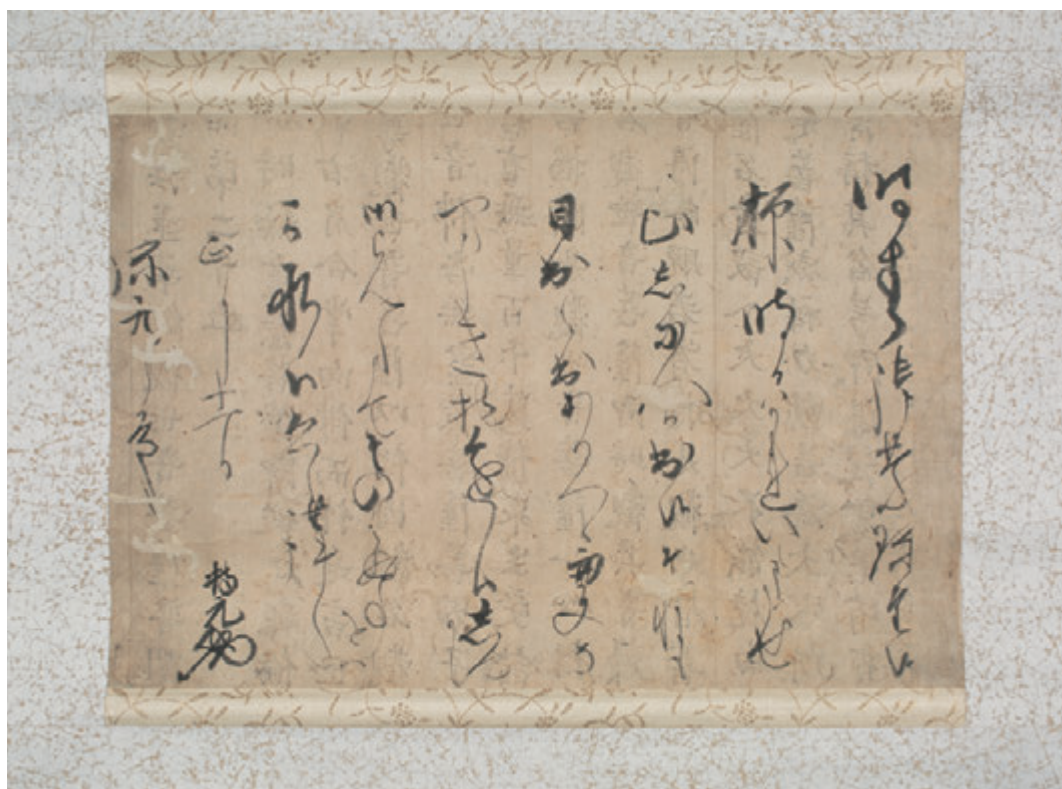


京都所司代の板倉重宗に提出された如意輪寺の申状（訴状）の裏に認められた黒印状。如意輪寺はおそらく大和吉野の寺院であり、申状が前欠のために読解できない部分もあるが、東寺の寺僧を召し出し、末代まで成り立つように処置してほしいと訴えている。

一方、重宗の裏書は申状の4日後の日付で、後欠のため宛所が確認できないが、訴えられた東寺に宛てたものであろう。如意輪寺の時分のように寺領の八木（＝米）を早々に渡すよう命じた上で、申し分があれば聞か、事情は重宗も詳しく知っているので申し分はないはずだと突き放している。いわば申状の趣旨を追認・保証するような内容で、文書の裏の利用法という点で注目される。

重宗はこの裏書を如意輪寺に渡し、同寺が係争中の東寺側に示したものと推測され、寺院の訴願への対処の実態を知り得る事例としても興味深い。

(U)



書状等として一度使用された紙の未使用面を記録・典籍等の料紙に利用した結果、その記録・典籍等の裏側に遺された文書を紙背文書といい、本文書は木版印刷した法華經普門品（いわゆる観音經）の冒頭部分の紙背にあたる。

細川持元（1399～1429）は管領細川満元の嫡子で、応永33年（1426）に家督を継承したが、3年後に31歳で病没し、家督は長弟の持之に移った。書状の宛所の弥九郎は次弟の持賢で、実は同じく持賢宛の持元書状の裏に観音經を摺写したものが東京大学史料編纂所に所蔵されており、經文の字間・行間や行あたりの字数、5行ごとの折り目などが一致し、さらには經文も接続するので、一具のものなのが明らかである。したがって、これらは持賢が自身の手許にあった持元からの手紙を貼り継ぎ、經典を印刷する料紙とすることで長兄を供養した消息經と判断され、不要になった紙を再利用したものが遺った通常の紙背文書とは少し趣が異なる。

(N)

五 古文書を探る

「反町文書」のほとんどは掛幅装で、床の間などを飾る鑑賞用の形態に仕立てられているが、日本史学の立場からみれば何よりもまず、文字に記された内容から歴史的事実を導き出すための史料である。ここでは、一般の方にもなじみがある信長・秀吉・家康による天下統一の時代を中心に、「反町文書」から歴史を探ってみたい。

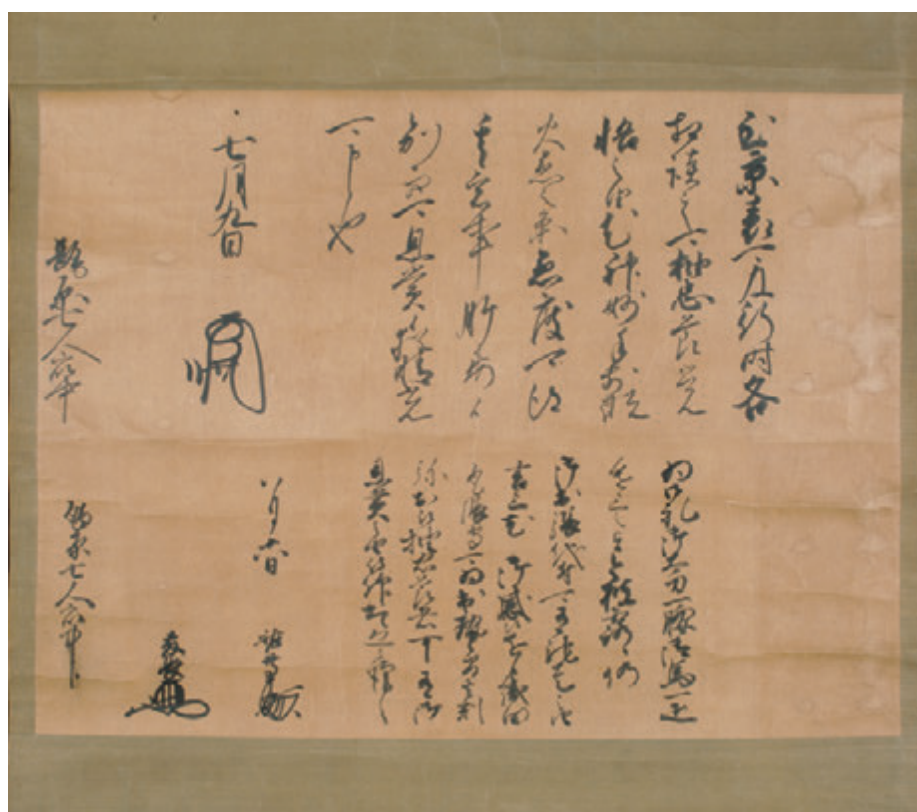
初めに取り上げるのは、織田信長である。殺害された兄の將軍義輝の後継者を志した足利義秋の支援要請に応じたものの、結果的には幻に終わった最初の上洛作戦から、その2年後に実現した上洛によって將軍となった義昭（義秋改名）の下での信長の立場、さらには義昭を追放して以降の信長の戦いを順に見ていく。

続いて、「未完に終わった信長の統一事業を継承した」とされる豊臣秀吉を取り上げる。本能寺の変で信長が斃れた後、その後継者の地位をめぐる家中の争いを勝ち抜き、旧織田領国外の征服を進めて天下統一に至り、さらには海を越えて朝鮮半島にまで出兵する過程を追跡する。

豊臣政権に代わって天下を掌握するのが、徳川家康である。いわゆる天下分け目の時期における家康や他の大名たちの動向、さらには秀吉・家康という「天下人」の神格化についても瞥見してみよう。

最後に、「天下人」家康の地位が次の世代へと継承されていき、江戸幕府の支配秩序が諸大名・諸地域に及んでいく様子を展望する。その際、江戸に次ぐ幕府の重要拠点である京都の動向もクローズアップしたい。「徳川の平和」へと向かう道のりは、決して緩やかなものではなかった。度重なる戦争の後に、寛永の飢饉が猛威を振るうこととなる。このような試練の時代を生きた民衆の一面も、垣間見られることだろう。

(U・N)



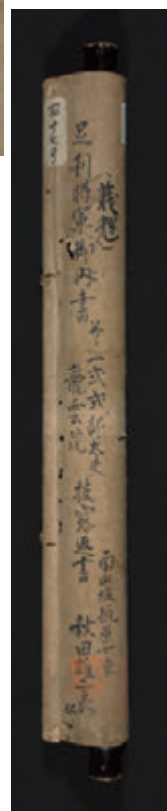
該当文書は下段

年未詳7月9日足利義輝御内書と合わせて表装された掛幅の外題によれば、本文書は南山城瓶原七家の秋田雄二良伊口の許に近世末まで伝来したらしい。瓶原（^{みかの}瓶原）は古代の恭仁京の故地で、永禄8年（1565）に將軍足利義輝が襲撃・殺害されたのを受けて、弟の興福寺一乗院門跡覚慶が伊賀経由で近江へ脱出したルート上にある。

本文書はその翌年、彼が還俗して足利義秋と名乗り、近江矢島（現滋賀県守山市）にあって上洛に動いた時期のもので、瓶原の有力者七名からの音信と軍事協力の申し出に対し、義秋の意を受けた側近が礼を述べている。料紙は斐紙で、おそらく本来は折紙。

本文書で言及されているのがいわば織田信長の最初の上洛作戦で、協力を取り付けていたはずの美濃斎藤氏・近江六角氏が離反したため、この時は京都への道を阻まれ、義秋は若狹を経て越前に逃れた。義昭と改名した彼を奉じての上洛を信長が実現するのは、この2年後の永禄11年である。

(N)



外題



宛所が切断されているのでいずれの寺院かは分からないが、その敷地を織田信長が幕府の許可を得て接収するにあたって、替地として慈徳寺とその境内を与えることを、信長の要請通りに認めた室町幕府の公文書。慈徳寺は京都東郊の山科にあった寺院か。京都周辺の寺地の処分に関して、信長が独断ではなし得ずに幕府の裁定を必要としたこと、幕府も特に問題がなければ信長の申請を認めたこと、幕府奉行人が信長の行為に敬語を付けて表記したことなど、將軍義昭の幕府の下での信長の位置づけを物語る。

この年の10月に信長は義昭に17ヶ条の詰問状を送って両者の対立が決定的なものとなり、翌元龜4年（1573）の義昭追放によって室町幕府の滅亡に至る。

(N)

53 織田信長朱印状 [天正2年] (1574) 6月5日 (29.0×46.8cm)

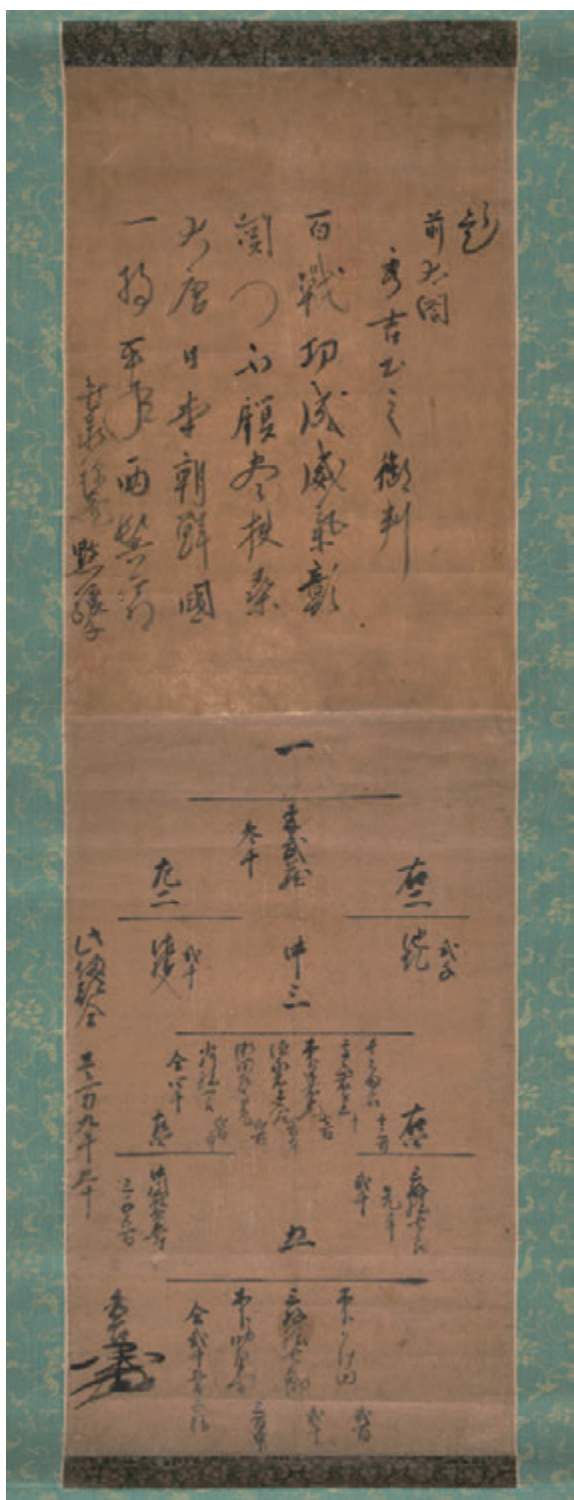
130X@26@1 (『史学』翻刻58)



天正2年(1574)5月、遠江東部の重要拠点である高天神城を武田勝頼に包囲された徳川家康から援軍の要請を受けた織田信長は、直ちに京都から岐阜へ下り、出兵の準備にかかった。本文書は尾張知多郡の大野湊を支配した佐治左馬允に対し、郡内の商人に兵糧の調達・運送を申し付けるよう命じたもので、有名な「天下布武」の朱印を捺している。本来は折紙。

信長は6月14日に岐阜を発ち、17日に三河吉田まで急行したものの、救援は間に合わずに高天神城は陥落する。しかし、この翌年の長篠の戦いで武田軍に大勝したことで信長の「天下布武」は軌道に乗り、同10年には武田勝頼を滅ぼすに至る。さらに西国でも毛利氏に対して優位に立ち、四国への攻撃準備も整えたところで、本能寺の変に遭うのである。

(N)



紙箱の蔵書印

天正12年(1584)の長久手合戦直前に作成された陣立書の東備の部分^{ぞなえ}を独立させたもので、後世になって豊臣秀吉を讃える七言絶句の賛が上部に付け加えられている。陣立書という新しい文書様式は、一つの命令系統と上下秩序の下に軍勢全体が編成されたことを示しており、個々の武装集団が緩やかにまとまったに過ぎない中世とは明らかに段階を画する近世の軍隊の誕生を象徴するものである。

1929年8月、6号文書とともに「文^(ママ)學士木嶋誠一氏藏」として京都帝国大学によって影写された本文書は、同じく京都帝国大学が1927年5月に影写した時は京都市三条通室町の堀部功太郎の所蔵であった。この住所は木島誠三が育った木島本家の嘉一郎(誠三母の弟で、櫻谷の兄)宅の至近なので、ご近所の木島さんの所の誠三君が武士の研究で帝大を卒業したお祝いに贈ったというような経緯を想像しても良いかもしれない。

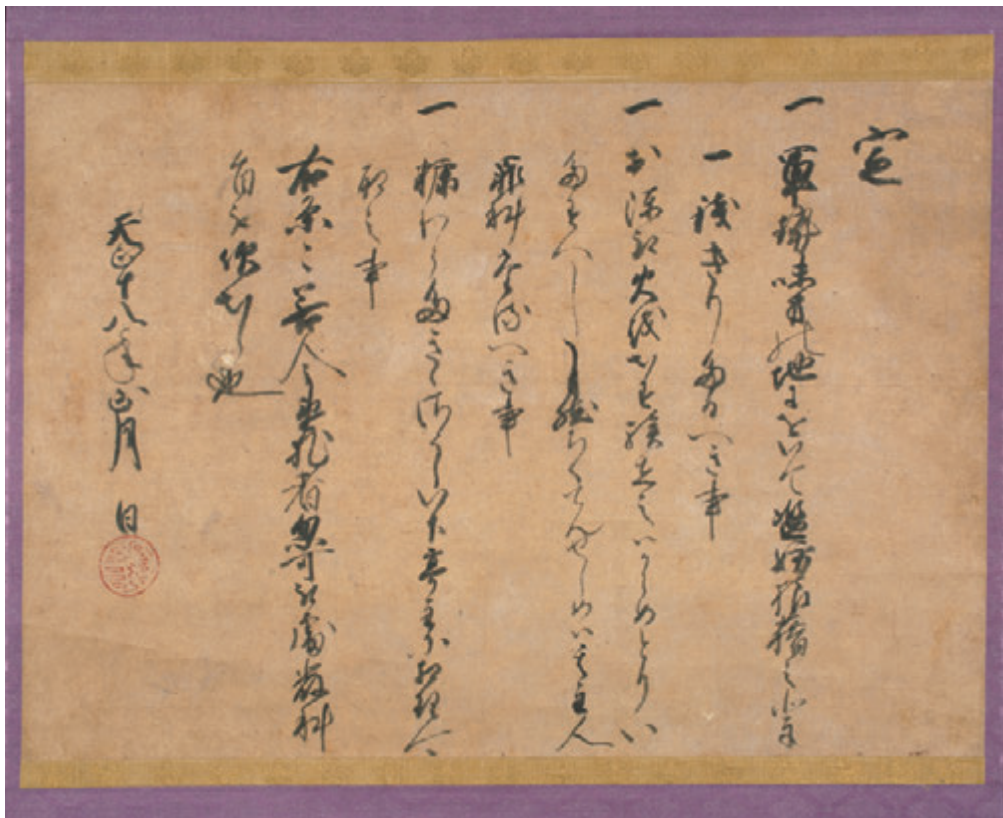
(U・N)



12号ならびに54号文書の小牧・長久手の戦いが、織田信長の後継者をめぐる家中の抗争の最後のものではあったのに対し、後継者の地位を固めた羽柴秀吉が旧織田領国の外に広げた征服事業の第一歩が和泉・紀伊攻めである。その最初の戦闘が和泉岸和田における根来・雑賀衆との戦いで、本文書はそれに関わるもの。敵方の積善寺城^{しやくぜんじ}が落ち、明日陣替えをするので、近くの信達・鳥取まで移るようにと宛所の面々に指令している。追而書では、兵糧は堺から取り寄せ先陣にて渡す旨が記される。

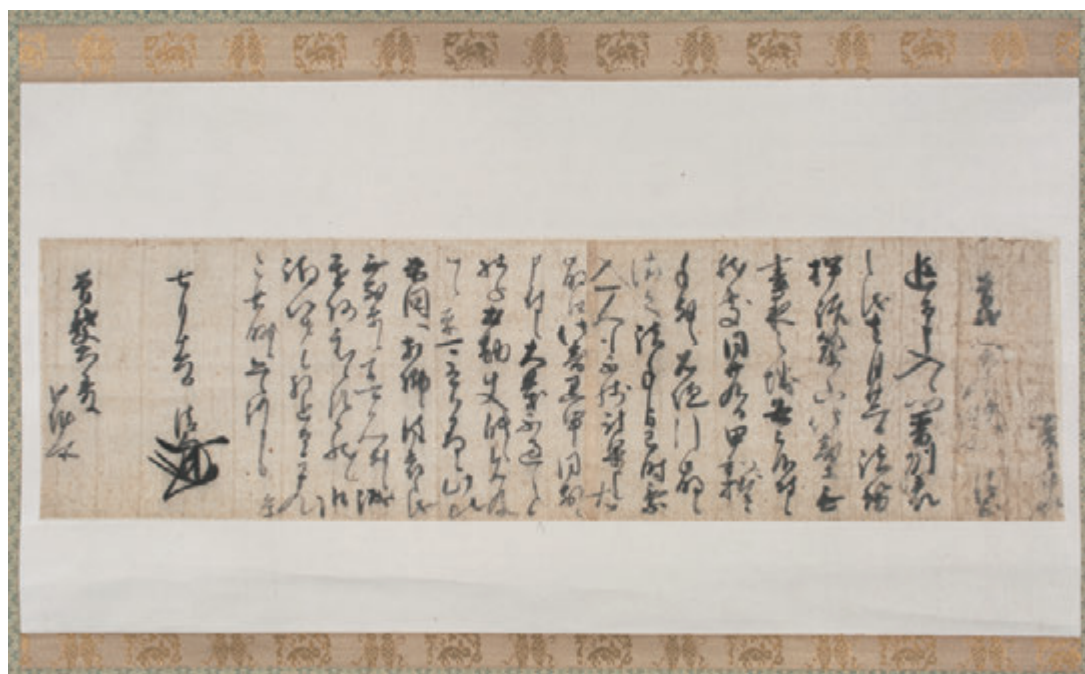
なお本文書には、勝部翠石なる人物による1905年4月の鑑定証、「明治四十一年月日」「藤井用箋」と印刷された野紙に豊臣秀吉の略歴を記したものなどが付属しており、1910年前後には藤井某の所蔵であったとみられる。

(U)



紀伊攻略に続いて、四国・越中・九州と進められた豊臣秀吉の征服事業に一段落をつけたのが小田原攻めで、これによって全国統一が完成することになる。20号文書が関東への軍勢移動に関わるものであったが、本文書はそうした軍勢の動員にあたって事前に秀吉が命じた定書で、3ヶ条からなる。第1条は軍勢が味方の地で濫妨狼藉に及んだ場合の斬罪、第2条は陣取りに際して放火した者の逮捕と、本人逃亡の場合にはその主人の処罰、第3条は糠・藁・薪・雑事（細々とした日常物資）などを取る際も亭主に断ることをそれぞれ定めている。九州出兵に続く空前の規模の軍勢動員において、秀吉が軍律の厳格化によって統制を図ったことがうかがえよう。

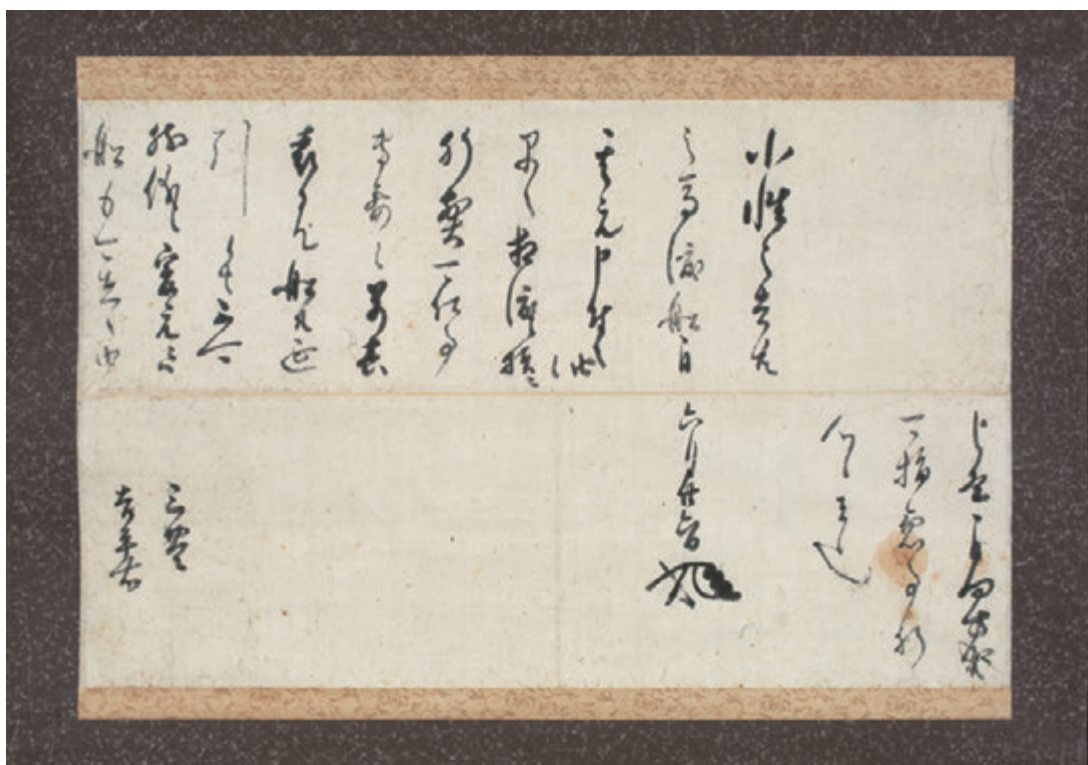
(U)



国内の統一を達成した豊臣秀吉は、さらなる版図拡大を目指して朝鮮侵略へと突き進んだ。30号文書は渡海に用いる船の建造に関わるものであったが、本文書は文禄の役の後半に戦局が不利に転じた後、朝鮮に出陣中の加藤清正が第2次晋州城攻防戦の様子などを曾我尚祐に伝えたものである。天正18年（1590）に織田信雄が改易された後、尚祐は豊臣秀吉に仕えていた。

文禄2年（1593）6月22日に攻城が開始され、同月29日に清正軍が石垣を崩し、これにより諸方から乗り込んで1人も残さず討ち果たしたと、攻撃は黒田長政軍も同様に行ったこと、最近では赤国（全羅道）へ進軍し、この方面は別状ないことなど、近況を詳しく記している。戦国・織豊期にはこのように諸大名が戦況を詳しく描写した書状を盛んに送るようになり、軍記物より信頼度の高い一次史料で戦いの経過を追うことができる。

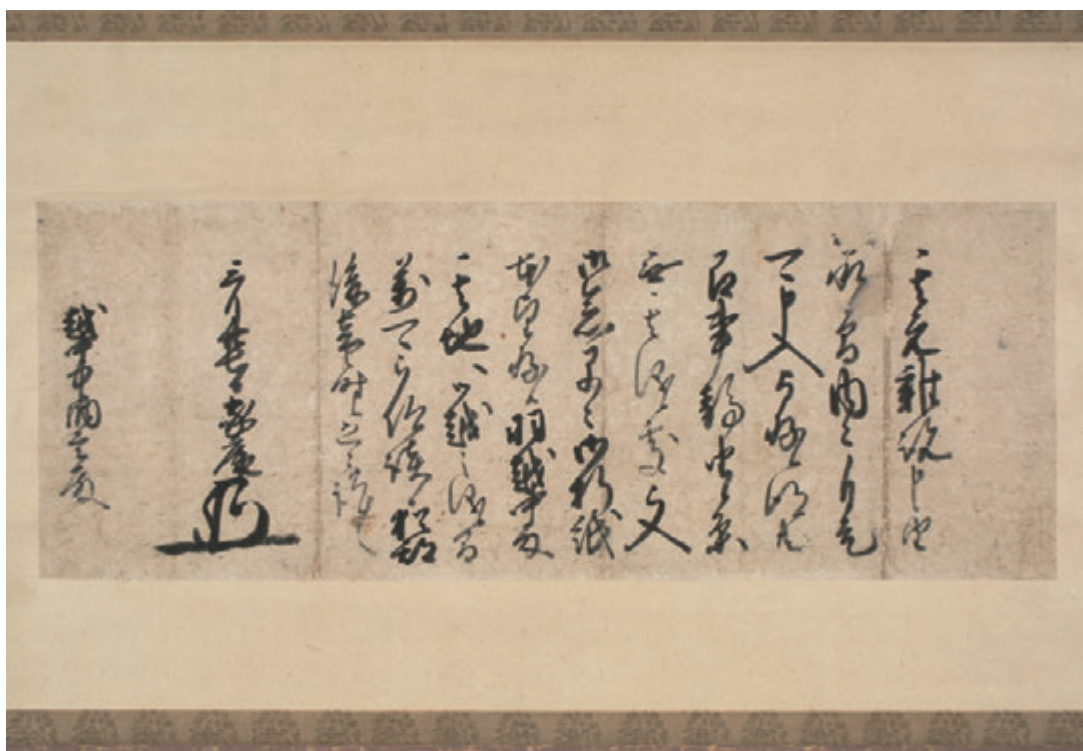
(U)



毛利輝元の従弟にあたる秀元は輝元の養子となり、後に輝元に実子松寿丸（後の秀就）が生まれたことから継嗣の地位を辞退した。慶長の役に際しては病気の輝元に代わって渡海し、毛利軍を率いた。本文書は、秀元が麾下の三上元安・吉井元武に対し、小姓たちの馬の渡船を急いで調達するよう指令したものである。秀元率いる毛利軍は、翌慶長3年（1598）の蔚山城の救援作戦後に帰国を命じられた。そして8月には豊臣秀吉が死去し、朝鮮の日本軍は撤退することとなった。

下って1720年代に萩藩が家臣の所蔵文書写・由緒・系図などを編纂した『萩藩閥閥録』には、本文書が三上・吉井両家それぞれの所蔵として写されている。吉井家のものに「右両人_江一紙_ニ被成候_而被遣候、御書御本書之儀、三上喜左衛門家_ニ御座候」と注記されていることからこちらは写しで、原本は三上家に伝来したのが明らかで、その原本が後に三上家から流出して木島誠三の所蔵に帰したことが判明する。

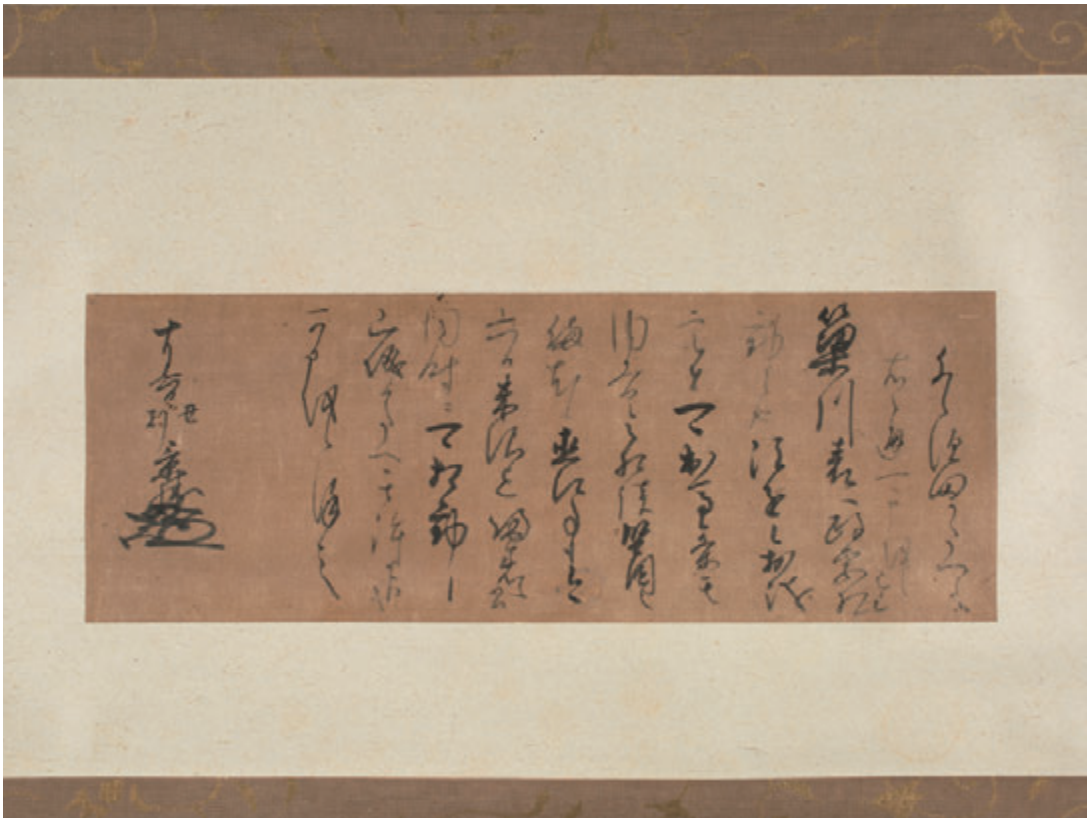
(U)



3月27日付で徳川家康が前田利長に送った書状で「そちらで雑説があるようなので内々にこちらから申し入れようと思っていたが、すぐに静まったようなので申し入れないことにした。この点をご配慮され、早々に折紙（書状）をお送り頂き本望である。長岡（細川）忠興がそちらにお越しになるので、万事ご相談頂きたい」という内容である。

「雑説」とは不穏な噂を意味するので、父利家が慶長4年（1599）閏3月3日に死去し、8月に利長が領国の加賀へ下向して以降、彼と忠興に謀叛の疑いがかけられたことを指すとすれば、翌慶長5年のものと考えられる。秀吉や利家の死を転機として、関ヶ原の戦いの前段階より家康が利長を傘下に組み込んでいく過程を知る手がかりとなる。

(U)



宛所が切断されて不明だが、会津・米沢などを領した上杉景勝が関ヶ原の戦いの直後に送った書状。徳川家康が会津征伐に動員した諸大名の軍勢を率いて石田三成らとの決戦のために西上した後、上杉への押さえに残された最上義光・伊達政宗らと景勝は交戦中であつた。内容は、陸奥梁川（梁川）への政宗来襲の報を受け、議定に基づいて景勝が出馬すること、最上領攻撃から米沢に戻って来る家老の直江兼続も同時に出陣することを知らせ、それまで互いに相談して堅固に防備すること、兼続や福島口を担当する須田長義にもそちらから連絡することを命じたものであり、当時の緊迫した状況を伝えている。

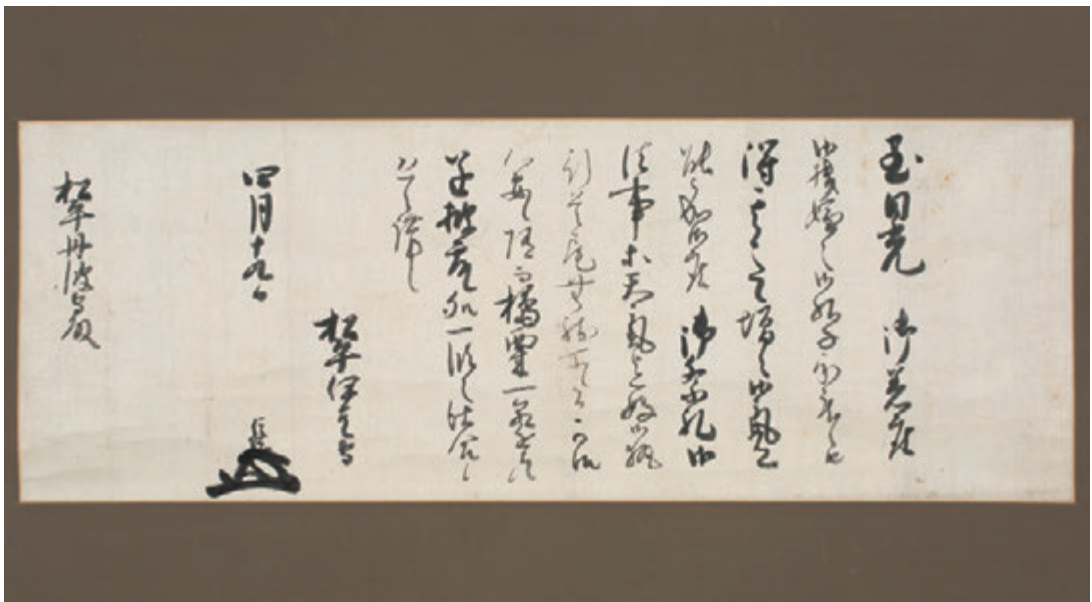
その後、関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康の戦後処理により、会津地方などを没収された上杉氏は、辛うじて米沢藩主として生き残っていくことになる。そして慶長8年（1603）には、家康が征夷大將軍に任じられて江戸幕府を開き、名実ともに天下人となった。

（U・N）



慶長3年（1598）に死去した豊臣秀吉に対し、翌年朝廷から「豊国乃大明神」の神号が贈られて神格化され、遺体を埋葬した京都東山の阿弥陀ヶ峰の西麓に彼を祀る豊国社が建立された。これを受けて各地に勧請された豊国社などに豊臣家から下賜されたものに、秀吉の子秀頼が執筆した豊国大明神の神号があり、本文書もその一つだが、もともと何処の寺社の所蔵であったかは明らかでない。

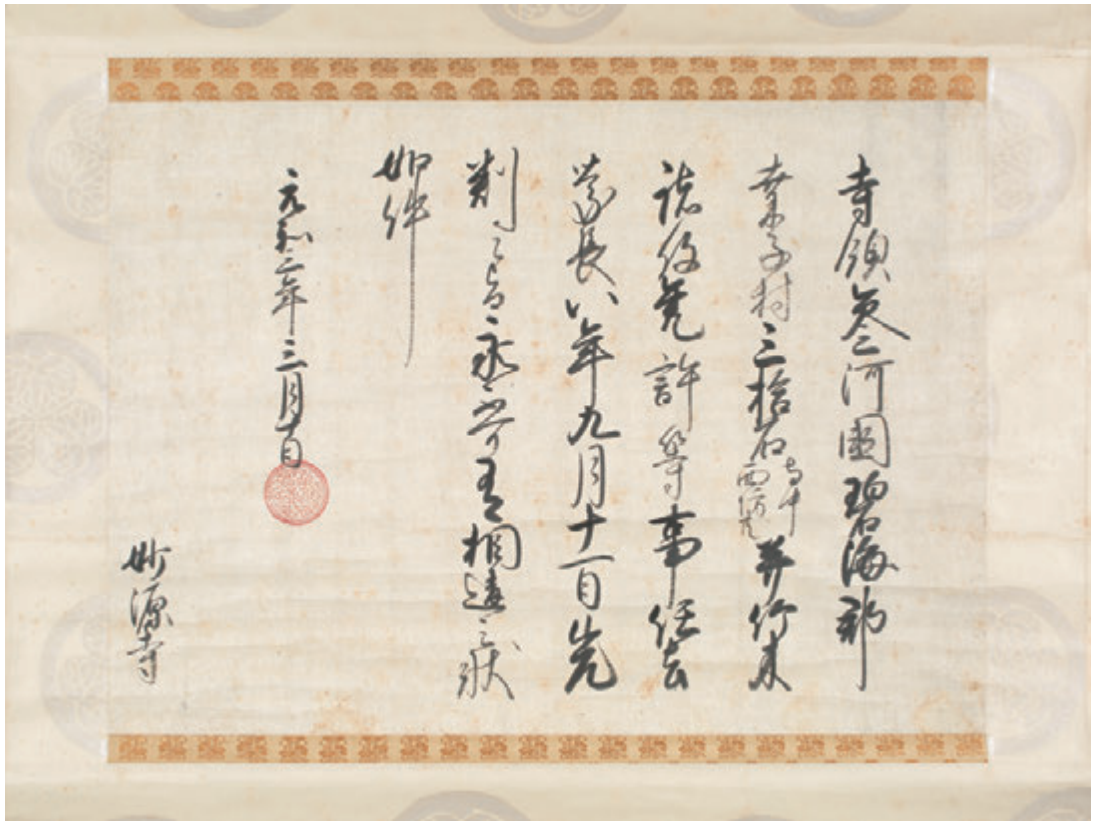
秀頼が墨書した神仏の名号は各地に少なからず伝来しており、特に関ヶ原の戦いが行われた慶長5年のものは、本文書を含めて少なくとも10点ほどが確認されている。（U・N）



徳川家康も豊臣秀吉と同じく神格化され、元和2年（1616）の死を受け、秀忠の意向を踏まえた朝廷より「東照大権現」の神号が贈られた。そして、家康の遺言により遺体が埋葬された駿河久能山と、勧請の地とされた下野日光（江戸の真北にあたる）に、彼を祀る東照社が建立されている。なお、宮号が宣下されて東照宮となるのは正保2年（1645）である。

本文書は、三代将軍家光の治世を支えたことで知られる松平信綱が、4月19日付で日光の様子を松平丹波守（康長もしくは光重）に書き送ったもので、主君の機嫌はよく、天候にも恵まれ、祭礼・法事が無事に執行されたこと、丹波守からの^{かちぐり}搦栗を披露したことを伝えている。家康の命日は4月17日であり、それに伴う祭礼・法事と将軍（家光）参詣であろう。

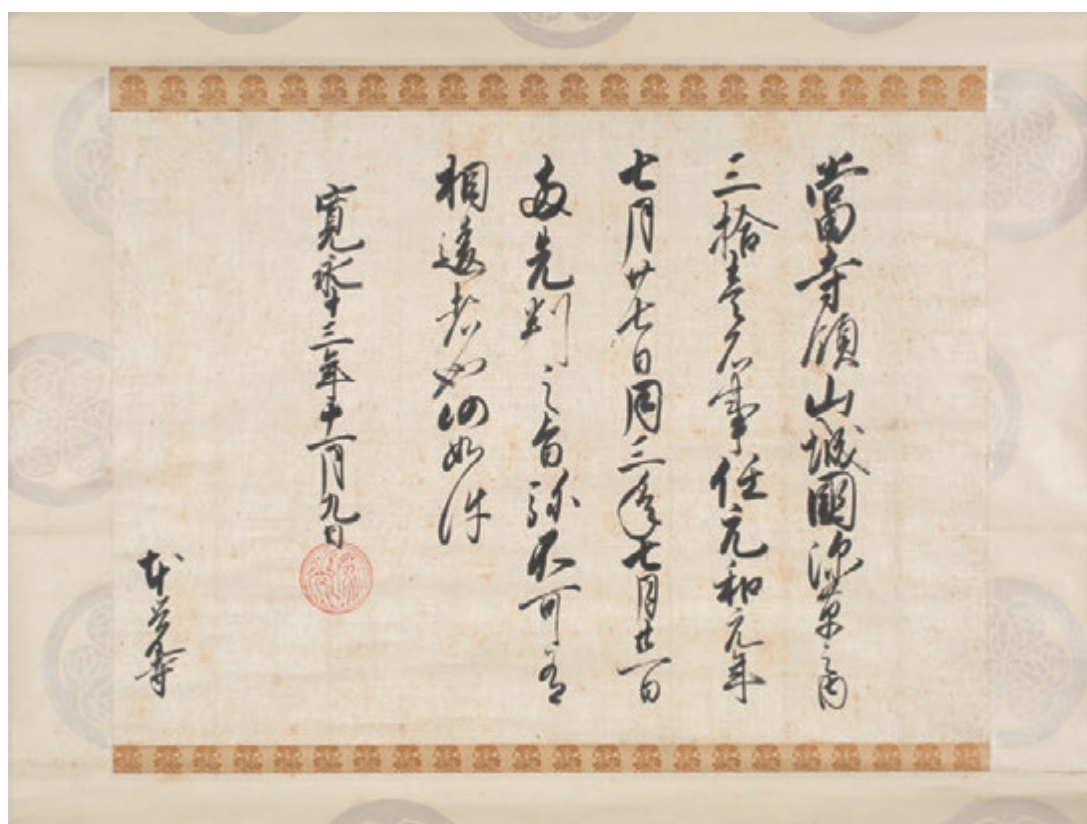
(U)



元和2年（1616）の大御所徳川家康の死によって天下人となった秀忠が、翌年に一斉発給した領知判物・朱印状の一つで、三河桑子村に所在する妙源寺の寺領を安堵したものである。家康による慶長8年（1603）9月11日付の同寺宛朱印状を先例として踏まえた上で、改めてその寺領支配を承認している。

代替わり安堵が、将軍職の継承ではなく、大御所の死によって天下人が実質的に交代するのを契機として行われることが確認できる。

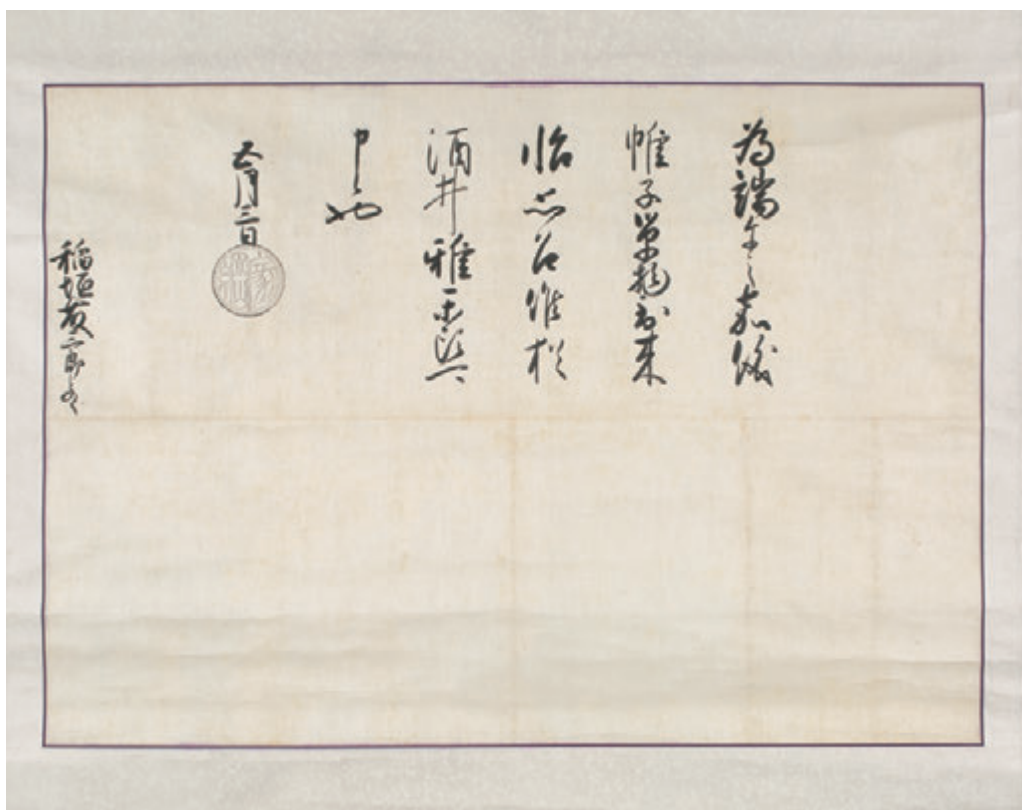
(U)



寛永9年（1632）の大御所徳川秀忠の死によって天下人となった家光も、領知判物・朱印状の一斉発給を行っており、やはり代替わり安堵が將軍職の継承ではなく、天下人の交代を契機とすることが再確認できる。寛永9年からの寺院調査を踏まえた同13年11月9日付の寺社宛朱印状はとりわけ数多く確認されており、本文書もその一つである。一方、諸大名には同11年8月4日付で領知宛行がなされている。^{あてがいは}

本文書では、元和元年（1615）7月27日付で家康が、また同3年7月21日付で秀忠が発給した「先判」（おそらく朱印状。家康の場合は黒印状の可能性も）を踏まえて、京都下京の本覚寺が山城深草村に有する寺領が安堵されている。

(U)

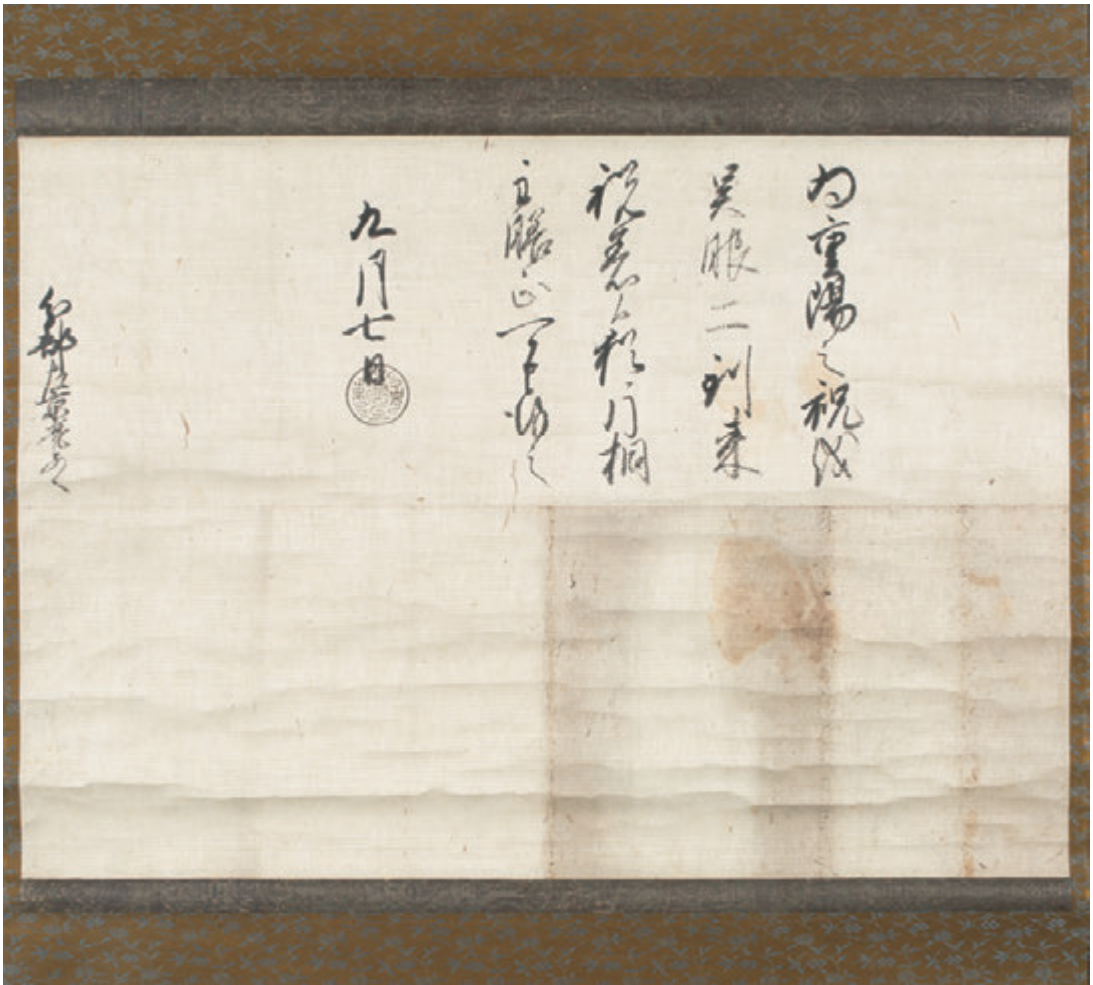


慶安4年（1651）の三代将軍徳川家光の死により、家綱が将軍職を継いだ。当時の彼はわずか11歳（数え年）であり、領知行を含む代わり儀礼は彼の成長を待って寛文期（1660年代）に実現した。一方で、大名との贈答儀礼はそれに先んじて確認できる。本文書は、三河刈谷藩主稲垣重昭からの端午の節句の献上品（^{かたばらひとえもの}帷子単物）に対する家綱の礼状である。重昭が藩主となったのが承応3年（1654）3月、信濃守の官職を得るのが明暦元年（1655）12月なので、本文書の年次は承応3年か明暦元年に絞られる。

江戸時代の大名は、端午の節句、重陽の節句、歳暮の三季祝儀として将軍へ進物を献上しており、大名家にはこれに対する節季礼状の御内書が数多く伝来している。料紙は折紙で、黒印を捺するのが通例だが、花押を据える場合もある。このような贈答儀礼や、天下人ないし将軍の代替わりに伴う領知行・^{あてがい}法度制定などを通じて、近世的な支配秩序が確立していった。

「反町文書」には、稲垣家当主に宛てた徳川秀忠・家光・綱吉・家宣・吉宗・家治の御内書が各1通あり、本文書と合わせて全7通は、後に志摩鳥羽藩主となる稲垣家の家伝文書が出所とみられる。稲垣家文書は、他に明治大学刑事博物館所蔵のものと鳥羽市立図書館所蔵のものが知られている。

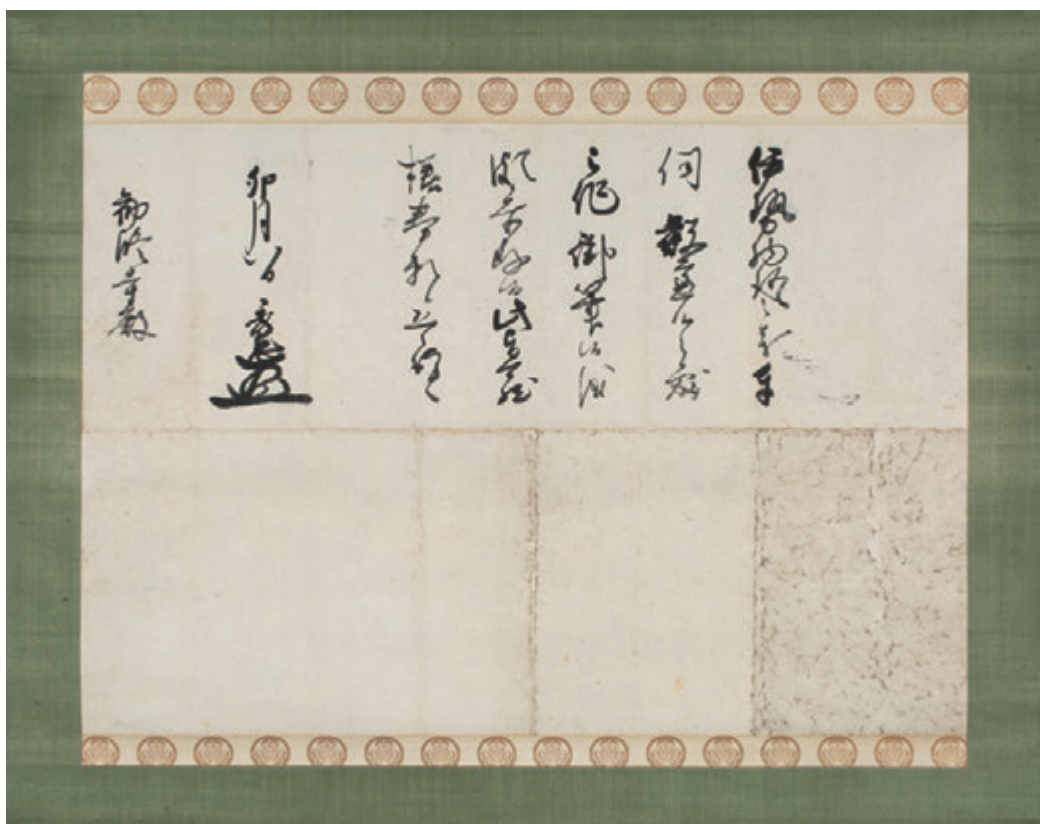
(U)



徳川將軍の節季礼状に類する文書は豊臣政権も発給しており、徳川御内書の原型とされる。ただし、秀吉は多くの場合朱印状の形で発給し、秀次も朱印状であり、秀頼の段階になって徳川氏と同様の黒印状となる。秀頼の御内書は各地の大名家文書の中にも伝来しており、室町幕府から豊臣政権を経て江戸幕府へと至る政治過程を視野に入れつつ研究されている。

本文書は、江戸幕府の下で伊勢上野藩主であった分部光信からの重陽の祝儀（呉服2枚）に対する豊臣秀頼の礼状。光信が左京亮となったのは慶長9年（1604）なので、それ以降の文書ということになる。光信は天正19年（1591）生まれと若く、初めから徳川氏に仕えた世代であるにもかかわらず、豊臣氏に節季の進物を贈っているのは興味深い。

(U)



本文書に記された秀忠の花押は、藤井譲治氏の言う花押Ⅱ型に当たり、慶長5年（1600）7月以降に確認できるものである。藤井氏はまた「慶長10年以降の秀忠の花押」として本書状とは異なるタイプの花押を挙げている（ただし、花押Ⅱ型が慶長10年以降なくなるとの指摘はなされていない）。

これを踏まえると、本書状の宛所の「勸修寺殿」は、江戸幕府に対する朝廷側の窓口である武家伝奏として慶長年間に活動した光豊、文中の「叡慮」「御筆」は後陽成天皇のものか。内容は、秀忠の要請に応じて天皇が伊勢物語の染筆を行ったことへ礼を伝えるよう依頼したもので、実質的には天皇への礼状。後陽成天皇は和学への造詣が深く、伊勢物語などの講釈も行っているので、「御筆」を染めたのは伊勢物語の本文やその表題・奥書のほか、注釈書の可能性もある。徳川氏と公家社会の文化的交流の一端がうかがえよう。

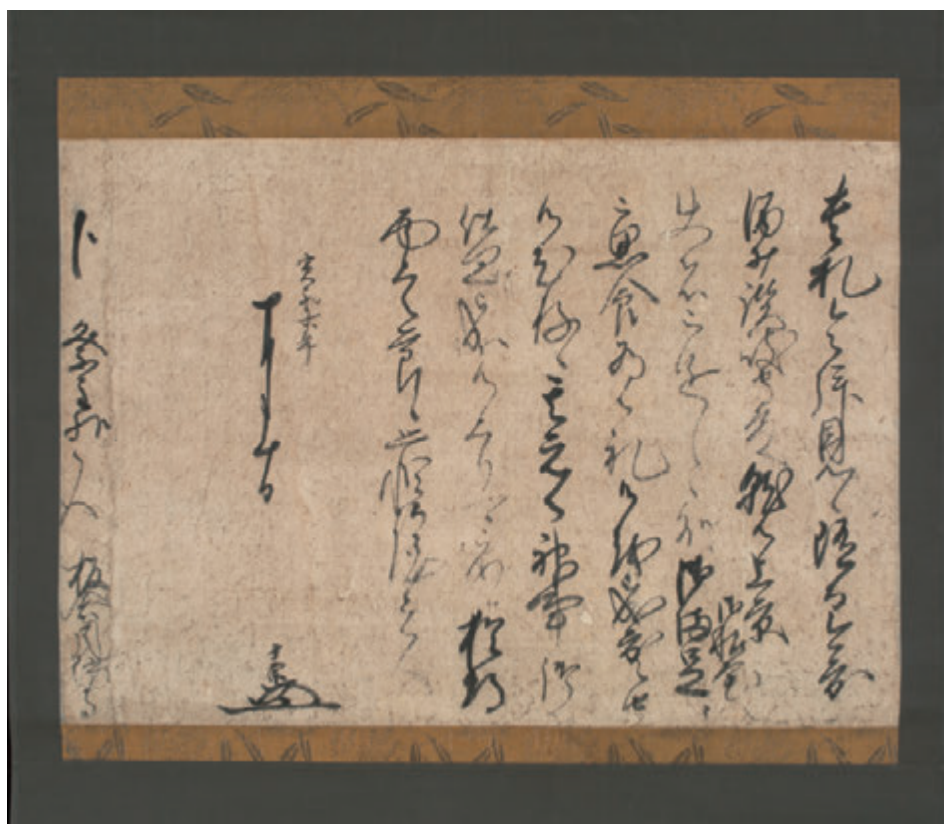
(U)



江戸幕府が成立すると、京都は主要な直轄地として所司代の板倉勝重らを通じて支配されるようになるが、「反町文書」には板倉氏の登場する書状がいくつか確認できる。まず本文書は、所司代の勝重が下野の旗本岡本義保に宛てた書状であり、柳芳軒と義保との田地争いの件で、義保の所持する朱印状を閑室元佶に確認させるため、相国寺内の円光寺に持参するよう指示している。勝重が伊賀守となったのが慶長8年(1603)、閑室元佶の死去が同17年なので、この間の年代の文書ということになる。

閑室元佶は足利学校^{しょうしゅ}の庠主(学頭)を務めた禅僧で、徳川家康の信任を受けて京都の円光寺の開山に招かれた人物である。彼は勝重と協力して寺社の訴訟などを掌ったことが知られており、本文書からは土地紛争を先例(朱印状)に基づいて処理する過程を具体的にうかがうことができる。柳芳軒はおそらく上賀茂に所在した禅宗寺院で、あるいはその所有地に隣接して義保の所領が存在したのであろうか。

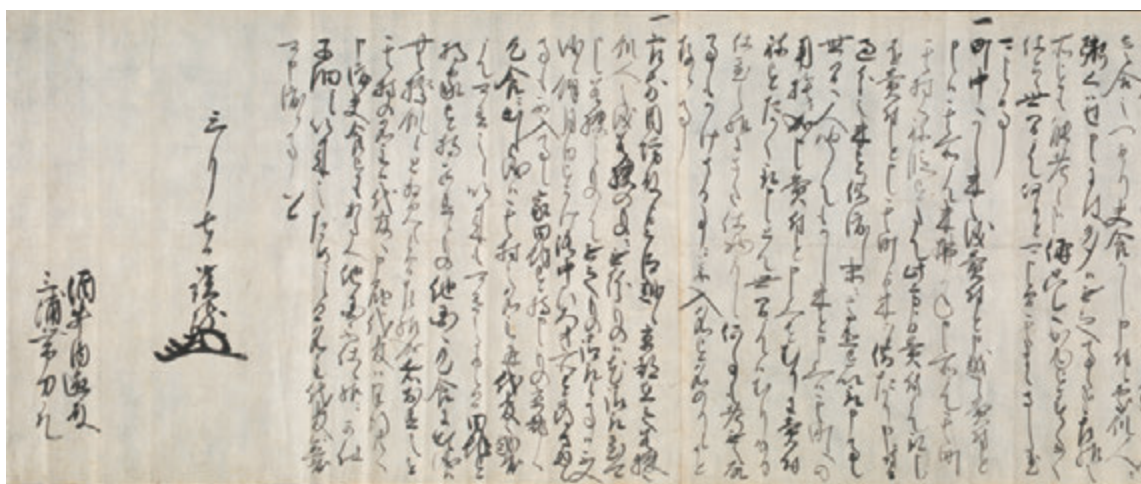
(U)



前号文書の板倉勝重の子で、京都所司代を継承した重宗が、伊勢神宮祭主の藤波友忠からの来信に答えて送った返書。大老の酒井忠勝が上洛に際して友忠に使者を遣わしたので、その御礼に参上したいと友忠が重宗に伝えたのに対して、承知の旨を返答している。寛永20年（1643）10月10日付なので、酒井忠勝が次号の文書を作成してからおよそ半年後ということになる。同月に行われた後光明天皇の即位を祝う上使としての上洛であった。

なお、ここまでに登場した事例を見ても分かるように、一般に書状には月日を記すだけで年次を付さないで、本文書のように月日の肩に付年号^{つけ}があるのは異例である。付年号は本文とは異筆のようにも見えるが、判断が難しい。

(U)

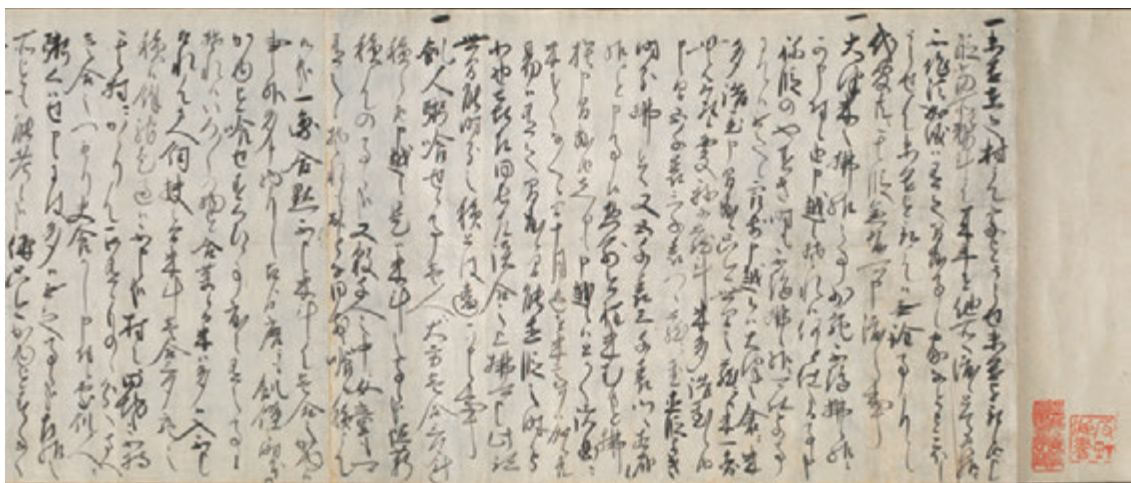


62号文書の松平信綱と並んで三代將軍徳川家光の治世を支えた酒井忠勝（大老、若狭小浜藩主）が、国元の年寄に対して5ヶ条にわたる指示を列記した書状。「空印様御書下写（寛永十六年～寛永二十年）」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳『若狭小浜酒井家史料』）に書写されており、寛永20年（1643）のものであることが判明する。いわゆる寛永の大飢饉の最中で、本文書もその様子を生々しく伝えている。少し詳しく見てみよう。

第1条では、年貢の未進のある村で家を売らせて年貢に宛てているようだが、たとえ今年だけ納入し来年は他所へ渡る場合であっても、このように不作法なことはあってはならず、家などを壊して売らせ未進を取っては、元も子もないことであると述べられる。

第2条は、近江大津の蔵米の売り払い方を指示するものである。少しずつ絶えず売るのはなく、米の値段が高い時に売り払うようにとされる。大津の蔵に5000俵・3000俵ずつ置き、値段の高い時に売って、また国元から大津の蔵へ5000俵・3000俵ずつ補充するようである。諸国の米が少ない状況が認識されている。

第3条では、飢人1人あたりに米だけで1合3^{しゃく}勺ずつ支給するのは多すぎるのではないかとされる。中国での粥の施行に言及し、米以外の物も用いて粥を与える方法が示される。但し、粥を少なくすれば世間で何かと言われるので、粥の量は現状維持とされる。



第4条は、町中への「かし米」（貸米）と関わり、言葉の表現に注意を促すものである。すなわち、米の「売付」と言えば、無理に売り付けて高い値段で返済させるものと見なされ、「かし米」とは異なり世間の評判がよくないとしている。

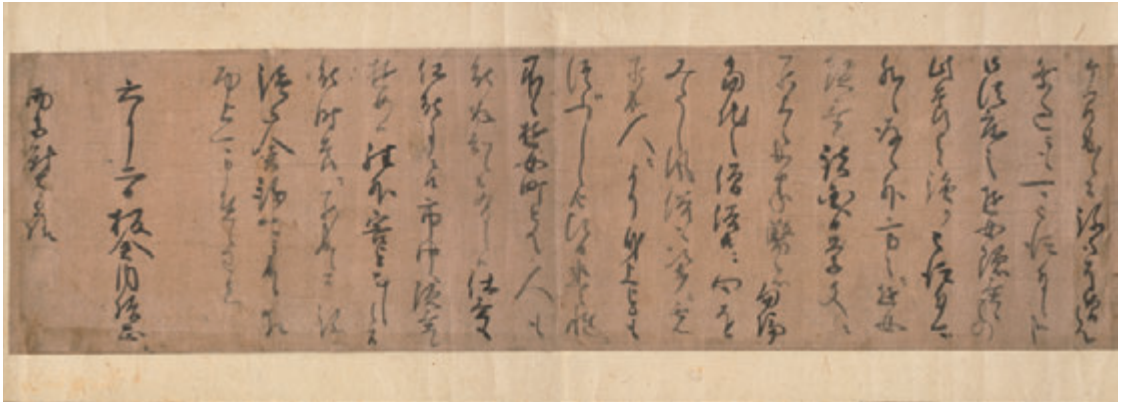
第5条では、京都所司代の板倉重宗から、若狭の飢人が京都に出てきていると通知されたが、若狭の者に相違なければ身柄を受け取るようにと指示される。一方、若狭の者でなければ受け取る必要はなく、月日をかけて洛中を広く尋ねる必要もないという。家や田地を所持するものを京都へ乞食に出すことは、その村の名主・代官の越度であるとされ、そうならないように食糧を与えることを名主・代官に申し渡すよう指示されている。

このように、飢人が京都にも流出するような深刻な飢饉に直面し、江戸幕府は支配体制にとっての民政の重要性を再認識することとなった。

(U)

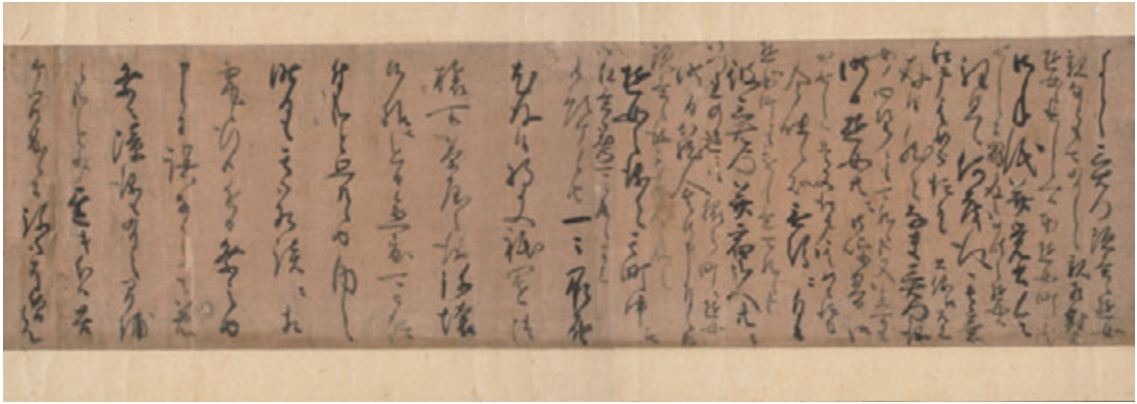
板倉重矩書状〔寛文10年〕（1670）6月2日（20.5×41.6cm）

130X@70@1（『史学』翻刻121）



ここに掲げたのは、京都の隠し遊女の取り締まりに関する6月2日付の所司代板倉重矩の書状で、宛所は京都町奉行の雨宮正種である。重矩は、島原の乱（島原・天草一揆）で戦死した板倉重昌（勝重の子で重宗の弟）の子にあたる人物。遊女を隠し置いた三右衛門の処罰などについて正種から報告を受け、重矩が今後の対応を相談・指示している。内容を訳すと、概ね次のようになる（なお、右端の部分は追^{おつてがき}而書なので最後に読む）。

お手紙と覚書を拝見し、いずれも了解した。昨日「なま三右衛門」を遊女と共に呼び寄せ吟味したところ紛れのないことだったので、三右衛門を宿の2人と共に籠舎に処し遊女の身柄をその町中へ預けたとのことだが、尤もな処置と思う。また、祇園旅所の茶屋を壊すように近日命じようかとのことだが、近日中に祇園祭が始まるようなので、祭に障ることがないか。もう少し遅い分には問題ないので、祭の後に茶屋の取り壊しを命じるか。禁止されている遊女の隠し置きについては、この度は厳しく対応して然るべきである。方々に遊女を隠し置き、諸国より学問のため上京している出家・医者は勿論、当地の僧俗までが心を乱し、風俗も次第に悪くなり、人によっては身上をも潰しているようである。遊女町のように人もよく知っていれば、仕置きもしやすいが、市中に隠し置いている遊女はことのほか害をなすので、この機会に、いよいよ厳しく取り調べてほしい。



追伸、三右衛門が隠し置いた遊女には親などもいるはずである。親が直接交渉して遊女に遣ったのであれば、遊女町ではないので罪になると思われる。このような遊女は、江戸で命じられているように、幕府側が身柄を確保し、その女の心次第にするというのもよいのではないか。また、行くあてもなければ、これまた江戸で命じられているように、遊女町にでも遣わしておくということによいのではないか。いずれにしても、脇々の町に遊女を隠し置くことができないような仕置きを考えてほしい。

以上が、本書状の内容である。重矩は日下に署名をしたのみで、花押を据えていない。彼と正種の履歴から、本書状は寛文9年（1669）か同10年に年代を絞り込むことができ、また寛文10年6月27日付で正種が遊女の隠し置きを禁じる触を出していることから、本書状はその直前のやり取りを示すもので寛文10年に比定される。

祇園祭が6月（旧暦）に催されることから、それに支障が生じないように注意がなされている。また、江戸での遊女対策の方針も勘案されている点が注目される。こうして風俗統制の観点からの、幕府による遊女の取り締まりが推進されていった。

当初は閑室元佶や以心崇伝らも関与していた江戸幕府の京都支配は、寛文8年に京都町奉行が設置されることで所司代一町奉行の体制として定着することとなる。本文書もまた、この体制の定着を物語る1通である。幕府の支配は京都を含む諸地域において確立し、「泰平」の世が現出することとなった。

(U)

参考文献

- 愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編12 織豊2（愛知県、2007年）
- 安土城考古博物館『大湖北展—伊香・浅井・坂田三郡の風土と遺宝—』（2016年）
- 阿部隆一「有名武将の筆跡を見る 越路に反町氏を訪ねて」（『阿部隆一遺稿集』第二巻、汲古書院、1985年、初出1956年）
- 伊能秀明・久住真也「明治大学刑事博物館所蔵「志摩国鳥羽藩稲垣家文書」について」（『明治大学博物館研究報告』5、2000年）
- 宇高良哲『南光坊天海の研究』（青史出版、2012年）
- 宇高良哲・中川仁喜編『南光坊天海発給文書集』（吉川弘文館、2014年）
- 大分県教育庁文化課編『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集』第五巻（大分県教育委員会、1994年）
- 勝山清次・早島大祐編『京都大学文学部日本史研究室所蔵和書目録』（京都大学大学院文学研究科、2005年）
- 鴨川達夫「豊臣秀吉の全国統一—その最初の戦いと最後の戦い—」（佐藤道生編『古文書の諸相』慶應義塾大学文学部、2008年）
- 寛永寺編『慈眼大師全集』上（寛永寺、1916年）
- 京都町触研究会編『京都町触集成』別巻二・三（岩波書店、別巻二は1989年、別巻三は2017年）
- 久野雅司編著『シリーズ・室町幕府の研究2 足利義昭』（戎光祥出版、2015年）
- 是澤恭三編『日本の美術』第150号（至文堂、1978年）
- 佐藤進一『[増補] 花押を読む』（平凡社ライブラリー、2000年）
- 実方葉子「画三昧への道—木島櫻谷の生涯」（『木島櫻谷—京都日本画の俊英』泉屋博古館、2013年）
- 下坂守「『日厳院引付』日厳院実昭筆『即往院座主拝任事』日厳院覚永筆京都・妙法院蔵」（『学叢』19、1997年）
- 上越市史編さん委員会編『上越市史』別編2 上杉氏文書集二（上越市、2004年）
- 末柄豊「蒐集文書の史料論—「反町文書」を素材として—」（佐藤道生編『古文書の諸相』慶應義塾大学文学部、2008年）
- 鈴木暎一『徳川光圀』（吉川弘文館、2006年）
- 須原祥二「猪熊信男と恩頼堂文庫について」（『殖生野』2、2003年）
- 仙台市史編さん委員会編『仙台市史』資料編10 伊達政宗文書1（仙台市、1994年）
- 反町茂雄『一古書肆の思い出』2・4（平凡社、2は1986年、4は1989年）
- 高木昭作「乱世—太平の代の裏に潜むもの—」（『歴史学研究』574、1987年）
- 高橋正彦編『慶應義塾所蔵古文書選』（四）（慶應通信、1983年）
- 高橋義彦編『越佐史料』巻6（高橋義彦、1931年）
- 東京大学史料編纂所編『豊太閤真蹟集』上巻・下巻・解説（東京大学出版会、共に1976年）
- 東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所史史料集』（東京大学史料編纂所、2001年）
- 中村孝也編『書簡集録武家興亡観』（興亡史論刊行会、1919年）
- 中村孝也『淀殿と秀頼』（国民文化研究会、1966年）
- 中村孝也『新訂 徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、1980年）
- 日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』（吉川弘文館、1989年）
- 新潟県編『新潟県史』資料編5 中世三（新潟県、1984年）
- 福井県編『福井県史』通史編2 中世（福井県、1994年）

- 藤井讓治『徳川秀忠・徳川家光関係文書の基礎的研究』（科研報告書、2000年）
- 藤井讓治『徳川将軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、2008年）
- 藤井讓治『近世史小論集—古文書と共に—』（思文閣出版、2012年）
- 本多博之「小早川秀秋の筑前支配と石高制」（『九州史学』117、1997年）
- 松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書』（一）・（二）（福武書店、（一）は1982年、（二）は1983年）
- 松平定能『甲斐国志』下（天下堂書店、1967年）
- 三重県編『三重県史』資料編 近世2（三重県、2003年）
- 村井祐樹「幻の信長上洛作戦—出せなかった書状／新出「米田文書」の紹介をかねて—」（『古文書研究』78、2014年）
- 山口県文書館編『萩藩閥閥録』第三卷（山口県文書館、1970年）
- 山梨県編『山梨県史』資料編4 中世1 県内文書（山梨日日新聞社、1999年）
- 山家浩樹「禅僧への所領寄進—禅院領からみた室町幕府—」（『東京大学史料編纂所紀要』5、1995年）
- 渡邊正男「「洞院家廿卷部類」原写本紙背文書について—鎌倉時代後期の安堵に関する一史料—」（『古文書研究』81、2016年）

出品リスト

展示番号

資料名

1. 足利義昭御内書 [天正4年] (1576) 2月8日
2. 上杉謙信書状 [元龜3年] (1572) 9月23日
3. 伝上杉景勝黒印状 天正10年 (1582) 10月吉日
4. 『新潟県文化財調査報告書第二 (文書篇) 越後文書宝翰集』
5. 『反町十郎君寄贈 武家文書展覧会解題目録』
6. 豊臣秀吉朱印状 天正17年 (1589) 11月19日
7. 室町幕府奉行人奉書 応永22年 (1415) 8月7日
8. 赤松直祐書下 寛正4年 (1463) 卯月29日
9. 大友義統書状 (年未詳) 3月28日
10. 徳川家康朱印状 慶長5年 (1600) 5月25日
11. 足利尊氏軍勢催促状と武将像 建武3年 (1336) 2月5日
12. 本多忠勝書状 [天正12年] (1584) 11月14日
13. 足利義詮袖判下文 貞治5年 (1366) 12月22日
14. 足利義澄御判御教書 永正3年 (1506) 11月3日
15. 斯波道孝 (義教) 施行状 応永12年 (1405) 11月12日
16. 孔子像
17. 小早川秀秋黒印状 慶長5年 (1600) 8月19日
18. 松永久秀・同久通連署書状 (年未詳) 8月5日
19. 前田玄以判物 慶長3年 (1598) 9月28日
20. 前田利家朱印状 天正18年 (1590) 3月13日
21. 天海書状 (年未詳) 3月15日
22. 大友宗麟 (義鎮) 朱印状 [天正3-5年] (1575-77) 3月27日
大友義統書状 [天正12年] (1584) 9月16日
23. 三条西堯空 (実隆) 書状 (年未詳) 6月6日
24. 織田氏奉行衆連署奉書 [永禄12年ヵ] (1569) 卯月16日
25. 小河成春軍忠状 建武3年 (1336) 正月4日
26. 足利氏満御判御教書 明德4年 (1393) 3月晦日
27. 足利晴氏書状 (年未詳) 9月5日
28. 今川義元朱印状 永禄3年 (1560) 4月8日
29. 横田村詮法度 慶長4年 (1599) 7月吉日
付：預り申一札之事 寛政8年 (1796) 3月
30. 豊臣秀次朱印状 [天正19年] (1591) 12月2日
付：秋田史館青印状 寛政5年 (1793) 3月日
31. 毛利輝元書状 天正16年 (1588) 3月11日
32. 伊達政宗朱印状 天正17年 (1589) 10月19日
33. 徳川家康朱印状 天正11年 (1583) 4月19日
34. 僧忍盛田地売券 宝治3年 (1249) 正月26日

35. 板倉重宗書狀（年未詳）8月3日
 36. 足利尊氏感狀 建武3年（1336）7月19日
 37. 安倍親宣日時勘文 貞和4年（1348）10月20日
- 参考、「供御院預左衛門云々」（慶應義塾大学文学部古文書室所蔵）
38. 口宣案 応永8年（1401）9月29日
 39. 武田勝頼朱印狀 天正2年（1574）3月24日
 40. 大内持世書狀（年未詳）3月27日
 41. 織田信雄領知判物・同領知目録 天正10年（1582）7月24日
 42. 井伊直孝書狀（年未詳）9月26日
 43. 池田光政書狀 [寛永3-14年]（1626-37）霜月22日
 44. 島津龍伯（義久）書狀 [天正17年頃々]（1589）11月12日
 45. 浅野幸長銀請取狀 慶長11年（1606）正月7日
 46. 黒田長政書狀（年未詳）3月11日
 47. 徳川光国書狀 [寛文3-9年]（1663-69）12月9日
 48. 徳川光国書狀 [寛文3年]（1663）8月3日
 49. 板倉重宗裏書 寛永19年（1642）9月27日
 50. 細川持元書狀（年未詳）正月11日
 51. 一色藤長等連署奉書 [永禄9年]（1566）8月6日
 52. 室町幕府奉行人連署奉書 元亀3年（1572）5月25日
 53. 織田信長朱印狀 [天正2年]（1574）6月5日
 54. 羽柴秀吉陣立書 [天正12年]（1584）
 55. 羽柴秀吉書狀 [天正13年]（1585）3月22日
 56. 豊臣秀吉朱印定書 天正18年（1590）正月日
 57. 加藤清正書狀 [文禄2年]（1593）7月16日
 58. 毛利秀元書狀 [慶長2年]（1597）6月26日
 59. 徳川家康書狀 [慶長5年]（1600）3月27日
 60. 上杉景勝書狀 [慶長5年]（1600）10月6日
 61. 豊臣秀頼筆豊国大明神神号 慶長5年（1600）
 62. 松平信綱書狀（年未詳）4月19日
 63. 徳川秀忠朱印狀 元和3年（1617）3月10日
 64. 徳川家光朱印狀 寛永13年（1636）11月9日
 65. 徳川家綱御内書 [承応3-明暦元年]（1654-55）5月3日
 66. 豊臣秀頼御内書（年未詳）9月7日
 67. 徳川秀忠書狀（年未詳）卯月8日
 68. 板倉勝重書狀 [慶長8-17年]（1603-12）2月22日
 69. 板倉重宗書狀 寛永20年（1643）10月10日
 70. 酒井忠勝書狀 [寛永20年]（1643）3月7日

付 録

反町文書目録

慶應義塾大学
三田メディアセンター

凡例

- ・本目録は、慶應義塾図書館（慶應義塾大学三田メディアセンター）所蔵の「反町文書」全点を請求記号順に配列した目録である。
- ・本目録は、中島圭一教授、上野大輔准教授による調査成果をもとに、三田メディアセンタースペシャルコレクション担当において作成したものである。
- ・文字表記は原則として常用字体に改めた。
- ・『『史学』翻刻』欄には、三田史学会編『史学』32巻1号～34巻1号（1959～61年）に6回にわたって掲載された翻刻の番号を記載した。
- ・文書名は古文書学的な名称を付与した。
- ・年月日は和年号で記し、算用数字を用いて表記した。ただし、一部原表記を残し、必要に応じて注記を加えた。年代が判明しているものについては西暦も合わせて記載した。史料内容から年代が推定できる場合は（ ）で表記し、推定期間が複数年にわたる場合は、「(寛永3-15年)」のように記載した。
- ・差出、宛所は可能な限り原表記のまま採録し、人物が比定できる場合は（ ）で補った。印は（朱印）（黒印）等と記し、印の場所（日下・袖等）と印文の判読ができるものについては印文も記した。花押が書かれたものには（花押）と記し、署名がない場合は比定される人物と花押の場所を（ ）付で記載した。
- ・判読不能な部分は1文字を□で示し、年代・人物等で確定に至らなかったものについては「カ」を記した。
- ・形態は掛幅、卷子に分類した。一紙の切紙・折紙・続紙等がわかる場合は、備考欄に記した。
- ・法量は、縦×横の長さをcm単位で記載した。
- ・備考欄には史料の形態・料紙・内容等に関して参考となる情報を記した。また、合綴された文書がある場合もこの欄に記した。
- ・料紙は、斐紙・檀紙・宿紙と判断された場合のみ備考欄に記し、楮紙の場合は記載を省略した。
- ・「本図録の展示番号」欄は、本展示会に出品された文書について、展示番号を記載した。
- ・同一請求記号の文書は、複数文書が一つに軸装されたものである。

請求記号	『史学』 翻刻	文書名	年月日	西暦	差出	宛所	形態	法量	備考	本図録 展示番号
130X@1@1	8	足利尊氏軍勢催促状	建武3年2月5日	1336	(足利尊氏日下判)	廣峯又太郎殿	掛幅	92.8×36.7	武将の肖像画の 上部に貼り込み	11
130X@2@1	7	小河成春軍忠状	建武3年正月4日	1336	小河小太郎成春		掛幅	30.0×50.8	足利尊氏奥上証 判	25
130X@3@1	9	足利尊氏感状	建武3年7月19日	1336	(足利尊氏袖判)	(於保五郎宗喜)	掛幅	29.5×36.7		36
130X@4@1	11	足利直義御判御教書	貞和4年11月7日	1348	左兵衛督(足利直義) (花押)	古先西堂和尚	掛幅	29.1×43.1		
130X@5@1	14	足利義詮御判御教書	貞治3年12月7日	1364	(足利義詮日下判)	上相左馬助(犬懸上 杉朝房)	掛幅	29.4×40.4		
130X@6@1	15	足利義詮袖判下文	貞治5年12月22日	1366	(足利義詮袖判)	佐々木(黒田)備前 守高満	掛幅	32.5×45.3		13
130X@7@1	23	足利義教消息	3月18日		(足利義教日下判)	南御所	掛幅	32.8×43.5		
130X@8@1	28	足利義政御判御教書	文明2年6月16日	1470	(足利義政袖判)	(斎藤道祖松法師)	掛幅	33.4×52.8		
130X@9@1	29	足利義澄御判御教書	永正3年11月3日	1506	(足利義澄袖判) ・左兵衛督満兼(花押)	(上坂掃部助秀盛)	掛幅	32.5×51.3		14
130X@10@1	44	足利義輝御内書	7月9日		(足利義輝日下判)	瓶原七人衆中	掛幅	18.5×45.7	斐紙、切紙(モ ト折紙カ)	
130X@10@1	45	一色藤長等連署奉書	(永禄9年)8月6日	1566	(龍雲院カ)祐尊(花 押)・(一色)藤長(花 押)	瓶原七人衆中	掛幅	15.5×45.7	斐紙、切紙(モ ト折紙カ)	51
130X@11@1	16	足利氏満御判御教書	明德4年3月晦日	1393	(足利氏満日下判)	當寺(浄光明寺)長老	掛幅	32.9×46.2		26
130X@12@1	41	足利晴氏書状	9月5日		(足利晴氏日下判)	鹿嶋神主	卷子	20.8×51.0	切紙	27
130X@12@1	42	足利義氏書状	10月26日		(足利義氏日下判)	鹿嶋神主	卷子	20.7×50.8	切紙	
130X@13@1	12	某袖判左衛門尉邦種奉書	観応3年8月19日	1352	(某袖判)・左衛門尉 邦種	七美庄政所	掛幅	29.2×46.5		
130X@14@1	17	斯波義将書状	5月12日		(斯波)義将(花押)	永徳寺侍者	掛幅	29.3×40.9		
130X@15@1	20	斯波道孝(義教)施行状	応永12年11月12日	1405	沙弥(斯波道孝、義 重・義教)(花押)	一色左京大夫 (詮範)	掛幅	30.0×45.6		15
130X@16@1	21	室町幕府奉行人奉書	応永22年8月7日	1415	(斎藤)基喜(花押)	伯殿(資忠王)雑掌・ (勧修寺)	掛幅	28.8×41.3	折紙	7
130X@17@1	27	室町幕府奉行人連署奉書	文明元年9月24日	1469	加賀守(飯尾為信) (花押)・肥前守(飯 尾之種)(花押)	佐々木大膳大夫入道 (京極生観、持清)	掛幅	27.1×44.5		
130X@18@1	35	室町幕府奉行人連署奉書	天文5年12月28日	1536	(松田)盛秀(花押)・ (治部)貞兼(花押)	當地(城州北野境内 湯田)百姓中	掛幅	26.9×44.2	折紙	
130X@19@1	48	室町幕府奉行人連署奉書	元亀3年5月25日	1572	豊前守(松田頼隆) (花押)・左兵衛尉(諏 方俊郷)(花押)		掛幅	25.6×30.0		52
130X@20@1	22	細川持元書状	正月11日		(細川)持元(花押)	弥九郎(細川持賢)	掛幅	26.5×39.4	法華經普門品紙 背	50
130X@21@1	24	大内持世書状	3月27日		(大内)持世(花押)	全鼈菴納所禅師	掛幅	28.7×43.2 (本紙) 28.8×43.2 (裏紙)	裏紙ウハ書切封	40
130X@22@1	25	赤松直祐書下	寛正4年卯月29日	1463	(赤松)直祐(花押)	(南禅寺慈聖院)	掛幅	29.3×43.4		8
130X@23@1	36	三好長慶書状	2月25日		(三好)長慶(花押)	伊勢加賀守	掛幅	17.2×38.7		
130X@24@1	37	松永久秀・同久通連署書 状	8月5日		松永右衛門佐久通 (花押)・松永弾正少 弼久秀(花押)	宇野修理亮	掛幅	12.4×23.8		18
130X@25@1	43	織田信長朱印状	永禄10年11月	1567	(織田)信長(朱印、 印文「天下布武」)	山田七郎五郎	掛幅	24.9×42.5	折紙	
130X@26@1	58	織田信長朱印状	(天正2年)6月5日	1574	(織田)信長(朱印、 印文「天下布武」)	佐治左馬允	掛幅	29.0×46.8	モト折紙	53
130X@27@1	64	織田信雄領知判物・同領 知目録	天正10年7月24日	1582	(織田)信雄(花押)	山田七郎五郎	掛幅	36.4×50.5	折紙	41

請求記号	『史学』 翻刻	文書名	年月日	西暦	差出	宛所	形態	法量	備考	本図録 展示番号
130X@28@1	38	毛利元就・同隆元連署寄進状	天文20年4月4日	1551	備中守（毛利）隆元（花押）・右馬頭（毛利）元就（花押）	（秀岳院）	掛幅	26.4×45.8		
130X@29@1	47	武田信玄（晴信）書状	卯月11日		（武田）信玄（晴信）（花押）	遠山右京亮	掛幅	17.0×41.6	切紙	
130X@30@1	46	武田信玄（晴信）判物	永禄12年4月11日	1569	（武田）信玄（晴信）（花押）	岡部雅楽助	掛幅	25.5×43.7		
130X@31@1	56	武田勝頼朱印状	天正2年3月24日	1574	（龍朱印）・左衛門佐（武田信堯）奉之	平尾三右衛門尉	掛幅	30.9×45.4		39
130X@32@1	49	上杉謙信書状	（元龜3年）9月23日	1572	（上杉）謙信（花押）	平加賀守（堯知）	掛幅	33.5×34.3	斐紙	2
130X@33@1	39	今川義元判物	弘治元年12月3日	1555	治部大輔（今川義元）（花押）	海老江弥三郎	掛幅	30.4×44.8		
130X@34@1	40	今川義元朱印状	永禄3年4月8日	1560	（朱印、印文「調」、今川義元）、朝比奈丹波守（親徳）奉之	駿遠参宿々中・（足代玄蕃）	掛幅	30.8×21.7	堅切紙	28
130X@35@1	67	北条氏政書状	卯月16日		（北条）氏政（花押）		掛幅	31.6×42.7	斐紙	
130X@36@1	153	佐竹義重書状	5月18日		（佐竹）義重（花押）	小貫佐渡守（頼安）	掛幅	30.6×40.0		
130X@37@1	50	宇喜多直家書状	12月4日		宇喜多和泉守直家（花押）	上野中務大輔（秀政）・曾我兵庫頭（助乗）	掛幅	15.7×47.9	切紙（モト折紙カ）、ウハ書（モト見返カ）	
130X@38@1	152	浅井長政書状	（永禄12年）閏5月27日	1569	浅備（浅井備前守）長政（花押）		掛幅	12.3×28.4	切紙	
130X@38@1	151	浅井久政書状	12月26日		浅井新九郎久政（花押）	村山下總守	掛幅	25.1×41.5	折紙	
130X@38@1	150	浅井亮政書状	7月24日		浅井備前守亮政	村山次郎右衛門尉	掛幅	25.1×44.0	折紙	
130X@39@1	59	織田氏奉行衆連署書状	10月20日		（森）可政（花押）・（中川）重政（花押）・（和田）惟政（花押）		掛幅	25.7×30.0	前欠	
130X@40@1	63	明智光秀書状	5月9日		明十兵衛（明智十兵衛）光秀（花押）	曾兵（曾我兵庫頭助乗）	掛幅	22.5×34.0	裏紙捻封カウハ書	
130X@41@1	80	伊達政宗書状	天正18年卯月19日	1580	（伊達）政宗（花押）		掛幅	32.8×32.7	斐紙、右筆	
130X@42@1	81	伊達政宗書状	文禄5年後7月（閏7月）24日	1596	（伊達）政宗（花押）		掛幅	31.8×45.4	自筆	
130X@43@1	106	伊達政宗書状	23日		（伊達）政宗より	若狭	掛幅	33.7×50.9	モト折紙、切封、自筆	
130X@44@1	69	伊達政宗朱印状	天正17年10月19日	1589	（日下朱印、印文「龍納」、伊達政宗）	片倉小拾郎（景綱）	掛幅	29.8×50.8	折紙、自筆	32
130X@45@1	54	大友宗麟（義鎮）書状	（元龜元年）卯月28日	1570	（大友）宗麟（義鎮）（花押）	蒲池勘解由使	掛幅	12.4×46.4	斐紙カ	
130X@46@1	55	大友宗麟（義鎮）朱印状	（天正3～5年）3月27日	1575 － 1577	（大友）宗麟（義鎮）（朱印、印文「非」）	蒲池勘解由使	掛幅	24.3×31.5		22
130X@46@1	95	大友義統書状	（天正12年）9月16日	1584	（大友）義統（花押）	蒲池兵庫頭	掛幅	11.3×31.5	斐紙、切紙	22
130X@47@1	94	大友義統書状	3月28日		（大友）義統（花押）	一万田越中守	掛幅	28.0×41.7		9
130X@48@1	101	島津龍伯（義久）書状	（天正17年頃カ）11月12日	1589	嶋修（嶋津修理大夫）入道龍伯（花押）	大谷治部卿（泰珍、青蓮院門跡尊朝法親王坊官）	掛幅	14.0×71.5	続紙（切紙）	44
130X@49@1	65	伝上杉景勝黒印状	天正10年10月吉日	1582	（日下鼎形黒印、印文「明朗」）	おはゝ	掛幅	24.4×42.2		3
130X@50@1	91	上杉景勝書状	（慶長5年）10月6日	1600	（上杉）景勝（花押）		掛幅	14.5×40.2	切紙	60
130X@51@1	53	織田氏奉行衆連署奉書	（永禄12年カ）卯月16日	1569	木下藤吉郎秀吉（花押）・丹羽五郎左衛門尉長秀（花押）・中川八郎右衛門尉重政（花押）・明智十兵衛尉光秀（花押）	廣野孫三郎	掛幅	13.2×76.5	切紙（モト折紙カ）	24
130X@52@1	60	羽柴秀吉書状	（天正8年）9月25日	1580	（羽柴）藤吉郎秀吉（花押）		掛幅	13.7×62.5	モト折紙	

請求記号	『史学』 翻刻	文書名	年月日	西暦	差出	宛所	形態	法量	備考	本図録 展示番号
130X@53@1	61	羽柴秀吉書状	(天正8年) 正月5日	1580	羽藤 (羽柴藤吉郎) 秀吉 (花押)	赤佐左衛門尉	掛幅	26.7×44.0	モト折紙	
130X@54@1	76	羽柴秀吉書状	(天正13年) 3月22日	1585	(羽柴) 秀吉 (花押)	長谷川藤五郎 (秀一)・稲葉彦六 (典通)・池田三左衛門尉 (照政)・牧村長兵衛尉 (利貞)・甲賀衆	掛幅	21.0×46.2		55
130X@55@1	77	羽柴秀吉判物	(天正13年以前) 5月7日	? — 1585	(羽柴) 秀吉 (花押)		掛幅	28.2×42.8		
130X@56@1		羽柴秀吉陣立書	(天正12年)	1584	(羽柴) 秀吉 (花押)		掛幅	92.5×29.9	後世の賛あり	54
130X@57@1	62	羽柴秀吉朱印状	(天正12年) 卯月16日	1584	筑前守 (羽柴) 秀吉 (朱印、印文未詳)		掛幅	14.7×38.3	切紙	
130X@58@1	70	豊臣秀吉朱印状	天正17年11月19日	1589	(日下朱印、印文未詳、豊臣秀吉)	八幡山瀧本坊 (乗祐ヵ)	掛幅	45.3×62.8	檀紙、折紙	6
130X@59@1	71	豊臣秀吉朱印定書	天正18年正月日	1590	(日下朱印、印文未詳、豊臣秀吉)		掛幅	41.9×59.8	檀紙	56
130X@60@1	78	豊臣秀吉朱印状	文禄4年8月8日	1595	(日下朱印、印文未詳、豊臣秀吉)	山田七郎五郎	掛幅	45.5×65.5	檀紙、折紙	
130X@61@1	75	豊臣秀次朱印状	(天正19年) 12月2日	1591	(日下朱印、印文「豊臣秀次」)		掛幅	45.0×56.8	モト折紙、寛政5年3月日 秋田史館青印状付属	30
130X@62@1		豊臣秀頼筆豊国大明神神号	(慶長5年)	1600	秀頼八才		掛幅	55.3×24.5		61
130X@63@1	104	豊臣秀頼御内書	9月7日		(日下黒印、印文未詳、豊臣秀頼)	分部左京亮 (光信)	掛幅	45.5×64.4	檀紙、折紙	66
130X@64@1	156	豊臣秀長書状	9月10日		(豊臣秀長日下判)	須賀野金左衛門尉	掛幅	31.5×50.0	モト折紙	
130X@65@1	99	木下浄英 (家定) 書状	11月6日		二位法印浄英 (木下家定) (黒印、印文未詳)	木 (木下) 小右衛門尉 (浄英孫・木下延俊息ヵ)	掛幅	34.0×56.0	モト折紙	
130X@66@1	88	小早川秀秋黒印状	慶長5年8月19日	1600	(小早川) 秀秋 (黒印、印文「秀麿」)	安藤左衛門尉	掛幅	30.6×44.3	折紙	17
130X@67@1	72	前田利家朱印状	天正18年3月13日	1590	(前田) 利家 (朱印、印文「利家長壽」)	信州檜井 原孫右衛門	掛幅	30.3×47.0	折紙	20
130X@68@1	68	毛利輝元書状	天正16年3月11日	1588	(毛利) 輝元 (花押)	堅田弥十郎 (元慶)	掛幅	31.6×48.3	捻封ウハ書	31
130X@69@1	115	毛利輝元書状	7月21日		(毛利輝元日下判)	栗肥 (栗屋肥後守)	掛幅	32.9×47.5	折紙	
130X@70@1	83,157	小早川隆景書状	(文禄元年ヵ) 12月6日	1592	小左衛 (小早川左衛門佐) 隆景 (花押)	藤佐 (藤堂佐渡守高虎) 様御陣屋	卷子	16.0×97.0	(157で重複翻刻)	
130X@70@1	121	板倉重矩書状	(寛文10年) 6月2日	1670	板倉内膳正 (重矩)	雨宮對馬守 (正種)	卷子	15.6×110.2	続紙 (切紙)	コラム
130X@70@1	57	足利義昭御内書	(天正4年) 2月8日	1576	(足利義昭日下判)	安國寺 (恵瓊)	卷子	20.5×41.6	斐紙	1
130X@71@1	82	小早川隆景書状	正月14日		(小早川) 隆景 (花押)		掛幅	26.8×37.9		
130X@72@1	127	毛利秀元書状	(慶長2年) 6月26日	1597	(毛利秀元日下判)	三豊 (三上豊後守元安)・吉平右 (吉井平右衛門元武)	掛幅	31.5×50.0	モト折紙	58
130X@73@1	74	蒲生氏郷袖判知行目録	天正18年9月12日	1590	(蒲生氏郷袖判)	(古屋喜左衛門尉)	掛幅	33.7×24.0	堅切紙	
130X@74@1	86	蒲生秀隆 (秀行) 黒印状	慶長3年10月18日	1598	(日下黒印、印文「秀隆」・蒲生秀隆、秀行)	吉村蔵口 (人)	掛幅	31.0×42.4	折紙	
130X@75@1	158	加藤清正書状	(文禄2年) 7月16日	1593	(加藤) 清正 (花押)	曾我又六郎 (尚祐)	掛幅	15.8×57.0	モト折紙ヵ	57
130X@76@1	89	福島正則判物	慶長5年12月8日	1600	左衛門大夫 (福島正則) (花押)	山田左兵衛	掛幅	32.5×51.0	折紙	
130X@77@1	105	片桐且元書状	7月24日		片市正 (片桐東市正) 且元 (花押)	大藏卿 (大野定長室、淀殿乳母)・宰相	掛幅	32.8×51.7	折紙	
130X@78@1	117	加藤嘉明書状	2月28日		加 (加藤) 左馬助嘉明 (花押)	延寿院	掛幅	32.3×53.6	モト折紙	
130X@79@1	96	浅野幸長銀請取状	慶長11年正月7日	1606	(日下黒印、印文「幸長」・浅野幸長) (浅野幸長花押)	掃部三郎	掛幅	28.7×14.7	堅切紙	45

請求記号	『史学』 翻刻	文書名	年月日	西暦	差出	宛所	形態	法量	備考	本図録 展示番号
130X@80@1	113	黒田長政書状	3月11日		(黒田) 長政 (花押)		掛幅	32.8×46.6	折紙	46
130X@81@1	116	藤堂高虎書状	3月晦日		和泉(藤堂高虎)(花押)	森新右衛門	掛幅	16.7×46.5	切紙(モト折紙)	
130X@82@1	84	豊田氏奉行奉書断簡	3月7日		長束大藏大輔正家 (花押)・増田右衛門 尉長盛(花押)・石 田治部少輔三成(花 押)・宮部法印繼潤 (花押)・徳善院(前 田)玄以(花押)	中路平右衛門尉	卷子	17.2×35.5		
130X@82@1	79	結城秀康黒印状	文禄5年極月(慶長元年 12月)22日	1596	(日下黒印、印文未 詳、結城秀康)	野本九藏	卷子	31.5×49.7		
130X@82@1	102	松平忠直黒印状	慶長18年3月11日	1613	(日下黒印、印文「忠 直」、松平忠直)	野本玄蕃	卷子	36.1×51.7		
130X@82@1	112	松平忠直黒印状	元和6年7月日	1620	(日下黒印、印文 「榮」、松平忠直)	松平房右門	卷子	35.7×52.2		
130X@82@1	135	松平忠直朱印状	寛文9年7月日	1669	(日下龍朱印、松平 忠直)	野本小源太	卷子	41.6×57.4		
130X@83@1	85	前田玄以判物	慶長3年9月28日	1598	徳善院(前田)玄以 (花押)	多毘郡於多田(小多 田)百姓中	掛幅	30.6×48.6	折紙	19
130X@84@1	92	前田玄以書状	卯月29日		(前田)玄以(花押)	慶満	掛幅	30.8×49.6		
130X@85@1	73	田中吉政書状	天正18年9月9日	1590	田中兵部太輔吉政 (花押)	山田七郎五郎	掛幅	31.3×49.5	折紙	
130X@86@1	98	西笑承兌書状	9月13日		豊光寺承兌(花押)	佐久間両足公室	掛幅	15.8×35.5、 15.8×38.2	モト折紙カ	
130X@87@1	90	徳川家康書状	(慶長5年)3月27日	1600	(徳川)家康(花押)	越中中納言(前田利 長)	掛幅	17.5×47.3	切紙	59
130X@88@1	66	徳川家康朱印状	天正11年4月19日	1583	(日下朱印、印文「福 徳」、徳川家康)	法華寺	掛幅	28.6×48.0		33
130X@89@1	154	徳川家康朱印定書	天正17年12月1日	1589	(袖朱印、印文「福 徳」、徳川家康)・大 久保与一郎忠利(花 押)	三枚橋四村	卷子	32.0×98.0	続紙(堅紙)	
130X@89@2		横田村詮法度	慶長4年7月吉日	1599	内膳正(横田村詮) (花押)(朱印、印文 「村詮」)	駿東郡三枚橋村惣百 姓中	卷子	36.5×51.3	寛政8年3月預 り申一札之事 (三枚橋町惣百 姓衆中宛名主宜 三郎預状)付属	29
130X@90@1	87	徳川家康朱印状	慶長5年5月25日	1600	(徳川)家康(朱印、 印文「忠恕」)	神寶所 谷村孫十郎	掛幅	45.7×64.2	檀紙、折紙	10
130X@91@1	97	結城秀康書状	極月(12月)26日		中納言秀康(黒印、 印文未詳)	稲葉三十郎	掛幅	33.1×51.0	捻封ウハ書	
130X@92@1	93	松平秀康黒印状	辰(慶長9年)7月朔日	1604	(日下黒印、印文「秀 康」、松平秀康)	右宿中(山中宿〜金 津宿)	掛幅	36.0×23.5	堅切紙	
130X@93@1	110	徳川秀忠書状	卯月8日		(徳川)秀忠(花押)	勸修寺(光豊カ)	掛幅	36.3×52.5	折紙	67
130X@94@1	111	徳川秀忠書状	7月25日		(徳川)秀忠(花押)		掛幅	21.5×56.8	切紙	
130X@95@1	107	徳川秀忠朱印状	元和3年3月10日	1617	(日下朱印、印文「忠 孝」、徳川秀忠)	妙源寺	掛幅	44.4×61.4		63
130X@96@1	109	徳川秀忠御内書	(慶長9-元和8年)9月 7日	1604 - 1622	(日下黒印、印文「忠 孝」、徳川秀忠)	稲垣平右衛門尉(長 茂)	掛幅	45.0×64.8	折紙	
130X@97@1	119	徳川家光朱印状	寛永13年11月9日	1636	(日下朱印、印文「家 光」、徳川家光)	本覚寺	掛幅	44.0×61.0		64
130X@98@1	120	徳川家光御内書	(寛永3-15年)9月7日	1626 - 1638	(日下黒印、印文「家 光」、徳川家光)	稲垣摂津守(重綱)	掛幅	45.0×61.3	折紙	
130X@99@1	137	徳川家綱御内書	(承応3-明暦元年)5月 3日	1654 - 1655	(日下黒印、印文「家 綱」、徳川家綱)	稲垣藤三郎(重昭)	掛幅	46.0×65.2	折紙	65

請求記号	『史学』 翻刻	文書名	年月日	西暦	差出	宛所	形態	法量	備考	本図録 展示番号
130X@100@1	140	徳川綱吉御内書	(延宝9年) 9月7日	1681	(日下黒印、印文「綱吉」、徳川綱吉)	稲垣信濃守(重富)	掛幅	46.5×65.8	折紙	
130X@101@1	141	徳川家宣御内書	12月27日		(日下黒印、印文「家宣」、徳川家宣)	稲垣大蔵(昭賢カ)	掛幅	46.0×66.0	折紙	
130X@102@1	143	徳川吉宗朱印状	享保3年7月11日	1718	(奥上朱印、印文「吉宗」、徳川吉宗)	(遣迎院)	掛幅	73.0×62.5		
130X@103@1	142	徳川吉宗御内書	(享保10-12年) 12月27日	1725-1727	(日下黒印、印文「吉宗」、徳川吉宗)	稲垣摂津守(昭賢カ)	掛幅	45.5×65.5	折紙	
130X@104@1	147	徳川家治御内書	9月7日		(日下黒印、印文「家治」、徳川家治)	稲垣摂津守(昭賢カ)	掛幅	46.0×65.5	折紙	
130X@105@1	100	本多忠勝書状	(天正12年) 11月14日	1584	本平八(本多平八郎)忠勝(花押)	曾又六(曾我尚祐)	掛幅	29.8×42.5	モト折紙、切封ウハ書	12
130X@106@1	155	榊原康政書状	11月26日		榊小平(榊原小平太)康政(花押)	曾我又六(尚祐)	掛幅	30.0×41.5	モト折紙、切封ウハ書	
130X@107@1	130	井伊直孝書状	9月26日		井(井伊)掃部助直孝(花押)	大玄菴(大崎長行カ)	掛幅	35.5×52.8	折紙	42
130X@108@1	133	酒井忠勝書状	(寛永20年) 3月7日	1643	讃岐(酒井忠勝)(花押)	酒井内匠・三浦帯刀	卷子	31.4×134.5	続紙	70
130X@109@1	126	柳生宗矩書状	(寛永9年カ) 12月10日	1632	柳(柳生)但馬守宗矩(花押)	益田牛菴(元祥)老矩	掛幅	34.0×51.8	モト折紙	
130X@110@1	124	天海書状	3月15日		天海(花押)	出豊洲(出納豊後守)	掛幅	30.0×44.2	モト折紙、見返しの位置に元和5(1619)薬剂処方覚書(モト見返し紙背)	21
130X@111@1	118	以心崇伝書状	8月13日		崇傳(花押)	松河州	掛幅	32.6×42.3	捻封カウハ書	
130X@112@1	129	林道春(羅山)書状	7月3日		道春(花押)	久喜式少(式部少輔)	掛幅	29.4×41.8	封紙ウハ書	
130X@113@1	114	板倉勝重書状	(慶長8-17年) 2月22日	1603-1612	板(板倉)伊賀守勝重(花押)	岡本宮内少輔(義保)	掛幅	24.9×53.3	モト折紙	68
130X@114@1	108	高倉永慶書状	(元和3年) 9月22日	1617	藤右衛門佐永(高倉永慶)(花押)	板倉伊賀守(勝重)	掛幅	17.5×52.7	モト折紙	
130X@114@1	108	板倉勝重黒印状	巳(元和3年) 9月22日	1617	板伊賀(板倉伊賀守勝重)(黒印)	京都より秋田迄女改奉行衆	掛幅	17.5×52.7	モト折紙	
130X@115@1	123	板倉重宗裏書	寛永19年9月27日	1642	周防(板倉重宗)(黒印、印文「璉之」)		掛幅	30.0×21.5	後欠、寛永19年9月23日板倉周防守宛如意輪寺申状(前欠)の裏書	49
130X@116@1	128	板倉重宗書状	8月3日		板倉周防守重宗(花押)		掛幅	17.2×43.1	切紙	35
130X@117@1	125	板倉重宗書状	寛永20年10月10日	1643	板倉周防守重宗(花押)	祭主(藤波友忠)	掛幅	29.7×42.7	捻封カウハ書	69
130X@118@1	132	徳川頼房書状	9月18日		水戸中納言(徳川)頼房(花押)	松平伊豆守	掛幅	36.8×54.2	封紙ウハ書	
130X@119@1	138	徳川光国書状	(寛文3-9年) 12月9日	1663-1669	水戸宰相(徳川)光国(光圀)(花押)	松平亀千代(伊達綱村)	掛幅	20.8×51.5		47
130X@120@1	139	徳川光国書状	(寛文3年) 8月3日	1663	水戸宰相(徳川)光国(光圀)(花押)	今出川中納言(公規)	掛幅	16.4×43.2	切紙	48
130X@121@1	145	徳川綱條書状	正月3日		水戸宰相(徳川)綱條(花押)	諏訪部喜右衛門	掛幅	36.3×51.8	捻封ウハ書	
130X@122@1	144	徳川綱條書状	2月12日		水戸中納言(徳川)綱條(花押)	久貝甚三郎	掛幅	36.8×48.1	捻封ウハ書	
130X@123@1	148	徳川斉昭書状	2月15日		水戸宰相(徳川)斉昭(花押)	本圀寺	掛幅	41.5×54.2	折紙	
130X@124@1	136	保科正之書状	4月6日		保科肥後守正之(花押)	堀真作老	掛幅	35.0×50.2	折紙	

請求記号	『史学』 翻刻	文書名	年月日	西暦	差出	宛所	形態	法量	備考	本図録 展示番号
130X@125@1	131	江戸幕府老中連署奉書	8月5日		阿部豊後守忠秋（花押）・松平伊豆守信綱（花押）・酒井雅楽頭忠清（花押）	松平丹波守（光重カ）	掛幅	19.7×54.8	切紙（モト折紙カ）	
130X@126@1	134	松平信綱書状	4月19日		松平伊豆守信綱（花押）	松平丹波守	掛幅	19.2×53.5	切紙	62
130X@127@1	146	前田綱紀書状	正月2日		（前田）綱紀（花押）	木下順庵	掛幅	40.8×56.7	折紙	
130X@128@1		池田光政書状	（寛永3-14年）霜月22日	1626 - 1637	少将（池田）光政（花押）	土倉淡路（一成）・土倉隼人	掛幅	33.1×41.8	モト折紙、未翻刻	43
130X@129@1	122	堀田正盛朱印状	寛永18年2月20日	1641	堀田加賀守（朱印、印文「堀田正盛」）	高井源左衛門	掛幅	17.8×53.6	切紙	
130X@130@1	6	六波羅下知状	嘉暦4年7月23日	1329	越後守平朝臣（常葉範貞）（花押）・武蔵守平朝臣（金沢貞将）（花押）		掛幅	32.7×48.0		
130X@131@1	1	僧忍盛田地売券	宝治3年正月26日	1249	僧（忍盛）（花押）	（僧性慶）	掛幅	30.4×47.0		34
130X@132@1	2	平能隆田畠売券	正嘉元年後3月（閏3月）8日	1257	左馬允平能隆（花押）	（藤次郎成正）	掛幅	29.8×44.0		
130X@133@1	3	僧玄應田畠売券	建治元年5月26日	1275	僧玄應（花押）	（樋口殿）	掛幅	31.0×45.3		
130X@134@1	4	藤原万寿女私領売券	弘安4年2月28日	1281	藤原氏万寿女（花押）	（藤原石御前）	掛幅	30.0×44.5		
130X@135@1	5	一切経御供米請状	永仁3年5月12日	1295	（某袖判）・請使龍王丸		卷子	28.2×39.4	袖判は木版花押	
130X@136@1	10	安倍親宣日時勘文	貞和4年10月20日	1348	陰陽助安倍朝臣親宣		掛幅	39.8×41.0	洞院公賢任太政大臣のもの	37
130X@137@1	13	比丘尼楽生屋敷寄進状	文和元年12月20日	1352	ふたにくわゐんの比丘尼楽生（花押）	（いなりのちやうきやう寺）	掛幅	30.7×49.0		
130X@138@1	18	口宣案	応永8年9月29日	1401	藏人右少弁藤原（葉室）定顕奉	（権大僧都光暁）	掛幅	32.0×45.2	宿紙	38
130X@139@1	19	禅寿院供僧職補任状	応永11年10月26日	1403	（某袖判）	民部法印顕祐	掛幅	28.7×40.5		
130X@140@1	26	随賢蓮臺院承仕職売券	文正2年正月	1467	随賢（花押）	（東金堂方）	掛幅	26.6×45.1		
130X@141@1	32	三条西堯空（実隆）書状	6月6日		（三条西）堯空（実隆）	幸順御房	卷子	28.0×40.0	折紙、封紙（別文書カ）	23
130X@141@1	51	三条西実枝書状	7月朔日		（三条西実枝日下判）	宮内卿法印	卷子	28.0×42.6		
130X@141@1	31	三条西公条書状断簡	大永5年10月10日	1525	山蒼（三条西公条）	光明院衆僧（脱アルカ）/普門院/壽量院/長寿庵/心月庵/松林庵/一妙庵/了玄庵/弘秀院	卷子	25.0×42.4	前欠	
130X@141@1	52	三条西実枝書状	7月朔日		（三条西実枝日下判）/実枝（ウハ書）	光明院衆僧中	卷子	27.0×44.4	切封ウハ書	
130X@141@2	30	女房消息	永正10年9月15日	1513			卷子	30.7×53.5		
130X@141@2	33	女房消息				かうしゆんのはうへ	卷子	25.5×83.7		
130X@141@2	34	女房消息				えん□□るん	卷子	25.5×86.8		
130X@142@1	103	近衛信尹消息	11日		三（三藐院、近衛信尹）より	志公カ	掛幅	31.2×47.6		
130X@143@1		孔子像			伝狩野永納画・朱舜水賛		掛幅	86.0×31.5	絹本着色	16
130X@144@1	149	佐久間象山書状	3日		佐久間	菅賢克	掛幅	17.8×33.1	続紙（切紙）	
130X@145@1		明智光秀家中軍法定書	天正9年6月2日		（明智）日向守光秀（花押）		卷子	24.0×157.5	存疑	

御仕置、御考可被成候、已上、
御手紙并覺書令

拜見候、何茂得其意

存候、然者なま三右衛門儀、

昨日遊女共^ニ御呼寄^ニ 御

吟味之處、無紛^ニ付而、

彼三右衛門并宿式人共^ニ

昨日籠舎御申付候由、

遊女之儀者其町中^江

御預ケ之由、一々承届

尤存候、将又祇園御

旅所茶屋之儀、弥^モ壞^モ

候様^ニ近日急度可被仰

付哉と思召候由、内々

昨日も其御相談^ニ相

究候得共、近日祭之由

申候間、誤なからも若

祭^ニ障儀^モ有之間鋪

候哉、今少遅キ分ハ苦

ケ間敷候間、弥御了簡候て、

祭過^ニも可被仰付候哉、

御法度之遊女隠置候もの

此節者強ク被仰付可

然候、存之外方々^ニ遊女

隠置、諸国^ハ学文^ニ

罷上候出家・醫者勿論、

當地之僧俗共^ニ心を

（^通）
みたし、風俗も次第^ニ悪

罷成、人^ニより身上をも

つぶし候由、頃日追々慥^ニ

承候、遊女町とて人も

能存知候而有之ハ仕置も

仕能事^ニ候、市中^ニ隠置候

遊女ハ殊外害をなし候間、

能時節^ニ罷成候間、弥

強御僉議可被成候、猶

面上可申達候、已上、

（^{寛文}）^{〇年}、^{（^重）}
六月二日 板倉内膳正

（^正）
雨宮對馬守様

易ハ有之間敷候間、能直段之時分^{〔篇〕}

小野岳左・同長左談合之上拂可申候、此跡世間能時分之積とは違可申候事、

一、飢人粥喰せ候事、忝人^ニ大方忝合三夕計之積之由申越候、是ハ米計之事候哉、塩薪積候ての事候哉、又数千人之中^ニ女童も可有之候、それもおとな同前^ニ喰候積^ニて候哉、一圓合點不申候、米計^ニて忝合のかゆハ事之外多キ物^ニて候、古^ニ唐^ニも飢饉之時分ハかゆを喰せすくひ候事度々有之事候、

それハいろ／＼の物を合菜候而米ハ多ハ入不申候、

それ^ニてさへ飼扶候間、米計忝合三夕宛之

積ハ餘馳走過ハ不申候哉、村々^ニ田地も不持、

其村^ニかゝり候て罷有候もの、分へさへ

忝合之つもり夫食かし申付候處、飢人^ニ

粥くハせ申候には多ハ無之事候哉、左様之

所をも能考候哉、併只今かゆをすくなく

仕候ハ、世間^ニて何かと可申候間、其まゝさし置

可申候事、

一、町中へかし米之儀、賣付と申越候、賣付と

申候ハ其所^ニて米拂かね申候所^ニて、其町・

其村へね段をたて此方賣付候て取申候

を賣付と申候、其町^ニ米ヲ借たり申^ニ付而

過分之米を借渡し、末^ニ高直^{〔篇〕}を以取申候、

世間へ人間候ても、かし米と申候へハ其町への

用捨^ニ成申候、賣付と申候へ者むりに賣付

ねをたかく取申候とて、世間^ニてハむりなる

仕置之様にさた仕物^ニて候、何事も考無之故、

事もかけさる事^ニ不入名を名のり候かと

存候事、

一、最前周防殿方被仰越候京都在之若狭之^{〔取寄書〕}

飢人之儀、若狭のもの^ニ無紛ものハ尤請取置可申候、若狭之もの^ニて無之もの請取候事ハ不入儀候、餘月日をかけ洛中ひろき所を尋させ候事も不入事候、家田地を持申候もの京都へ乞食^ニ出し候儀ハ、其村之名主并代官之越度^ニて可有之候、以来も可有之事候間、田地を

持、家を持罷有候もの他国へ乞食に出候儀ハ、無據飢候と相見候之間、左様成者於有之者、其村の名主ハ代官へ申届、代官ハ奉行共へ

申渡、夫食をもあたへ他国不仕候様^ニ可仕

子細^ニ候、以来之ため^ニ候間、名主・代官^ニ急度

可申渡候事、以上、

^{〔寛永〇年、一六四三〕}
酒井内匠殿

三月七日 讃岐(花押)

酒井内匠殿

三浦帯刀殿

コラム 板倉重矩書状

^{〔追記書〕}
尚々三右衛門隠置候遊女、

親なとも可有之候、親相對^ニて

遊女^ニ遣し候へハ、本遊女町^ニて

^{〔以下行間〕}
無之候間、罪^ニ存候、如此之遊女ハ

江戸^ニて如被 仰付候、公儀^{〔江上〕}召上、

女ノ心次第^ニも可然候哉、又参所も

於無之ハ、是又江戸^ニて如被仰付、

遊女町^へも遣し置可然候哉、

いつれの道^ニも脇々ノ町^ニ遊女

隠置候儀不罷成候様之

被作 御筆候儀

頗忝存候、此旨可然

様奉頼候、恐々謹言、

卯月八日 秀忠(重忠) (花押)

勸修寺殿

68 板倉勝重書状

尚々、兩人共、御隙

入候ハ、程近候間、

健成者ニ持せて可

給候、少度

見申、其儘返し可申候、

以上、

急度申入候、

今日者相国寺、

參、圓光寺ニ居

申候、仍柳芳軒と

貴所田地出入之

儀候間、御朱印

只今可有持參候、

圓光寺へ可懸御目候、

若貴所煩氣候ハ、

新吉殿ニ持せて

可有御越候、為其

申入候、恐々謹言、

板伊賀守

二月廿二日 勝重 (花押)

罪本宮内少輔殿

御宿所

69 板倉重宗書状

貴札令拜見候、随而今度

酒井讃岐守殿就御上京、御私宅へ

使者被進之候処、御満足ニ

被思食、為御礼御越被成度之由

御尤存候、其元御神事御

仕廻被成御上り可被下候、猶期

面上之節候、恐惶謹言、

寛永廿年

十月十日 重宗 (花押)

祭主様 御報

板倉周防守

70 酒井忠勝書状

一、未進在之村ニて家をうらせ未進を取候由申候、

縦當所務計ニて来年は他所へ渡候とても、左様ニ

不作法成儀ハ有之間敷事候、家などをこほし

うらせ候て未進を取候てハ無詮事ニて候、

代官共ニ其段急度可申渡之事、

一、大津米之拂様之事、少宛不絶拂候様ニ

可申付候由申越候、それハ何と仕たる事候哉、

ね段のやすき時も不絶拂候様ニ可仕との事

にてハ無之候、最前申越候ハ、大津之倉ニ米

多詰置申間敷候、只今世間之蔵ニハ米一圓

無御座候處、我等蔵計米多詰置候由

申候間、五千表・三千表つ、蔵ニ置、直段よぎ

時分拂候ハ、又五千表・三千表つ、相届候

様ニと申事候、惣別今程米むさと拂

捨申間敷由先日申越候ハ、とかく諸国ニ

米すくなく候間、十月迄者米高クハ成候共、

61 豊臣秀頼筆豊国大明神神号

豊國 大明神

(書印)
秀頼八才

62 松平信綱書状

至日光 御着座

御機嫌之御様子承度之由

得其意候、増々御氣色

能被成御座、御祭礼御

法事等天氣迄好御執

行首尾無残所候間、可御

心安候、随而搗栗一箱進上之候、

遂披露候処、一段之仕合候、

恐々謹言、

松平伊豆守

四月十九日

信綱(花押)

松平丹波守殿

63 徳川秀忠朱印状

寺領參河國碧海郡

栴子村三拾石寺中・并竹木
西坊共

諸役免許等事、任去

(六〇三)
慶長八年九月十一日先

判之旨、永不可有相違之状

如件、

(二六七)
元和三年三月十日

(徳川秀忠 印文・忠孝)
(朱印)

妙源寺

64 徳川家光朱印状

當寺領山城國深草之内

三拾壹石事、任(二六五)
元和元年

七月廿七日・同三年七月廿一日

両先判之旨、弥不可有

相違者也、仍如件、

(二六三)

寛永十三年十一月九日

(徳川家光 印文・家光)
(朱印)

本覺寺

65 徳川家綱御内書

為端午之嘉儀

帷子单物到来、

怡思召候、猶

酒井雅樂頭可

申候也、

五月三日

(徳川家綱 印文・家綱)
(黒印)

稲垣藤三郎とのへ

66 豊臣秀頼御内書

為重陽之祝儀

呉服二到来、

祝着候、猶片桐

主膳正可申候、謹言、

(光信)
九月七日

(豊臣秀頼 印文・秀頼)
(黒印)

分部左京亮とのへ

67 徳川秀忠書状

伊勢物語之義奉

伺 叡慮候之處、

(以下第一紙) (黒田甲斐守書状)
崩口仕寄黒田同前二

申付候、大慶不過之候、

様子土勘使能々見及

候之条、可有御尋候、此比

(全無道) 赤國へ相働候、彼表之儀

無別条候間、可御心安候、誠

遠路度々預御状候、難

謝次第候、猶追而可申入候条、

令省略候、恐々謹言、

(文禄二年、一九三) (加藤)
七月十六日 清正 (花押)

曾我又六郎殿

御陣所

58 毛利秀元書状

小性^(長)之者共

之馬渡船自

其元申付之由候、

早々相渡候様二

肝煎可仕事

專要候、若其

表にて船共延

引候者不可

然儀候、爰元二ハ

船も可在之由

(以下見込) 申候条、自何方成共

可指急事肝

心候者也、

(慶長二年、一九七) (毛利秀元)
六月廿六日 (花押)

(三上豊後守元安)
三豊

(吉井平右衛門元武)
吉平右

59 徳川家康書状

其元雜説申候由

承候間、内々自是

可申入与存候得共、

即時静由候条、

無其儀候處、被入

御念早々御折紙

(長岡忠光) 本望存候、羽越中殿

其地へ御越之儀候間、

萬可被仰談候、猶期

後音之時候、恐々謹言、

(慶長五年、一六〇) (徳川)
三月廿七日 家康 (花押)

(前田綱長) 越中中納言殿

60 上杉景勝書状

(通而書) (長巻) 尚々須田かたへも

右之通可申越候、已上、

築川表へ政宗相

動候由注進候、於議

定者可出馬之条、其

内各令相談堅固之

(兼巻) 備尤候、直江事も今

六日米沢迄歸着候間、

(直江兼巻) 同時二可相動候、

山城かたへ其許ちも

可申越候、謹言、

(慶長五年、一六〇) (上杉)
十月六日 景勝 (花押)

54 贊

題

前太閣

(朱印) 秀吉公之御判

百戰功成威氣彰

関門不顧尽扶桑

大唐日本朝鮮國

一将平年兩鬢霜

龜泉禪菴

點驢子(カ)

55 羽柴秀吉書狀

(追而書) 尚以兵糧之儀、

(限律題) 大坂にて可相渡之

(以下上段) 由雖申候、堺方

取

よせ

(以下行間) 先陣にて可相渡候間、

可被得其意候、以上、

(和氣題) 積善寺之儀、早々

令落居候条、明

日我々令陣替候

(信達) 間、皆々儀したち

鳥取まで可被

陣替候、不可有油

断候也、

戌刻

(大正十一年、一五八五) 三月廿二日 秀吉(別巻)

(秀吉) 長谷川藤五郎殿

(奥通) 稻葉彦六殿

(照政) 池田三左衛門尉殿

(何道) 牧村長兵衛尉殿

甲賀衆

56 豊臣秀吉朱印定書

定

一、軍勢味方の地にをいて濫妨狼藉之輩、

一錢きりたるへき事、

一、於陣取火を出す族在之ハ、からめとりい

たすへし、自然ちくてんせしめハ、其主人

罪科たるへき事、

一、糠・わら・たき、さうし以下、亭主に相理可

取之事、

右条々若令違犯者、忽可被處嚴科

旨被仰出候也、

天正十八年正月

日 (朱印) (豊臣秀吉、印文未詳)

57 加藤清正書狀

(モト親親のハ書カス)

(高拓) 曾我又六郎殿

御陣所

加藤主計頭

清正

追而申入候、仍晋州表

之儀、去月廿二日諸勢

押詰、築山仕寄等無

晝夜之堺、各被仰付候、

然處同廿九日申刻ニ拙者

手前之石垣引崩候、

依之諸手と已時乘

入、一人も不殘討果申候、右

恩賞之由、被仰出候、恐々謹言、
(泰禄九年一五六八)
八月六日

祐尊(花押)
藤長(花押)

坂原七人衆中

52 室町幕府奉行人連署奉書

今度御敷地事、織田彈正忠信長
依被申請之、為替地慈徳寺并境内
等一圓可被存知之旨、信長被執申之趣、被聞
召入訖、弥可令進止給之由、所被仰下也、仍執達
如件、

元龜三年五月廿五日

豊前守(花押)
左兵衛尉(花押)

53 織田信長朱印状

今度遠州在

陣衆兵糧之事、

所々へ雖申遣候、

當郡内之商人

共ニ被申付、商賈之

八木船にて可届候、

いかにも順路ニ

可申付候間、以其旨

商人共ニ急度

被申付可然候、不可

有油断候、恐々謹言、

六月五日 信長(朱印)

佐治左馬允殿

54 羽柴秀吉陣立書

右二 池紀貳千
(池田紀伊守元助)

一 森武蔵貳千
(長可)

参千

中三

長はま衆(派) 千三百
高山右近丞(重友) 千
木下右衛門尉(重久) 七百
德永石見入道 四百五十
瀬田左馬允 貳百
小川孫一郎(祐忠) 貳百五十
合四千

右四 三好孫七郎
先手 貳千

五

木下かけゆ(利匡) 貳百
三好孫七郎貳千
木下助左衛門尉(祐久) 三百五十
合貳千五百五十

左二 池勝入貳千
(龜田恒興)

此備都合 壹万九千五十

左四 中川藤兵衛尉秀政
三千五百

秀吉(羽忠)
秀吉(花押)

當之至存候、其表弥御

無為之由珍重存候、如承

意我等義緩々鷹狩

令大慶事候、尚使者

可為演説候、恐々謹言、

水戸宰相

十二月九日

光國(藩川)(花押)

松平龜千代殿

御報

48 徳川光国書状

貴簡殊為御新宅之

御祝儀一種被懸

御意、過當之至

御座候、弥御安全御事

珍重存候、光国(藩川)恐惶

謹言、

水戸宰相

八月三日

光国(公題)(花押)

今出川中納言殿

貴酬

49 板倉重宗裏書(後欠)

如意輪寺如此被申候、先如意輪寺

時分のことく寺領之八木早々可有

御渡候、申分於在之者何時成共

可承候、先如意輪寺時分之儀

我等も委存候間、申分有間敷候、以上、

寛永拾九年午九月廿七日

周防(板倉重宗)(黒印)

49 紙背 如意輪寺申状(前欠)

今更破滅仕候段咲止千萬に存、かし申上候間、彼寺建

立の時分より居申候東寺の寺僧、于今一兩人も御座候

間、被召出 權現様御仕置之上(藩川家題) 未代まで相立候様ニ

被仰付可被下候、今の分に知行等も無御座候へハ拙僧相

かかへ申候事成かたく候間、伊賀守様御取立の筋目に御座候

間、彼寺上申度奉存候故、乍恐如此申上候、

吉野山

如意輪寺

板倉周防守様

寛永十九年九月廿三日

50 細川持元書状

明春御慶珍重候、

抑明日ハ(嘉例)にまかせ

山(山科)しなへ御出候、それにも

目出御出あるへく、兼又め

つらしき物進し候、しつかに

御らんし候て、その御返事をハ

可承候、恐々謹言、

正月十一日 持元(細川)(花押)

弥九郎殿へ

51 一色藤長等連署奉書

為御礼御太刀一腰・御馬一疋

進上之旨、令披露候、仍

御出張儀付、可有馳走之由、

言上尤 御感候、近日織田

尾張守可為出勢候間、其刻

弥於被抽忠節者、可有御

九月廿六日 直孝（花押）
（天龍長行也）
大玄蕃殿

参

43 池田光政書狀

（主勝也）
市正為養

生罷上候由、

氣色之様子

如何候哉、無心

元候、寒天

之時分候間、

無油斷繼世

（以下見返す）
尤候、猶生駒

左近かた方可

申候、謹言、

少将

霜月廿二日 光政（花押）
（池田也）

土倉淡路殿

土倉隼人殿

44 島津龍伯（義久）書狀

従 門跡様

被成下 御書候、

忝令拜見候、

度々書物之儀

申上候処、無異

儀被遊候事、

恐悦至極候、

此等之趣宜預

御披露事、
所庶幾候事候、
恐々謹言、

（福澤理夫志）
嶋修入道

十一月十二日 龍伯（花押）
（天正十七年九月一五八九）
（義久也）

大谷治部卿殿

45 浅野幸長銀請取狀

覚

銀四貫六百六拾六匁六分六厘元判、塩役之運上也、

右請取所如件、

慶長十一年正月七日（黒印）（花押）
（浅野幸長）
（印文・幸長）

掃部三郎かたへ

46 黒田長政書狀

已上

六郎右衛門差上候間

申遣候、了清所へ

請取候金子、六郎右衛門ニ

相渡國本へ可下候、

六郎右衛門切かミを三右衛門ニ

相渡下可申候、其方

切かミハ返可遣候也、

三月十一日 長政（花押）
（黒田也）

47 徳川光圀書狀

御使札拝受、弟鷹

一聯・単一居并両種

送給之、御懇情之段過

今月廿二日乙酉 時亥

貞和四年十月廿日 陰陽助安倍朝臣「親宣」
(二三四)

38 口宣案

「口宣案」
(口宣案、瑞雲銘)

「上卿 坊城大納言」
(後佐)

應永八年九月廿九日 宣旨
(四〇)

權少僧都光曉

宣轉權大僧都

藏人右少辨藤原定顯 奉
(業定)

39 武田勝頼朱印状

定

先御判形之旨、自今

已後 聊不可有御

相違之由、被 仰出者也、

仍如件、

天正二年 戊
(五七四) 左衛門佐奉之、
(武田氏)

三月廿四日 (朱印)

平尾三右衛門尉殿

40 大内持世書状

「
(墨引)

全鑑庵納所禪師 持世」
(大内)

先日度々御出恐

入候、以面申度子細等候、

御隙候者、光臨本望候、

恐々謹言、

三月廿七日 持世 (花押)

全鑑庵

納所禪師

41 織田信雄領知判物・同領知目錄

領知方四拾壹貫

文事、當知行

上、全領知不可有

相違之状如件、

天正拾年
(二五八)

七月廿四日 信雄 (花押印)
(織田)

山田七郎五郎殿

「見返シ」
目錄

一、卅貫文 大野主水分

一、五貫文 むしか方所々

一、六貫文 但淺井小二郎分 名田ノ私徳分

以上

42 井伊直孝書状

尚々其元萬端
(直孝)

御失つい不参候様ニ

主馬殿へ御惣談御事
(大野治房)

御肝要ニ 存候、以上、

入御念奈茸

壺籠 上様へ
(徳川秀忠)

上り申候、大梨子

壺籠送給候、

寔忝賞翫申候、

恐々謹言、

井掃部助
(井伊)

一、三ッはし(橋)

一、しほ川(塩)

一、べつふ(別府)

一、はまさき(浜崎)

右五ヶ所くたし

おき候、くハしく、せう(少納言、喜多)

なこん二あひことハリ候、

仍如件、

天正十七年己丑

拾月十九日

(伊達政宗 印文「龍麟」)

片倉小拾郎殿

33 徳川家康朱印状

甲斐國法華寺領上村

内拾参貫文之事、

右領掌不可有相違之状、

如件、

天正十一年二五八三

四月十九日 (朱印)

(徳川家康 印文「福徳」)

法華寺

34 僧忍盛田地売券

「請取」直米事、

合陸斛本斗定

右如員請取畢、

請使大宅貞弘」

沽却 田地新券文事、

合壹段者、字是垣内、

在大和國添上郡四条三里十七坪之内、
自西一段目、

限東際目、限西際目
限南大河、限北畔、

右件田地、元者僧忍盛之先祖相傳之私領也、

而今依有要用、限直米陸斛本斗定、限永代

沽却僧性慶既畢、但雖可相副處分帳お

依有類地不能副渡、而處分帳之面毀波畢、依

後代證文放新券文之状如件、
寶治三年正月廿六日 僧 (花押)

35 板倉重宗書状

御書頂戴仕候、自

紀州御仕合能御上

洛目出度奉存候、殊

御茶碗碗拜領仕、誠

過分至極奉存候、此

等之趣宜預御披露候、

恐々謹言、

八月三日 重宗 (花押)

板倉周防守

36 足利尊氏感状

(花押)

於保五郎宗喜

軍忠神妙、可有

恩賞之状如件、

建武三年七月十九日

37 安倍親宣日時勘文

擇申 任太政大臣日時

29 付 預り申一札之事

預り申一札之事

一、御朱印式通

地方、御書物式通 但 先年町内庄左衛門預り候由、而、當時源兵衛方有之、相談之上、町内へ預り候分、

内 沓通 大久保与一郎様御名前にて天正十七年十二月一日大置庄

沓通 三枚橋と在之、
内膳正様御名前にて慶長四^{己亥}年七月吉日右下ノ村也、
駿東郡三枚橋町百姓中へと在候、

右者、此度私名主役被 仰付候ニ付、預り申処相違 無御坐候、然ル上者火難水難ハ不及申、随分御大切ニ 預り可申候、且又私退役致候ハ、先々之通町内 百姓中江相渡、夫レ後役之仁江被相渡候様可致候、 為後證預り一札依而如件、

名主

寛政八年^(七九〇)辰三月

宜三郎(印)

三枚橋町

惣百姓衆中

30 豊臣秀次朱印状

船作事之様子 為可被聞召届、 使者を被指遣候、 年内無餘日候、 来年二月始比 至于名護屋、 舟共悉可被指 越候条、成其意

不可由断候、作事

摸樣彼是具

可申上候也、

十二月二日(朱印)

30 付 秋田史館青印状

佐竹左衛門家人

高久徳兵衛

一、太閤秀吉公書一通

一、関白豊臣秀次公書一通

一、同朱印書一通

右三通傳來之文書たる事

顯然なり、委細写之御記録^江

被載置訖、向後火災紛失於

有之者、以御序御写拝領可備

後代之龜鑑者也、

寛政五年三月日(青印)

31 毛利輝元書状

相杜上表之地遣

候、公役之儀、堅固

可相敷事、肝要候、

猶松源次可申候、謹言、

天正十六

三月十一日 輝元(花押)

(墨引) 堅田弥十郎殿 輝元

32 伊達政宗朱印状

一、かな川

以外相違之年ハ、所之領主と立合、^{〔見〕}檢見ヲ請、石詰三分一百性可取之事、

一、夫役之儀ハ高千石ニ付三人たるへし、但百性無之在所ハ千石ニ付三拾石宛可出候、少知之給人衆ハ、高百石ニ付三石宛為夫米可出置候、右御定之通夫役相勤候者、別ニ人足被遣儀有間敷事、

一、所之地頭と申候共、御帳面ニ付候百性等奉公人ニ出候事、其村肝煎之儀ハ不及申、隣家之者迄可有御成敗候、并御代官衆・御給人衆にても小者之可仕役儀ニ百性ヲ遣候ハんと申候共、一切同心申間敷候、次他郷と申分ハ勿論、縦同百性と喧嘩口論之出入在之共、所之代官・領主へ不申聞、郡奉行へ互指上、理非之穿鑿可相究候、萬一奉行不及分別儀候者、從郡奉行公儀可指上候

旨被 仰出候、又舛之儀ハ計舛ニ相定候、とかきハ四寸五寸廻之竹を以、百性面々計可相渡候、無御判計舛にて取引一切御法度候、其上口米石ニ貳舛宛在之上ハ俵をも能ふるひ、筵ニも不付候様ニ可仕候、次今度御帳面ニ在之出作田畠等領主へ指上儀、堅御法度候、若其者死失候跡之田畠

をハ其村之者共として可作事、付り、此所府中衆之知行所ニ成候者、年貢米御究までハ可相屈事、一、年貢等相濟後、諸給人衆在郷ニ居住、其上手作仕候事在之ハ則可申上候、為其村不申上

從余之村相聞候ハ、其村可為曲事候、又繩之内ニ在之諸木之分、御代官・給人・郡奉行自然可取と申候共、出シ申間敷候、但蜜^{〔蜜〕}村之木油之木之事ハ歩数ヲ引、繩之外ニ御算用之上ハ、公方物之儀候、其内を以三分二上、相残ハ木主ニ遣候間、木之修理等能可仕候、次屋敷廻之土居竹木

野山井溝堀河道以下、繩之外之上ハ給人衆之儀ハ不及申、百性等其かまひ有間敷候、然上ハ郡奉行可任下知事、付り、米与大豆之わりハ沼津町の賣買^{〔前市〕}のわしを以可算用候、賣買

なミにもはつれやすく可取と申衆中於有之ハ、百性面々代かへ米を以可相濟事、一、御蔵入之所人足役等然々無之間、給衆方とハ毎年一損上りにて候、何篇御蔵入之仕置守、諸

給人方へハ一損宛下可出候、諸色御置目通相濟、其上給人衆我百性と云非分申懸儀ハ勿論、縦如何舛之科在之共、為私成敗之儀是又堅御法度候、曲事眼前之儀候者則搦捕、

郡奉行ニ渡、理非之有糺明、其上從公方可被仰付候、若御置目ヲそむき成敗申衆

中於有之ハ、則所之小百性迄一同ニ不殘直訴可申事、

右之通堅可申聞之旨就 御意如此候也、^{〔御目付〕}
^{〔五九〕}慶長四^{〔己亥〕}年七月吉日 内膳正^{〔朱印〕} (花押)

駿東郡

右ハ下ノ村也 三枚橋村惣百姓中へ

25 小河成春軍忠状

丹波國御家人小河小太郎成春申

建武二年十一月二日被成下御教書之間、率

一族已下軍勢等、同十二月廿八日式部伊賀四郎・

同一族并真壁彦三郎等相共於當國大

石宿舉御旗、同三年正月三日押寄大枝

山致散々合戦、御敵捕大納言家之刻、若黨

得丸、大貳房良弁等數多。之條、式部伊賀

左衛門入道・村杜孫次郎等所令見知也、令頂戴

御判、欲備龜鏡、以此旨可有御披露候、

右言上如件、

建武三年正月四日

(花押)

27 足利晴氏書状

為御祈禱卷数

并茶進上目出

度候、謹言、

九月五日 (花押)

鹿嶋神主殿

28 今川義元朱印状

(朱印)

傳馬貳疋無相違可出之

者也、仍如件、

足代玄蕃

永祿參年

四月八日 朝比奈丹波守

奉之、

駿遠参宿々中

26 足利氏滿御判御教書

淨光明寺領伊豆國三津庄内四ヶ村・相摸

國金目郷北方波多野村・奴田郷大槻村・白根

庄内石藏寺田畠敷地・四宮庄内今里村・武藏

國男衾郡内和田郷・上総國山邊北郡内堺

郷并鹿見塚・湯井郷・周西郡内最勝福寺

田畠敷地及寺邊敷地諸公事等事、早任

官符宣并京都御成敗之旨、所被免除也、

者可被存其旨之狀如件、

明徳四年三月晦日

當寺長老

(花押)

29 横田村詮法度

御法度被 仰出条々事

一、當所免合之儀、今度御檢地帳面を以、毛付ニ六ツ宛可出候、若大日損・大風雨にて作毛

22 大友宗麟（義鎮）朱印狀・大友義統書狀

為今年祝儀、太刀一腰并

嶋織一端送給候、祝着候、

從是（親覽）一振進之候、猶田原

近江守可申候、恐々謹言、

三月廿七日 宗麟（大友義統）（朱印）

蒲池勘解由使殿

連々忠意之次第、于今無

變化之由、乍案中感悅無

極候、然者任御入魂之旨、爰

元出勢之儀、無油斷申催候、

急速日田郡迄差立候之条、

其表之才覺無相違様、才

覺肝要候、殊黒木表之事

早々被打果、各可被頭心底

事專一候、於様躰重々可

申談候、仍三潞郡之内本郷

五拾五町分之事、預進之候、

可有知行候、恐々謹言、

九月十六日 義統（大友）（花押）
蒲池兵庫頭殿

23 三条西堯空（実隆）書狀

「統惠御房」

和尚号 勅裁

進之珍重候、阿

弥陀經一卷、可

預御廻向候由、同

御傳達所仰候也、

六月六日 堯空（三条西実隆）

幸順御房

24 織田氏奉行衆連署奉書

今度各御申之

趣、卅六人之衆、相

双而令披露処、

被對義統忠節之

上者、去永祿九年

十二月十五日、任光録（織田義統）

御判形之旨、全

可有領知之由、朱

印被遣候、弥孫犬殿へ

可被抽忠勤事、

簡用之由候、恐々

謹言、

木下藤吉郎（永祿十一年九月一五六九）

卯月十六日 秀吉（花押）

丹羽五郎左衛門尉

長秀（花押）

中川八郎右衛門尉

重政（花押）

明智十兵衛尉

光秀（花押）

廣野孫三郎殿

御□□

各御馳走可為忤悅候、
雖為何時、御機遣之
刻者、父子^二一人罷立、
見放申間敷候、可御心
安候、恐々謹言、

松永右衛門佐

八月五日 久通（花押）

松永彈正少弼

久秀（花押）

宇野修理亮殿

進之候、

19 前田玄以判物

當村之儀、

八条殿御知行^二
（智仁親王）

被仰下候、然者

當納皆済之間、

一切他納不可

仕候也、

慶三^{（慶長三年、一九九八）}

德善院^{（前田）}

九月廿八日 玄以（花押）

多氐郡於多田^{（前田）}

百姓中

20 前田利家朱印狀

今度當町陳^{（陳）}

取付而、宿之儀

造作共令祝着候、

然者能・賀・越中^{（能登）（加賀）}

三ヶ国にて何様

雖有商賈、不可有^{（憑）}

諸役者也、

天正十八^{（一九九〇）}

三月十三日 利家^{（前田）（印文利家長壽）}（朱印）

信州檜井

原孫右衛門殿

21 天海書狀

以上

細々書狀念入申候、

御所様御機色于今^{（大御所）}

御本覆無之候、當月

吉凶見え可申候、

爰許無替儀候、

猶明日從妙門様^{（妙法蓮華門様）}

御使返^二以書狀可申候付、

令畧候、恐惶謹言、

三月十五日 天海（花押）

出豊洲^{（出納豊後守）}

机下

（モト見返シ紙背）

元和五 正月^{（二六）九}

黒方一剂 高越州へ

七月十九日

黒方百匁 水摂州へ

使

儀候、疎意存間

敷候、尚期来

信之時候、恐々

謹言、

十一月十四日 忠勝(本多)

十一月十四日 忠勝(本多)

曾又六様 忠勝

御報

13 足利義詮袖判下文

(足利義詮)

下 佐々木備前守高満

可令早領知越中國柳河・

野積兩保地頭職事、

右為勲功賞、近江國河田郷替

所宛行也、者早守先例可致

沙汰之状如件、

貞治五年十二月廿二日

14 足利義澄御判御教書

(足利義澄)

近江國志賀郡普門并南庄

北方等日嚴院代官職事、為

料所於有限年貢者嚴密

致執沙汰、至下地者永上坂

掃部助秀盛可全領知之狀

如件、

永正三年十一月三日

「(異筆)左兵衛督満兼(花押)」

15 斯波道孝(義教)施行狀

桂久菴雜掌与臺所別當代相論

藤木田壹町内貳反号春近等事、訴

諫狀如此、於桂久菴訴訟者無其

謂之間、被棄置訖、然早任御書之

旨、可被沙汰付臺所別當代之由、

所被仰下也、仍執達如件、

應永十二年十一月十二日 沙弥(斯波義教 法名道孝)

一色左京大夫入道殿

16 孔子像贊

前乎此者無仲尼則

堯舜之道際衰周而

絕、後乎此者無仲尼則

物則民彝至於今隕滅、

集百王目 成大匯文明、

弟子朱子瑜拜題(方形朱印)(方形朱印)

17 小早川秀秋黒印狀

於筑前國志廣

郡野北村之内

四百石令扶助訖、

全可領知者也、

慶長五

八月十九日 秀秋(小早川) 秀秋(印文 秀胤)

安藤九左衛門尉とのへ

18 松永久秀・同久通連署書狀

人之儀候間、不相替

(實忠王)
伯殿雜掌

8 赤松直祐書下

摂津國有馬郡内福嶋村事、南禪寺
慈聖院領也、而直祐成檀那一分
申上者、聊檢断人足諸公事等
止其沙汰、子孫不可有煩妨之儀候、
自然國物念時者、可加扶持者也、
仍為後日狀如件、
(四六三)
寛正四年卯月廿九日 直祐 (花押)

9 大友義統書狀

猶々彼宗門之儀、如何^二
被進候共、同心有間敷候、
(以下上段)
相構而當風^二なひかれ候
てハ義統外聞
(以下行間)
残所なく候、こま^くハ口上相含候間
筆留候^く矣、

度々如申候、宗門之儀付而、從
(大友宗義)
休庵如何^二被進候共、不
可有同心候、若又相違之儀候
者、向後可為等閑候、於様子ハ
此内申盡候間、不能細筆候、
恐々謹言、

三月廿八日 義統^(大友) (花押)
一万田越中守殿

10 徳川家康朱印狀

(山城國)
於八幡庄内

壹石五斗四舁之

事、全可

社納候也、

(二六〇)
慶長五年

五月廿五日 家康^(印文「忠徳」) (朱印)

神寶所

谷村孫十郎

11 足利尊氏軍勢催促狀

令下向播州、相催一族、不日
可抽軍忠之狀如件、
(二三六)
建武三年二月五日 (花押)
(足利尊氏)
廣峯又太郎殿

12 本多忠勝書狀

尚々御狀拝見
(以下行間)
忝候、自之可申
入候處、何ケ度
(以下行間)
取乱候故、乍存知
無沙汰之儀^二候、
委細御使者へ
申渡候間、不能具候、以上、

思召寄御使札

本望之至候、如仰

御無事早々相済

目出存候、近日

(御用)
家康開陣可被

申候、東筋自然

相應之御用可蒙

反町文書翻刻（図録掲載分）

1 足利義昭御内書

當國^{（安芸國）}下向之事、對輝^{（毛利）}元度々

雖申遣之、織田依相談加思慮之由、

被聞食候、然者信長逆意既露顯条、先

至^{（備後國）}鞆相越候、此節急度令意見馳走

肝要候、於京都可抽忠節旨、每度

令言上、此中疎略之跡、無是非次第候、

委細申合上野大和守・小林民部少輔候、

猶昭光可申候也、恐々謹言、

（足利義昭）
（天正四年一五七六）
二月八日
（花押）

安國寺

2 上杉謙信書状

態使僧快然候、此表存分之儘^ニ申付候、少々賀州之一揆等

雖蜂起候、令出勢兩二三度追崩安養寺内押入候、以来

敵一騎一人不見得候条、十八号當地瀧山^{（日脱）}江寄、兩日越衆

碎手、諸廻輪打破、實城計^{（本丸）}取成、於戸張際何ケも不入、

自賀州入置候無碍光共^ニ懸繩、先達水越延頸、河田豊前守

役所^{（長懸）}江走入候間、無了簡身命斗相助、城内悉焼払、

今日為破却候、猶彼使僧見聞之間、不及申届候、随而織色

式端到來、祝着候、猶万吉重而、恐々謹言、

追而弥可入魂覚悟候

同意可為祝着候、以上、

（元龜三年一五七二）
九月廿三日 謙信（上杉）
（花押）

平加賀守殿

3 伝上杉景勝黒印状

さ川のおか地

まいらせ候、さうく^{（早々）}

地きやうしかるへく候、

めてたく、以上、

（天正十年壬午）

十月吉日（黒印）
（印文不明）

おは、へ

まいる

6 豊臣秀吉朱印状

八幡庄内六拾九石

令寄附之訖、

可全寺納候也、

（天正十七）

十一月十九日（朱印）
（印文未詳、豊臣秀吉）

八幡山

瀧本坊

7 室町幕府奉行人奉書

山城國宇治郡勸修寺

八幡宮田・同末寺願

興寺・安祥寺新御

領已下大奉弊米^{（幣）}

事、免除之地^{（云々）}

早可被止催促之由候也、

仍執達如件、

應永廿二

八月七日 基喜（花押）
（家書）

謝辞

本展示会および図録の準備にあたり、下記の皆様よりご協力を賜りました。感謝してここに記します。(50音順、敬称略)

<個人>

反町キクエ

門田 理

木島温夫

上島 享

宇佐見隆之

佐々木孝浩

実方葉子

末柄 豊

谷 徹也

林 晃弘

前嶋 敏

柳田利夫

<機関>

東京大学史料編纂所

櫻谷文庫

秋田県公文書館

京都大学文学部古文書室

泉屋博古館

新潟県立歴史博物館

慶應義塾大学文学部古文書室

第29回慶應義塾図書館貴重書展示会

古文書コレクションの源流探検

一反町十郎、反町茂雄、木島誠三、木島櫻谷、そして…

2017年10月発行

監修/展示図録執筆 中島圭一 上野大輔

編集・発行 慶應義塾図書館

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

Tel 03-5427-1625

印刷・製本 昭和情報プロセス株式会社